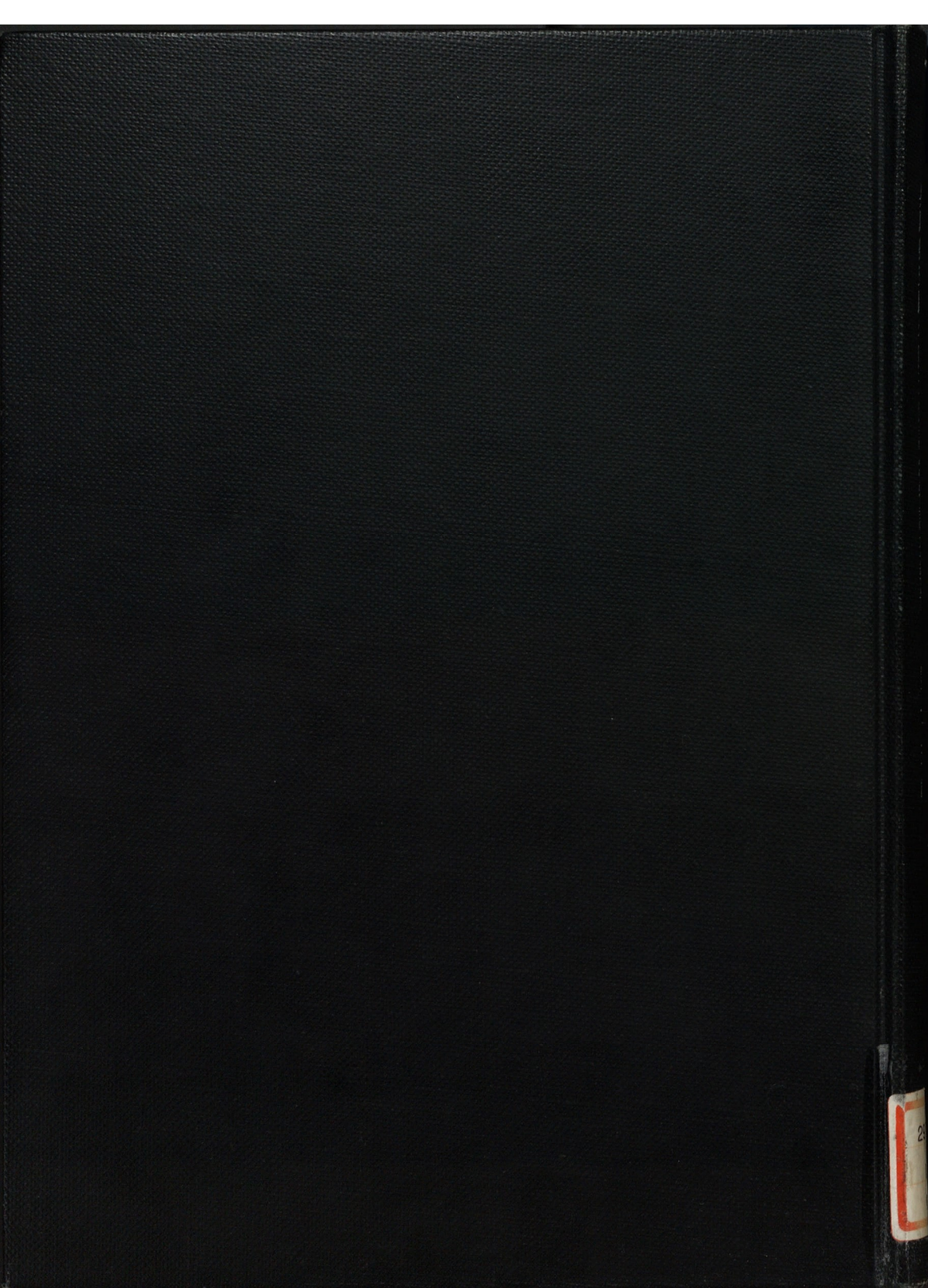
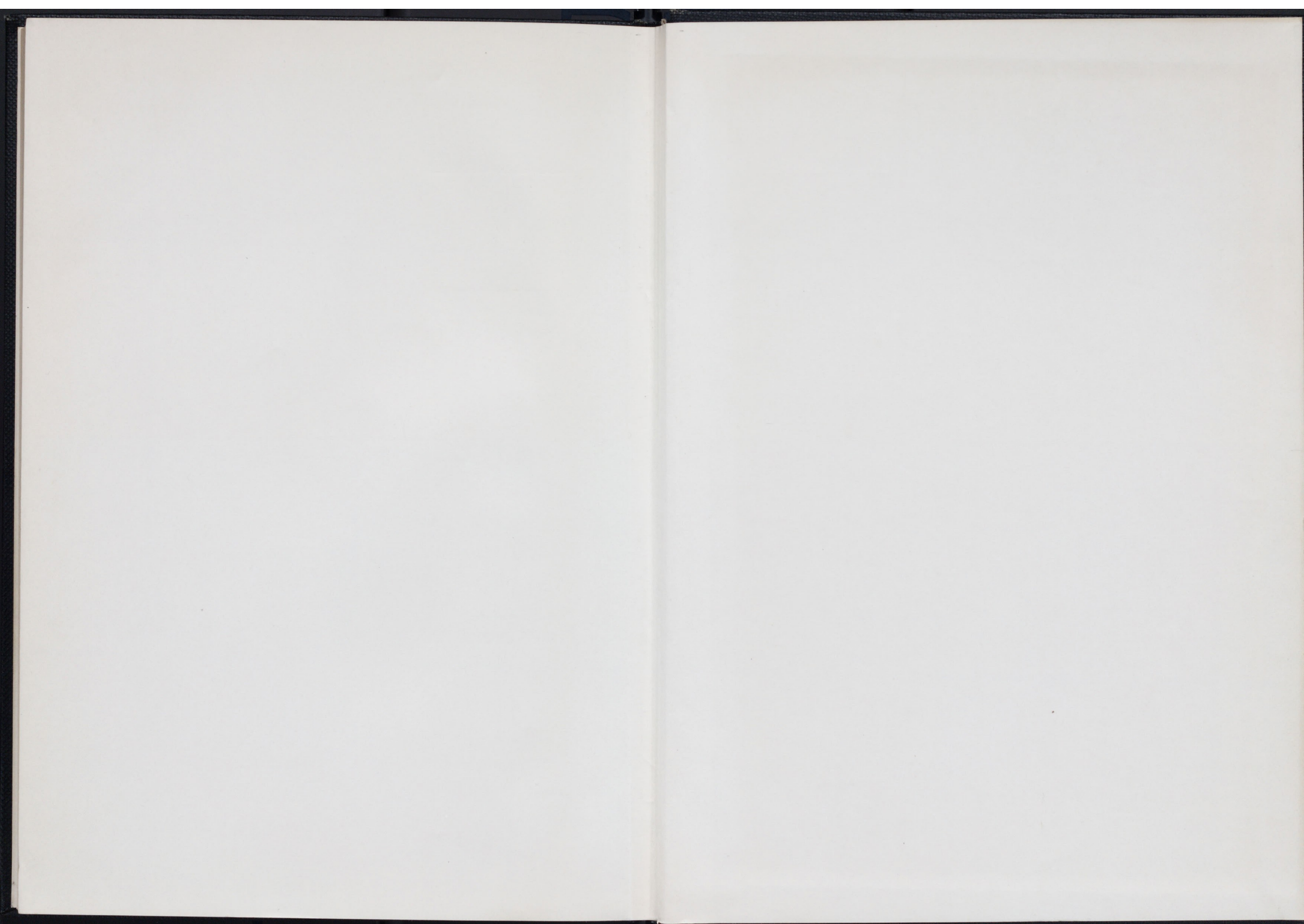


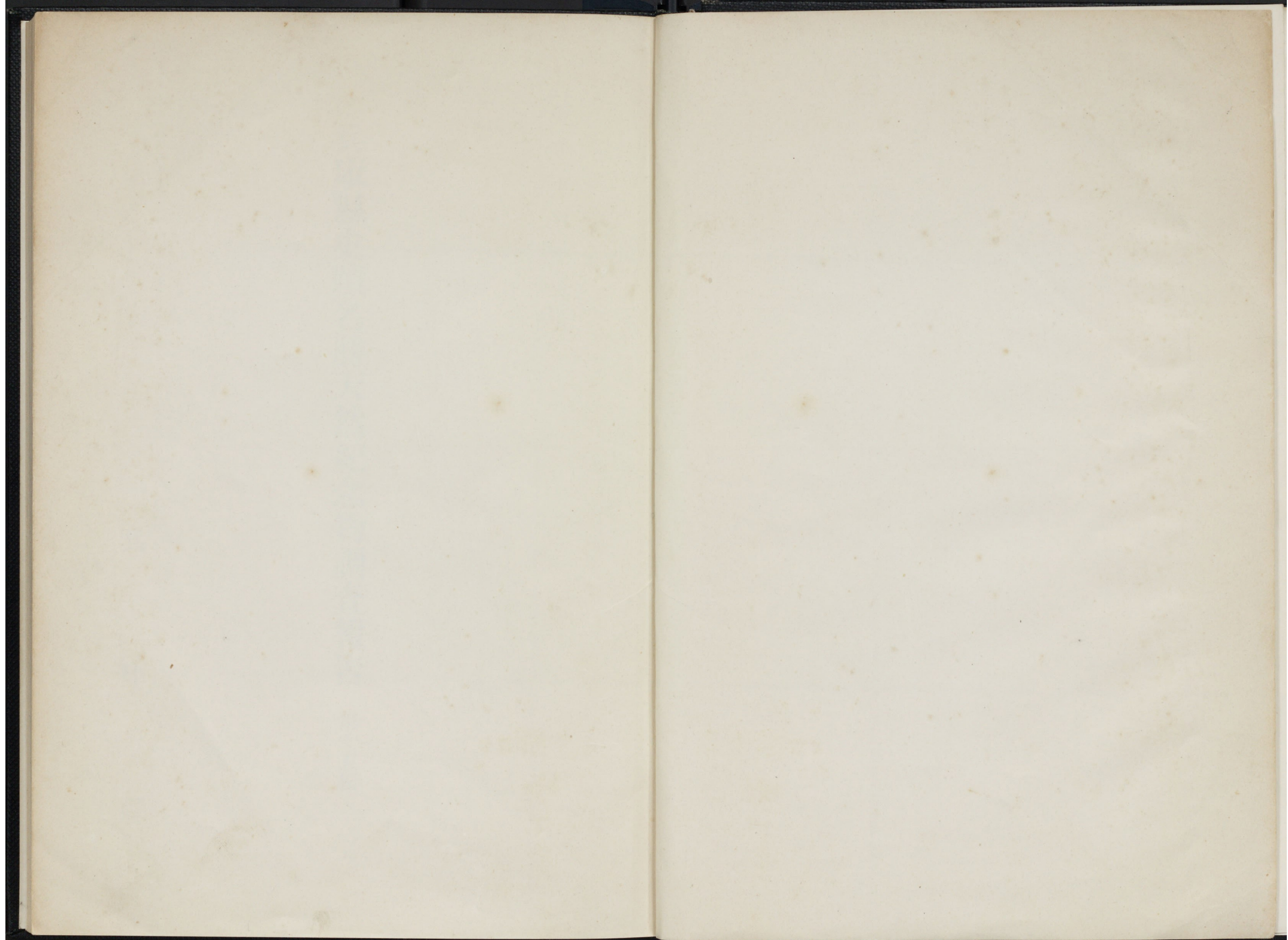




兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調查報告

第十五輯

12-13



昭和十六年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調查報告

第十五輯

兵
庫
縣



凡 例

一、本輯は昭和十四年三月刊行の兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書第十四輯に次ぎ、收むるところ最近の發掘にかかる古墳の調査記録竝に近年新に學界の注意にのぼつた考古資料に関する研究報告を主とし之に昨年國寶竝に重要美術品に指定せられたる寺院所藏の物件に關する調査記録を加へた。かく新資料を一括收録した關係上既に調査濟の天然紀念物に關する報告若干を同じく調査濟の史蹟の報告と共に次輯に譲つた。

二、本輯收載の古墳の調査に當り京都帝國大學醫學部病理學教室醫學博士中山英司氏竝に京都帝國大學文學部考古學教室助手小林行雄氏が多大の援助を寄せられ、且調査報告を草して提供せられたる好意に對しては深甚の感謝を致さねばならぬ。

三、本輯に收録せるものの調査に當つて關係の官衙地元有志、その他より公私の援助を受けたこと尠くなかつた。特に姫路市慶雲寺住職衣笠興道、神崎郡八千種村白井正光、同常策、城谷熊男、水谷正臣、同豊、三原郡松帆村日光寺住職松林隆俊、同村増井虎次郎、同郡諭鶴羽神社社司奥本榮次郎、神戸市藥仙寺住職小林徹淨、同妙法寺住職加門得淨、加西郡下里村長櫻井幸三郎、同村一乘寺住職大高惠孝の諸氏より與へられたる調査上の便宜と好意に對し厚き感謝の意を表する。

四附録として登載した指定史蹟名勝天然紀念物一覽は近年指定物件増加して昭和九年に作製した要覽を増補する必要が生じ、且最近指定物件に對する保存施設の充實徹底の要が唱へられて居るので現在に於ける指定保存物件を總覽し併せて保存施設の實狀を明かにするために編輯したものである。

昭和十六年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十五輯

調査項目

姫路市

- 第一 蛤山古墳と出土人骨……………一頁
- 第二 慶雲寺……………一二

川邊郡

- 第三 園田村大塚山古墳と其の遺物……………一九
- 第四 川邊郡内發見の二個の銅鐸……………四三

神崎郡

- 第五 八千種村の特殊古墓……………四七

三原郡

目次

第六 日光寺の銅鐸……………五

第七 諭鶴羽神社境内板碑の調査……………六

第八 新指定の國寶彫刻……………七

神戸市藥仙寺木造藥師如來坐像

同 妙法寺木造毘沙門天立像

加西郡一乘寺木造法道仙人立像

同 一乘寺木造僧形坐像

指定史蹟名勝天然紀念物一覽

挿圖目次

第一圖 蛤山古墳所在地附近略圖……………二頁

第二圖 蛤山古墳箱式石棺實測圖（武藤測圖）……………三

第三圖 大腿骨中央部橫斷面圖……………九

第四圖 右大腿骨下部橫斷面圖……………九

第五圖 右脛骨中央部橫斷面圖……………九

第六圖 慶雲寺如意輪觀音像側面及背面（飛鳥園寫真）……………一五

第七圖 園田村大塚山古墳附近略圖……………二〇

第八圖 同 前方部封土積石……………二三

第九圖 同 出土鈴鏡と伴出の鐵刀斷片（約五分一）……………二六

第十圖 同 右 前方部有蓋高坏出土狀態……………二九

第十一圖 同 右 土壙内出土鐵製利器類實測圖……………三三

第十二圖 同 右 鐵鎌實測圖……………三三

第十三圖 同 右 轡金具實測圖……………三五

第十四圖 同 右 出土祝部土器實測圖……………三六

第十五圖 同 右 前方部頂上發見古瓦……………三九

目次

第十六圖	神津にて銅鐸と伴出したと傳へる土器……………	四三
第十七圖	鵝尾形狀圖……………	四六
第十八圖	發見地附近の略圖……………	五〇
第十九圖	出土遺跡の現狀圖……………	五一
第二十圖	日光寺銅舌實測圖……………	五九
第二十一圖	中央板碑實測圖……………	六三
第二十二圖	遺物出土狀況……………	七二
第二十三圖	銅鉦測圖……………	七三
第二十四圖	諭鶴羽神社境内町石……………	七三

圖 版 目 次

第一	姫路市 蛤山古墳と出土人骨	顔面觀 側面觀 後面觀 上面觀 底面觀
第二	姫路市 慶雲寺	
第三	川邊郡 園田村大塚山古墳と其の遺物	
第四	(一) 大塚山古墳墳丘西面觀	
	(二) 同 右 墳丘東面觀	
	(三) 同 右 外形實測圖	
第五	(上) 後圓部殘存狀態及び土壙	
	(下) 土壙内遺物出土狀態	
第六	後圓部土壙及遺物出土狀態實測圖	
	(一) 銅造如意輪觀音半跏像 慶雲寺觀音堂安置 (飛鳥岡寫眞)	
	(二) 同 右 頭部 (同 右)	
	宗夢童子畫像及贊 (慶雲寺藏)	

- 第七 (上) 四乳變形神獸文五鈴鏡
(中) 管玉靖鈴玉
(下) 五鈴鏡と同出の木片
- 第八 (一) 土壙内出土鎗身刀身刀子
(二) 同 右 鐵鏃及び矢柄
- 第九 (一) 土壙内出土鞍金具
(二) 同 右 鐵鋸斧頭飾銀其の他
- 第一〇 土壙内出土馬具類實測圖
- 第一一 (一) 土壙内出土鎧金具
(二) 同 右 實測圖
- 第一二 (一) 土壙内出土杏葉及び雲珠
(二) 同 右 轡鏡板
- 第一三 (一) 祝部土器各種
(二) 後圓部墳丘上祝部土器配列狀態
- 川邊郡 川邊郡内發見の二個の銅鐸
- 第一四 (一) 神津村中村出土銅鐸 (辰馬悅藏氏藏)

(二) 多田村滿願寺出土銅鐸圖
神崎郡 八千種村の特殊古墓

- 第一五 (上) 掘出された現場に遺棄せられた鴟尾
(下) 京都帝國大學陳列館に復原された鴟尾の背風景
- 第一六 同 右 正面觀

三原郡 日光寺の銅鐸

- 第一七 (一) 銅 鐸 (日光寺藏)
(二) 銅 舌 (賞犬) (同 右)

三原郡 諭鶴羽神社境内板碑の調査

- 第一八 (一) 遺蹟全形 (南方より見る)
(二) 中央板碑直下に現れた碑石
- 第一九 (一) 中央板碑
(二) 境内遺存の板碑
(三) 塚上遺存の板碑
- 第二〇 (一) 出土せる碑石

- (二) 塚上遺存の板碑 (自イ至カ)
第二一 (上) 出土せる三鈎杵及び獨鈎杵

(下右) 同 右銅鉦

(下左) 同 右泉貨

新指定の國寶彫刻

- 第二二 (一) 木造藥師如來坐像 藥仙寺本堂安置

(二) 木造毘沙門天立像 妙法寺本堂安置

- 第二三 木造法道仙人立像 (正面及び側面) 一乘寺開山堂安置

- 第二四 (一) 木造僧形坐像 一乘寺本堂安置

(二) 同 右 胎内墨書銘

史

蹟

囑	同	同	同	同	同	同	同	同	調査委員
託									
武	武	伊	置	梅	吉	中	辰	魚	
	井	藤		原	井	村	馬	澄	
藤			鹽					惣	
	尹	八		末	良	直	悅	五	
誠	人	郎	章	治	尙	勝	藏	郎	

姫路市

第一 蛤山古墳と出土人骨

〔圖版第二〕

昭和十五年十月二十二日、姫路市今宿の山林中に於て古墳墓が發掘せられ人骨の出土を見たとの報告があつた。よつて本員は即日現場に出張し遺蹟の狀況を調査すると共に、幸ひにして遺存して居た埋葬遺骨を採收した。其の後、京都帝國大學醫學部病理學教室中山英司博士の好意ある申出によつて、右人骨に對する調査が行はれることとなつた。本報告書編輯に當り博士に調査概要の報告を乞ふた處、別録の如き研究報告を寄せられ、遺蹟の調査記録と共にここに收録なし得たことは本員の深く喜びとし感謝するところである。

二

古墳の位置は姫路驛の西方約一里、山陽街道に沿ふ今宿部落の北に横はる一獨立丘陵の、標高百二十五米を示す山顚より北方に下つた北の峯との鞍部に當る場所で、上手野區と山吹區の境界線上になつて居る。此の丘陵は蛤山と呼ばれて居るから本古墳を蛤山古墳と名付けることとする。山麓に鎮座する縣社高岡神社の背後より登山する路が通じ、山頂に到れば矮松が疎生するのみであるから眺望開け、東方には姫路市街を、北方には書寫山を、南方には播磨灘を望み、西方は眼下に夢

前川を見下し眺望頗る佳良で古墳の所在地たるに相應しい。昭和十五年一月に石器時代人骨の發見があつた辻井石器時代遺蹟(土器包含層)は東南方十町餘を隔てるのみであるのは注意に價する。

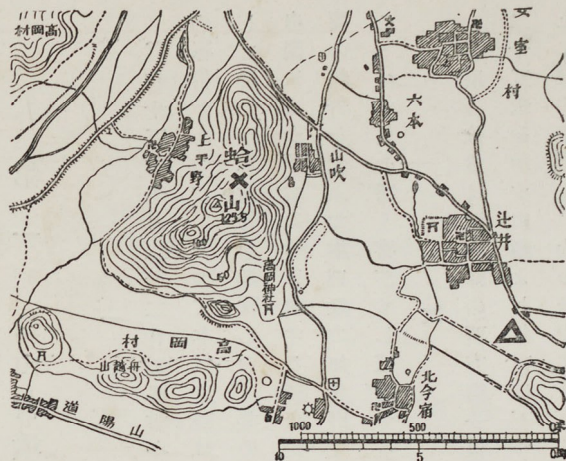
三

一尺のところに主軸を東西にして埋設せられ板狀の石材數個を以て蔽ふて居る。最初發見されたのは西半部の蓋石であつた。内測長さ七

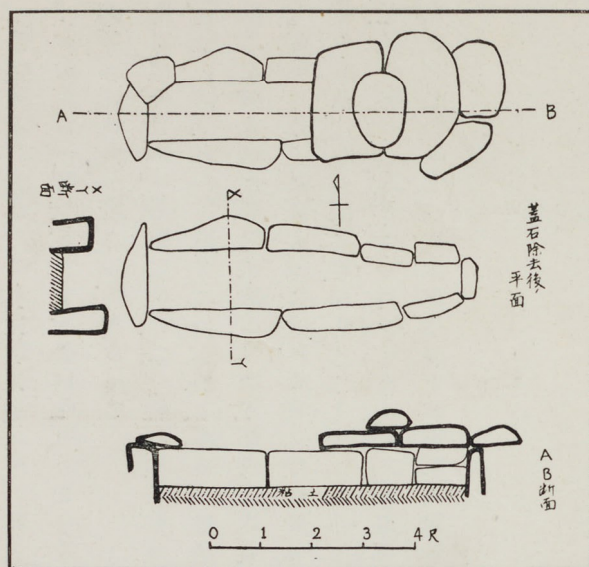
て作り、數個の蓋石を以て蔽ふて居る。

圖略近附地在所墳古山蛤 圖一第
(蹟遺代時器石井辻印△墳古印×)

填は丘陵の脊に當る地形を利用し三尺許り封土を盛り上げて築成した圓墳で東西の徑三十尺南北の徑二十二尺を測る。葺石や埴輪圓筒等外部施設の迹もなく、地形の巧な利用のために境界も見定め難い程なので今回の發掘まで里人も古墳たることを知らなかつたのである。本墳の發見は昭和十五年十月二十日のことで上手野部落の少年達が葺狩に登山し露出して居た墳の主體部を形成する一枚石に興味を惹かれ之を取除いたところ、その下に遺骸を發見しはじめて墳墓たるに氣付いたのであると云ふ。此の主體部は簡單な箱式石棺で地表下約



圖略近附地在所墳古山蛤 圖一第
(蹟遺代時器石井辻印△墳古印×)



蛤山古墳箱式石棺實測圖 第二圖

尺一寸、幅は西端で一尺三寸五分を測るが、次第に狭くなつて東端では七寸である。深さは七寸、底の粘土層の厚さ約二寸である。(第二圖)

四

遺骸は西を枕にして伸展葬せられてあつた。遺物は發見の際にも本員の調査の際にも一物も見出されなかつた。發見後直ちに所轄姫路警察署神子岡駐在所巡查によつて必要な保護が加へられたことでもあり、遺骸の遺存狀況が既往に於ける發掘を疑はしむるものなかりしこと、且又墳の構造の簡單なること等より考へて本來副葬品がなかつたとすべきであらう。従つて本遺蹟の年代の推定は専ら墳自體の構造上より爲さねばならない。本墳の構造は堅穴式古墳に屬するから古墳としての古式に屬するは云ふ迄もないが、自然の地形を利用した此の種簡單なる構造の遺蹟を遺物による年代推定なくして斷定的に年代決定を爲すことは危険であると思ふから敢て結論を避けて度い。

本墳は副葬遺品の出土なく且墳の規模極めて簡單で遺蹟として特に著しい點を持たないが幸にして遺骸の遺存があり、之が調査の結果は播磨古代文化研究の上に貴重な資料を提供することとなるべきを喜ぶものである。〔武藤囑託〕

蛤山古墳人骨の人類學的研究

京都帝國大學醫學部病理學教室

醫學博士 中山英司

昭和十五年十一月兵庫縣社寺兵事課武藤誠氏の依頼に依り着手せる古墳人骨の研究結果に就て報告する。本人骨は同年十月二十二日姫路市今宿字上手野の俗稱蛤山の山頂鞍部に於て遊戲中の兒童により偶然發見されたものであつて、簡單な箱式組合せ石棺中より得たものである。

播磨に於て發見された古墳人骨には神崎郡八千種村の組合石棺内のもの赤穂郡上郡町上郡古墳兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第九冊に發表の陶棺内の人骨の二例がある。城一郎氏の「日本古墳時代人」の研究には上記二例の計測結果が引用されてゐる。同氏による古墳時代人の闡明は學界近來の收穫であつた。余は之等諸研究と對比して、本例に就て播磨古墳時代人の體質を明らかにせんと試みる次第である。

本人骨は一體であつて年齢は約四十五歳男性である。

保存状態は他の古墳人骨同様甚だ軽く、骨質は脆い。爲めに詳細なる計測が不可能であるのは遺憾である。骨全體は淡褐色を呈し、頭蓋骨の顔面には明らかに所々に朱が附着してゐる。

頭蓋骨は頭蓋底、後頭骨及び右頭頂骨、右側頭骨を缺損、下顎骨は比較的全形に近く、兩角部僅かの缺損に止まる。

大腿骨は左右存し、共に上下兩端を缺く、脛骨も同じく左右存し上下兩端缺損。骨盤骨は右腸骨、坐骨の一部、薦椎の一部存し他を缺く。

脊椎骨は腰椎を存し他なし。其の他上肢骨、下肢骨に屬する骨片を存するのみにして、爾餘の部分を缺いてゐる。

頭蓋骨の上面觀は長幅示數は不明であるが、短頭型に屬する事は明らかで、形は卵圓形をしてゐる。日本古墳時代人の頭蓋長幅示數は長頭型一六・一%中頭型四五・二%短頭型三八・八%で長頭型は甚だ少く、中頭及び短頭が大部分である。尤もこの傾向は石器時代人、現代日本人共に同じであるが、多分に地方差あるをまぬがれない。上郡人骨は七四・〇で長頭である。地理的に近距離の備前輕部古墳人骨は男性では各々七四・九、八一・八、八四・九、八〇・七の如き示數を示し、長頭と短頭を含む、播磨の古墳人骨に於ても長頭、中頭、短頭の頭蓋が種々存してゐるが之れは差支へない。大體日本古墳時代人に於ける總數の%に於ては長頭はやはり少數と見る可きであらう。

最小前頭幅九五耗は日本古墳人の平均九四九耗に一致、吉胡貝塚人九八〇耗より小さく、津雲貝塚人九五・五耗に近似、現代畿内人九三・一耗よりは稍々大きいと思はれる。

側面觀は、グラベラは強度に膨隆し、眉間上窩は強い、耳ぶれぐま高(一一三耗)は古墳人平均の一一四・〇耗に殆んど一致し、吉胡貝塚人一一七・〇耗は大きく、津雲貝塚人一一二・〇耗は近似、現代畿内人一一七・〇耗は吉胡同様で大きい。

正中矢狀前頭弦長(一一一耗)

古墳人平均は一一四・六、九四—一三一で大きい、畿内人一一一・四、吉胡貝塚人一一一・二、津雲貝塚人一一〇・八、九で津雲が稍々小なる外、近似の値である。古墳人の變異幅が比較的大なるに對し、畿内一〇〇—一一九、吉胡九七—一一八、津雲九七—一一八であるから、むしろ本計測値は極めて差異少なきものであらうと考へられる。

乳様突起は大である。

底面觀に於ては頭蓋底の幅は大きい。缺損部が多いので詳細な觀察は出来ないが、口蓋は大きくU字形をなしてゐる。上下顎の齒牙を見るならば、智齒の發生あり、齒牙咬耗度は三—四度である、詳細は次の如くである。

M ₃ M ₂ M ₁ P ₂ P ₁ c i ₂ i ₁ i ₁ i ₂ c P ₁ P ₂ M ₁ M ₂ M ₃											
R	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×
V	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
					×	×	×	×	×	×	×
					△	△	△	△	△	△	△
					×	×	×	×	×	×	×
					△	△	△	△	△	△	△
					×	×	×	×	×	×	×

(×)空齒槽、△閉鎖(吸收)齒槽、P膿漏、O骨髓炎、空欄は齒牙現存、V齶齒)

顎骨齒槽竝に齒槽縁の模様は甚だ複雑であつて、醫療の進歩した現代に於ては思ひもよらぬ種々な疾病の跡が見られ、而かも自然治癒に委せてゐた事がわかる。この點は全く石器時代人の場合と同様であつて、當時は簡單なる齒痛さへも治療の目的で拔齒してその苦痛からまぬがれるといふ事を知らなかつた様である。(別に石器時代に盛んであつた拔齒の風習は唯單に風習であつ

たに過ぎない。當時社會の上層にあつた筈の古墳人骨に於て然りであるから一般人は如何であつたか推測に難くない。

後面觀は殆んど缺損して居る爲め觀察不能である。

顔面觀

コルマン顔面示數七二・二一で過低型、ウイルヒョウ上顔面示數は六七五九で、上顔面過低型である。

古墳時代人總數の平均ではコルマン示數は七五七、ウイルヒョウ示數は六八七で共に近似、石器時代人骨中、津雲人七九・六と六七・七、吉胡人は八一・二と六〇・五で一般に小さく、現代畿内人では九一・七と七二・九で距りがある。即ち古墳人は顔面低型である。

側面角は八三度で古墳平均八一・五度、七六―八八で近似、津雲八一・九、吉胡八〇・八共に近く、現代畿内八三・三も距りを認めない。

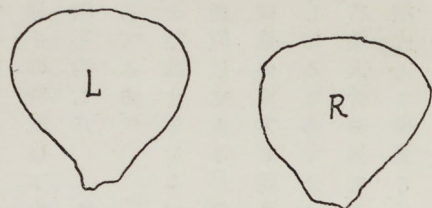
眼窠示數は右七六・七四、左八二・九二で古墳平均の右八〇・六（七一・二―九二・二）に近い。他の比較群との差異も認められない。

前頭骨は中等大であつて、メトビオン隆起は少々著明である。従つて彎曲は強い。

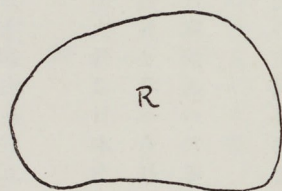
顴骨の突出は少々強く、下顎骨も良く發達し、全體の感じは石器時代人に近い。然して古墳時代人の特徴を良く保有し、一見して石器時代と現代との中間に存する容貌を知る。

四肢骨に於て計測し、他群との比較可能なるは、大腿骨と脛骨である。

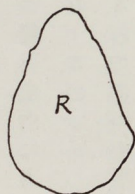
大腿骨、脛骨共に上下兩端を缺く爲めその全貌を知り得ないが、中等の長さで太さであつて、捻轉強からず、彎曲も軽度である。大腿骨のピラステル形成稍々強く、中央部横斷面は略々三角形をなし、内側面は膨隆、筋肉附着部粗糙は中等度である。中央部に於ける横斷示數は右九六・五五、左一〇三・四四で、古墳人



圖三第 圖面斷横部中央骨腿大



圖四第 圖面斷横部下骨腿大右



圖五第 圖面斷横部中央骨脛右

平均左二〇・二三（八五・二―一二〇・八）に一致し、津雲左一一・四・六、吉胡左一一・四・八より小、現代畿内人左二〇・七八は丁度古墳人と石器時代人との中間にある。中央周徑は右八九・九、左九二・九で、古墳人平均左八五・三（七一―九五）に比し稍々大なる傾向にあり。津雲左八六・八、吉胡左八九・八に比し、吉胡に近く、現代畿内人の平均左八三・一より

り大きい。下部横斷示數は右六四・二八は古墳人平均^{右六六・二三}より稍々大きく、津雲^{右四九・五〇}吉胡^{右五一・二二}より遙かに大近畿^{左五〇・一〇}をも凌駕してゐる。即ち本例の骨幹は前後に厚いのである。

脛骨は結節中等大骨幹中央部は横斷面示數は右七二・四一であつて、古墳人平均右七一・七に一致、津雲右六一・五、吉胡右六七・七より大現代畿内の右七四・二より小さく、即ち本例は古墳人平均と同様脛骨の扁平の程度は丁度石器時代人と現代人との中間にあるものである。中央部周徑は右八〇耗で、古墳平均右八〇・二、津雲右八三・八、吉胡右八四・五、現代畿内人右七八・七は恰も前示數と同様の關係を示してゐる。

以上を結論するならば、本蛤山古墳人骨は日本古墳時代人骨の變異幅内にあり、更に甚だしく平均値に近似してゐる。然し、地方的差異と考へられる點も多少存するのであつて、即ち播磨の古墳時代人は他の地方と稍々異つてゐる點があつたといふ事になるのであつて、現代畿内人に甚だしく近似してゐるのである。

抑々古墳人骨を以て日本古墳時代の住民の代表と考へるのは稍々不當と考へられぬでもない。即ち、古墳内より發見される人骨は當時に於ける或る限られた階級の人々である。日本人は各時代に亘つて體質の上に地方差があつて、上代に溯る程その差異の程度は甚だしくなる。他方或る一時代に於て、體質の上に或る階級的差異はなかつたであらうかといふ事を考へる。勿論斯うした考察は更に正しい資料を必要とするものであるが、この點一應留意しておく必要はあると思つてゐる。

偕て、本例に於ても明瞭に日本人が石器時代から現代に至る迄に徐々に體質的に或る變化を経過し、而かもその中間的位置にある事が立證されてゐるのであつて、この點甚だ興味深い事と思ふ。日本人は現代に至る迄に次第に體質が變化して來てゐる證據となるのであつて、この事は決して吾々はアイヌを祖先としないことを意味し、更に日本石器時代人といふ基礎人種より現代日本人とアイヌ人どが生じたといふ考へは正しいことを物語る。即ちより原始型を保持したまま北邊に残されたアイヌは日本石器時代人に似てゐるのである。古墳時代を経て現代に及んだ吾々日本人は稍々アイヌとも日本石器時代人とも距つた人種となつてゐるのである。その意味に於て古墳時代人の研究は重要である。本例を一つ加へる事により、更に我が日本人の由來を明らかにする事の出来る事を喜ぶものである。(昭一六・七・二七)

参 考 文 献

- | | | | |
|----------|-----------------------|---------------------|-------|
| 1. 宮 本 | 「現代日本人骨の人類學的研究」(頭蓋骨) | 人類學雜誌第三十九卷第十一・十二號 | 大正十三年 |
| 2. 平井・因幡 | 「現代日本人骨の人類學的研究」(下肢骨) | 人類學雜誌第四十三卷第一附錄 | 昭和三年 |
| 3. 清野・平井 | 「津雲貝塚人人骨の人類學的研究」(頭蓋骨) | 人類學雜誌第四十一卷第三、四號 | 大正十五年 |
| 4. 清野・平井 | 「津雲貝塚人人骨の人類學的研究」(下肢骨) | 人類學雜誌第四十三卷第四附錄 | 昭和三年 |
| 5. 金 高 | 「吉胡貝塚人人骨の人類學的研究」(頭蓋骨) | 人類學雜誌第四十三卷第六號 | 昭和三年 |
| 6. 石 澤 | 「吉胡貝塚人人骨の人類學的研究」(下肢骨) | 人類學雜誌第四十六卷第一號 | 昭和六年 |
| 7. 清野・三宅 | 「播磨赤穂郡上郡丸尾上古墳出土人骨の研究」 | 兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第九冊 | 昭和六年 |
| 8. 城 | 「古墳時代日本人骨の人類學的研究」 | 人類學輯報 | 昭和十三年 |

第二 慶雲寺

〔圖版第二第三〕

一
姫路市内の慶雲寺に異色ある銅造如意輪觀音像があることは可成以前から語り傳へられ、その寫眞も昭和六年刊行の播磨史談會矢内正夫氏編輯『播磨秘寶集』や、昭和八年發行の姫路高等學校編輯『古播磨』の中に收められ、又奈良飛鳥園發行の『東洋美術資料寫眞集』にも加へられて世に紹介せられたので、識者の注意するところであつた。我々も夙にその興味ある遺品たることに著目し、昭和十二年九月魚澄吉井兩委員と武藤囑託の三名が調査を行つた。偶々此の調査の際に寺寶中に珍重するに足る一肖像畫の存するを發見したが、此の兩種の寺寶が最近相ついで重要美術品に認定せらるることとなつた。兩者に就て未だ考究を盡して居ない點もあるが、この機に今日までの調査の結果を報告することとした。

二

慶雲寺は山號を永祐山と云ひ妙心寺直末の禪刹である。姫路城の東北に當る野里八一四番地に位置する。寺傳由緒によれば嘉吉三年天台宗増位山隨願寺末として創立され、天正五年に到つて臨濟宗に轉じ妙心寺派に屬することとなつたと云ふ。又慶長五年池田輝政が播磨淡八十七萬石の主として姫路に封ぜられ、姫路城の擴張を行ふや、築城の殘木を以て本寺の堂宇を建立し寺觀

を整へたと傳へる。現在の本堂はその際の建物であると。又輝政の室は念持佛として捧持して居た天竺渡來の如意輪觀音像を當寺に納め別堂に安置し、飾東郡野里村の内にて六十六石餘を寄附したが、之が徳川氏より寺領として認めらるるところとなつたのである。後南室弘濟禪師が來住し開山となり寺格を重からしめた。

以上の寺傳に關しては確かな徵證史料を缺くが、禪宗と武將とが密接な關係を有して居た當時のことであるから、封侯が新城池の禪刹に特殊の關係を結び之に保護を加へることは極めてあり得べきことと考へられ、寺傳の大體は信するに足るものと思はれる。寺領に關しては左の史料が存する。

當寺領播磨國飾東郡野里村之内六拾六石餘此内拾四石者鎮守領事任先規寄附之訖、全可收納并寺中山林竹木諸役等免除永不可相違者也仍如件

慶安元年二月二十四日

永祐山慶雲寺

之と同文の歴代將軍の朱印狀が九通存し、寺領の安堵と諸役免除の特權とを續けて與へられて居たことを物語つて居る。

三

昭和十六年四月九日附を以て重要美術品に認定せられた銅造如意輪觀音半跏像は前述の寺傳中に輝政の室が當寺に安置したと云ふ天竺傳來の念持佛と傳へらるるものであつて、本堂脇の觀

音堂に安置されて居る。左足を垂れて榻に倚し、右手を曲げて頬をおさへ、左手を半跏の右足首に
 おいた姿は飛鳥時代に作例の多い如意輪觀音像に共通な形態である。^(註二)後頭部に凸起があつてそ
 れを支點として寶珠形の光背が有したこと亦他の一般の作例と等しかつたと思はれるが、これは
 全く失はれて傳はらぬ。法量左の如し。

全	高	一尺四寸九分
像	高	九寸五分
自頂上至顎		三寸六分
自髮際至顎		一寸七分
面	幅	一寸五分五厘
面	奥行	二寸
肘	張	五寸一分
踏み下げ足長		五寸一分
榻	高	四寸二分

世に閻浮提金鑄造の像と傳へられた爲か兩三度盜難にかかり、その度に受けた損傷が著しいの
 は遺憾である。頬に當てた指が切り離されて居る如き、瓔珞が數箇處截り取られて居る如き、右手
 臂に切込みの痕の存する如きその著しきものである。又全體に銅色黒味を帯びてさえないのは
 火に遇つた爲であるとも考へられる。かく損傷の災を蒙ること多かつたに拘らず拜する者に優



圖六第 慶雲寺如意輪觀音像側面及背面

美溫雅の印象を與へるのは美術的價値の凡ならざるに依ると云ふべきであらう。唇に微笑を湛
 へた柔和な相好に一抹の哀愁が感じられることが一層觀者の感銘を深からしめて居る。

本像はその形式より觀れば飛鳥時代後期
 の特徴を持つものと云へよう。面長く上唇
 反轉して微笑をあらはし、體軀は量的表現に
 乏しく、衣紋の披ひや榻を裏んだ懸裳の襷等
 に形式主義の名残があり、兩肩の邊の衣の端
 に硬い反轉のあること榻の周に飛鳥時代に
 獨特の山形を鑄出せること等がそれである。
 しかし本像の全體的特徴には日本的なもの
 が乏しく支那或ひは朝鮮の佛像の趣が濃厚
 であるのは特筆すべきである。天竺傳來と
 の説が如何なる由緒によるか明かでないが、
 この傳承は少くとも本像に相應しいと思は
 れる。随つて時代的特徴の如きも飛鳥時代
 と云ふよりはむしろ支那の六朝時代乃至は
 本像より聯想せられる作例の如きも朝鮮京城

朝鮮の三國時代後期と稱するのが適當であらう。

總督府博物館藏の銅造如意輪觀音像の類である。かく本像の製作年代は一應は古代に置くことが考へられるが仔細に見ると、上述した特徴的な形式が模倣的手法によつて成されて居ることを見逃すことが出来ない。かかる觀察は像のあらゆる部分について爲すことが出来る。即ち支那の六朝、朝鮮の三國時代後期乃至はわが飛鳥時代後期の佛像彫刻の形式に模して後代に製作せられたものと推察される。もとよりそれは單なる模倣ではなく充分に藝術性を具へた製作であることはそのやうな推察に拘らず本像が或る種の美術的魅力を持つことによつても認めることが出来る。且その製作が中世を降らざる時期に屬することも大略想像することが出来る。

四

畫像は宗夢童子と呼ばれる少年の肖像で昭和十五年九月二十七日附を以て重要美術品に認定せられた。畫は絹本着色、挂幅装で畫面の大き、堅三尺三分、幅一尺一寸五分、像の上方に南化玄興の筆になる賛がある。

早離父母家
惜不保年華
穠菊一枝露
明爲薄命花
噴

贊

宗夢童子肖像

南化道人書

南化玄興は織豊時代に禪僧として傑出し、信長秀吉をはじめその幕下の武將に景仰せられた人、その歿年は慶長九年であるから本畫像の年代も自らその下限が明かである。即ち桃山時代の作たるは明かで、畫趣また當代の特長を遺憾なく發揮して居る。稚子髻姿の年若い貴公子の高貴な風貌を頗る巧みに表現して居て、殊に邪心の影の全くない、涼しげな瞳の描法の如き誠に優れて居る。蓋し當代肖像畫の優作となすを得よう。

本畫像が本寺の有に歸したのは近時のことで、その傳來も明かではなく、本山たる妙心寺より入つたのであらうと云ふ。従つて宗夢童子の何人たるかに就ては傳へるところがない。賛によつて考へるに彼は幼にして迎へられて生家を出でて他家に入り、若年にして夭折した薄幸の人である。南化の如き偉僧が賛を書することから考へて餘程の名族であらう。氣品の高い相貌が又之を證する。手に一枝の菊を持ち、贊の中にも菊に因む一句があるのは彼の幼名が菊の字を冠して居たのかも知れない。桐の紋を描いてあるのは豊臣家一門たることを思はせる。本畫像は恐らくその死後間もなく追慕の爲描かしめたものであらうから、彼の歿年は十二、三歳であつたと見られる。南化に關係深かつた秀吉幕下の武將中にその家を求めることを得ようが、未だ遺憾乍ら明かになし得て居ない。類少い童子像であるから風俗史の資料としても價値多く、若し宗夢童子の俗名を明かになし得たら史料としても貴重なものとならう。郷土史料ではないが、かかる興味ある畫像

を発見し得たことは我々の深く喜びとするところである。〔武藤囑託〕

〔註一〕

- 一、寛文五年七月十一日 家綱朱印狀
二、貞享二年六月十一日 綱吉朱印狀
三、享保三年七月十一日 吉宗朱印狀
四、延享四年八月十一日 家重朱印狀
五、寶曆十二年八月十一日 家治朱印狀
六、天明八年九月十一日 家慶朱印狀
七、天保十年九月十一日 家重朱印狀
八、安政二年九月十一日 家齊朱印狀

九、萬延元年九月十一日 家茂朱印狀

〔註二〕

此の種の像を如意輪觀音とすべきか、彌勒菩薩とすべきかは多年に渉る論議の存するところであつて容易に定め難い。本像は古くより觀音と稱せられて居るからそれに従つて如意輪觀音像と稱することとした。重要美術品の認定もこの稱を以てして居る。

川邊郡

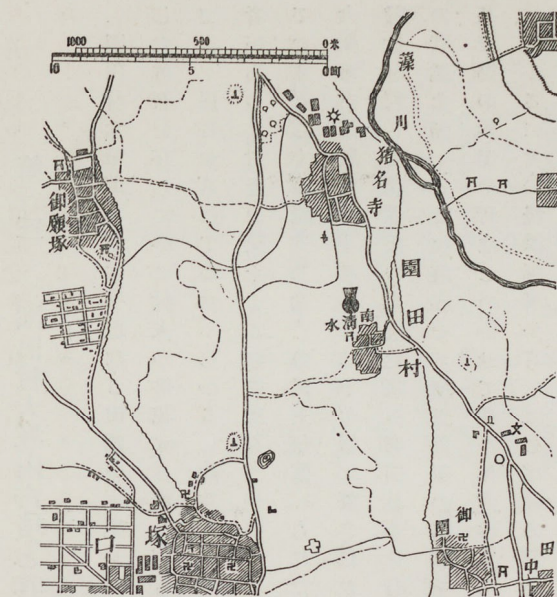
第三 園田村大塚山古墳と其の遺物

〔圖版第四—第一三〕

園田村大塚山古墳は平坦なる田圃中に築かれた前方後圓墳であつて、その後圓部に天狗塚と刻した碑石を存して時に村人の供花する者などもあり、上古の有力者の奥城として近年にいたるまでよく保存せられてゐた。しかるに昭和十二年六月の頃、採土の爲と稱してこの墳丘を掘鑿する者があつて、封土を除くこと半に及んだが、つひに六月二十四日に至つて墳墓の内部主體に掘り當てたと覺しく、鈴鏡玉力などの出土が傳へられた。翌日これを見聞せる藤澤一夫氏より京都帝國大學考古學教室の小林の許にその報が齎されたので、梅原委員は、七月四日、小濱村安倉古墳調査の歸途を利用して藤澤氏の東道を請ひ、羽館易小林行雄兩名と共に現地に赴き、氏の實見せる發掘直後の狀態を聞くと共に、殘存せる墳丘外形の略測を行つた。他方縣當局を通じて遺物發見者に埋藏品發掘の届出を行はしめ併せて採土作業中止の處置を講じたのであつた。

しかるに其の後關係者からしばしば縣の當局に對して工事續行に關する請願があつたので、文部省に對する正規の手續を行ふた上、既に内部主體が破壊されたとの想定のもとに、翌昭和十三年三月に採土工事の繼續を許可することになつた。但し、殘存封土がなほ半ば以上あることから、殘餘の遺物の出土も豫想せられるので、右施行に當り調査委員の嚴重なる監督のもとにこれを行ふ

べき條件を附した。かくて採土の再開となつたが、それに先立つて實地を視察すると半歳の餘を經過したこの間に残存せる封土の一部が崩壊して、そこに新なる内部構造の斷面を露出してゐることが認められた。よつて梅原委員指



第七圖 大塚山古墳附近略圖

つた。初に記して感謝する次第である。

導のもとに武藤囑託及び小林は三月十六日より三日間を費してこの部分の調査を行ひ、後述するが如き結果を得たのであつた。爾後採土工事の終了までには月餘の日數を要し、その間においても封土中各所よりしばしば土器類の出土があつたので、武藤小林等はその都度現地に就いてこれが記録を行ひ、以て本遺跡調査の全きを期したのであつた。以上の調査に當つては、藤澤一夫中村春壽坪井清足の諸氏ならびに、採土工事の監督者栃尾氏の協力を受けたことが多か

大塚山古墳は俗に天狗塚とも稱し、川邊郡園田村南清水に屬して、南清水の村落の北方田圃中に位置する前方後圓墳である。此の附近には南方立花村より園田村・稻野村の地内に及んで、猪名川西岸の平地に圓墳・前方後圓墳をとりまぜて多數の古墳群が存し、遠く東岸に當る大阪府豊中市櫻塚方面の同様なる古墳群と對應するの形勢を示してゐるのである。

さてこの古墳は全くの平地上に築かれた前方後圓墳であつて、當初調査した際の測定に基くに、其の主軸の長さ一四〇尺、後圓部徑約六〇尺、前方部幅五四尺餘の平面形を有し、立面は前方部の高さ十六尺を示すが、後圓部は頂が著しく削平せられてゐて、其の高さは十二尺内外であつた。その墳丘がすべて人工の盛土より成つてゐることは、周囲の地形より見て判斷せられるのであるが、遺物發見の動機となつた採土工事によつて現された封土の縦斷面の示すところ、まさにこれを裏書きして居り、更に其の封土の基底に當つて厚さ約二尺の彌生式土器片を包含する有機質土層の水平に堆積せるものが露出してゐて、墳丘がその上に築かれたものであることをも知り得た。

調査當初において墳丘はその東部の大半を採掘せられ終つてゐたほかに、西半部においても墳丘の周縁はいづれも若干の掘削を受け、高さ三尺内外の小崖を以て田圃に接してゐて、上に擧げた寸尺が必ずしも本古墳の原形と一致するものでないことが考へられるのであるが、しかも本古墳の原形が上記の如く平面形においてほぼ後圓部徑に匹敵する前方部幅を備へ、墳丘の高さにおいて前後兩部の差の少い形をとつてゐたことは大體認めて誤りがなく、引いて前方後圓墳の一連の系列の中で、その後半の形式に屬するものであるとせられやう。

墳丘上にはまた葎石及び埴輪圓筒の存在が注意せられ、特に前者は前方部斜面において一面に葎き詰められてゐるばかりでなく、前方部の断面を見るに葎石と稱するよりは積石といふに近い

状態において、封土の周縁部基礎を構成してゐる状態が窺はれた。埴輪圓筒に就いては當初實査の爲探土せられた跡に破片の散在するのを認め得た外、其の圍繞の實際を知る微證を得なかつたし、また後の探土作業に於いても、それを確める機會がなかつた。併し當初聞き及んだ所では、探土中封土の割合に裾の部分に點々として樹てられた状態で見出されたと云ひ、其の下半部をのこした圓筒が後に届け出された遺物中に存在してゐる。此の圓筒は通有なものの乍ら、四五分の厚さで下底の徑五寸三分の割合に小さな堅い焼に屬してゐる。然らばもと若干の間隔を置いて封土の周圍を一重に繞つてゐたと見てよい様である。

〔註一〕

これら
古墳群の
存在については、既に本報告書第二輯において梅原

委員が指摘した。今重ねてここに再録する。文中
に天狗塚とあるは本古墳を指すものである。「川邊
郡立花村大字塚口より稲野村御願塚に亘る平坦部
には田圃の間に圓形、瓢形等の大形古墳點在して、縣



第八圖 園田村大塚山古墳前方部封土積石

内に於ける顯著なる古式墳墓群集地の一をなすこと既に指摘せるが如し。中に就いて著しきものを數へんか、北方には嘗て石棺を見出せりと傳ふる所謂柄鏡式形の御願塚あり、園田村南清水地内の宮山、

山古墳北墓寺あり、ここに特記せんとする池田山古墳また其の一にして、塚口部落の北東約三町の田圃中にあり。

天狗塚の兩古墳、瓢形をなす御園の眼鏡塚、塚口に城

（梅原未治「兵庫縣下に於ける古式古墳の調査」兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書「第二輯六八頁」）

二

本古墳は初に擧げた様に、その探土中遺物の出土があつて、調査を見ることになつたのであるが、探土が本來かかる遺物の發見に對する用意を缺いたものであつたが爲に、それ等の出土状態なり同部の構造に就いては殆んど知見を缺く有様であるのは遺憾至極である。ただし遺物出土の翌日實地に臨んだ藤澤一夫氏に據ると、出土の局部地は後圓の略中央であつて、同部の表面からさほど深くない所にその迹の一部が空洞狀をなして残存し、同行の友人某が玻璃丸玉の破片一個を採集したと云ひ、なほ同氏の聞書では、出土遺物の注意に上つたのは直刀三口、鈴鏡一面、木片、管玉二個、金被せの鐵片一個等であり、是等は横から崩して行つた土砂中から見出されて、別にその部分にとり立てて云ふ可き構造部分がなかつたのである。この後者は上記藤澤氏自身の所見とも背馳せない。して見れば如上の遺物は位置からして本墳主體の副葬品と解す可く、右の主體の構造たるや堅牢な石室などを營んだものでなかつたことが自ら考へられて、そこに畿内に多い古式古墳の或者の内容との類似が推測される次第である。而して右の推測は後に所轄警察署に集められた上

記の遺物中の鏡とそれに伴ふ木片乃至粘土塊等に依つて裏書きせられるものがある。

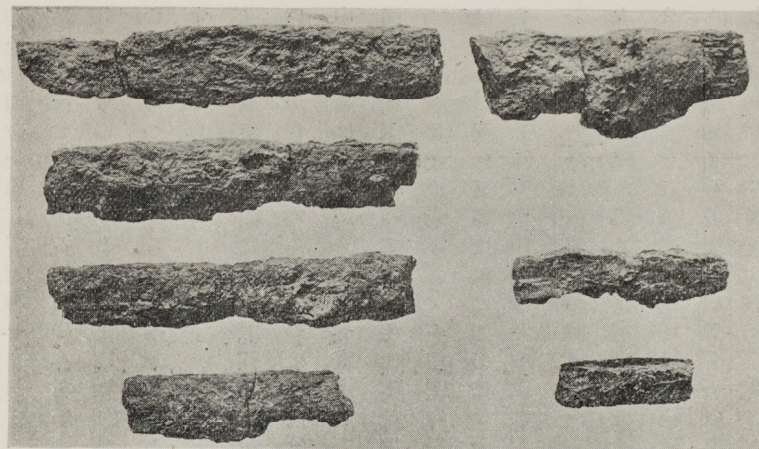
さて是等の遺物は發見後關係者の手に分藏せられてゐたが、委員等が調査の後所轄警察署を通じてその届出を要請し、遂に縣廳に齎された。處が此のうちに含まれた遺物は既記の品目に加へるに埴輪圓筒の下部や土器等に互つて特に後者の土器では三個の著しい陶器（土器）の外に多種の同種の破片乃至土師器片をも含んでゐて本來の個數は相當の數量に上る。是等の土器が前者と如何なる關係のものなるかは知り得ないが、後述の如く封土の所々から土器出土の事實があり、また破片では封土に夾雜したと認める外ないものなどもあるから、鏡其の他と同出した主體の副葬品ではなかつた様に思はれる。さればその類の記述は後段に譲つて、以下に當初出土を傳へた遺物を解説し、主體の性質を攷へる資料としよう。

此の當初出土した遺物中最も著しい鏡は面徑三寸四分の縁にもと徑六分の鈴五つを着けた五鈴鏡である。作りが薄い上に埋没個所の具合等からか銅質は全く銹化し去り、爲に破砕して一部に缺損した所などを見受けるが、その白縁に近い地肌の或部分には緑衣を着け、また背面は朱に染んで、それ等の上に美しい土中古の色澤を具へてゐる。鑄上りは鮮鋭でないから背面の文様は殆んど引き立たないもの乍ら仔細に見ると、内區の主文は四個の圓座乳の間に更に小乳を加へ、それを挟んで各二つ宛の圖形を現はして居り、是等は孰れも線表出で異様な獸形を主とするが、其の間に人物像を見受けてその姿態に興味を唆るものがある（圖版第七の上）。本鏡は上記の如く背文の間に朱が附着してゐるのみならず、上面に右の背文の印影をどごめた木材片を伴ふてゐても、鏡が木材

の上に面を上にして副葬せられてあつたことを推さしめるのであり、なほそれに附隨して良質の粘土の塊をも存する處、右の木材が高野槇である事實、京都帝國大學農學部尾中助教の鑑定に基づく）と相應して、自らこれを藏した内部構造主體が古式古墳に多い粘土を以て包んだ一種の木船狀の棺であつたらうことを推測せしめて、既記の藤澤氏の傳へる所と表裏するもののあるのは特筆す可きである。

次に蒐集の玉類は管玉二個と蜻蛉玉一個とである。前者は共に濃綠色を呈した面に滑澤の多い碧玉から成つてゐて、一つは長六分五厘、徑二分二厘、他は長さ五分八厘、徑一分八厘を測る。其の中央の孔は一方から他方へ貫通して、太さに較べて割合に細いことが目立つ。後者の蜻蛉玉は徑四分の丸玉であつて、青水色の不透明な玻璃質の側面に黄色の斑點四つを着けた此の種の玉としては簡単な式に屬する。上引藤澤氏の友人が拾得したと云ふ玻璃玉片また此の類であつたと思はれる。蓋し玉類は單にこの様な少數ではなかつたが、探掘の不用意から大半は失はれたと見る可きであらう。

第三の刀身は藤澤氏の聞書には三口とあるが、届出されたものは第九圖に示す破斷片で、孰れも本來の形を確め得るに甚だ遠いもののみに限られてゐる。然し現存の斷片からすると、三口分あつたとする傳へは信す可く、或は更にそれよりも多かつたのではないかとも思はれるふしがある。而してその或者はやや長い作りと認められるに對し、他の或者は長さ一尺二三寸、刃の幅八分位の小刀であることを示してゐる。なほ是等はその孰れにも拵に著しいものをのこしてゐな



第九圖 鈴鏡と出伴の鐵刀斷片（約五分の一）

いのである。
要するに當初見出された部分の構造は、か様に甚だ適確を缺くものであり、出土品また散逸したもののあることを思はしめるが、而も如上の知見から、主體の内容が古式古墳にふさはしいことを推さしめるものとして、兼て其の副葬品に背文の上から變形神獸文五鈴鏡とも名づく可き鈴鏡の存在する點が、相去る遠くない川西町火打勝福寺古墳の出土例と併せて注意すべきものと云ひ得る次第である。

三

前者について委員調査の際検出した今一つの後圓部の構造部分は其の南方にあつて、現存の後圓の中央よりはやや南に片寄つた所に位置し、墳の主軸と直角に交る線上に營まれてゐる。これは封土を表面より長方形に掘り回めて作られた堅穴式土墳とも稱すべき構造であつて、ほぼ東西に長く位置し、その大さは幅三尺五寸内外、長さは調査前に既に一端が崩壊してゐたが、残存部にて

十四尺數寸を測り、二尺餘の深さに掘り穿たれた墳底には、拳大の礫石を一重に敷詰めたものである。而して調査に依つて此の土墳の周壁は長邊兩側においてはほぼ垂直に近く、現存せる西方の短邊ではゆるやかにカーブを描いて底面に移行してゐる狀態が確められた。

この墳中には礫敷きの上に更に木炭層の堆積があつて、底部中央で層厚二寸あり、長邊側壁部ではこれが立上がつて、底面より一尺五、六寸の高さに達し、斷面が一種のU字形を形作つてゐて、遺物は悉くこの木炭層中より檢出せられた。尤も北壁残存部においては、墳壁と底面の礫層との間に深い裂渠が生じてゐたために、此の部分の鐵鏃類は木炭層もろともに裂渠中に陷落して發見されたのであつた。右の木炭層の上部には直に表土が落ち込んでゐて、土墳の天井部と覺しき構造の存在を徵す可き何ものもなかつた。

この木炭層を取除くと前記の礫層に達するのであつて、礫の表面は一面に丹色に染まつてゐることが注意せられたのであるが、試みにその裏面を検するに下部にはそのことがなかつた。

上記の土墳は發見當時において既にその東北の半分を崩壊缺失してゐたので、副葬遺物の配置についても、その全貌を確めがたい憾があつたが、残存部に遺存せるものは、先づ土墳の西端に近く鞍鐙轡杏葉等の馬具の一群と、鐵鋸鐵斧の類を南北二尺五寸、東西一尺五寸餘の範圍にとりまごめて礫層上に安置し、之に接して墳の南北兩壁に沿ひ、鐵鏃を附裝したる矢束がそれぞれ一括して置かれた原形をどごめてゐた。そのうち北壁の鐵鏃は上記の如く裂渠中に陷落してゐたが、南壁のものはかへつて礫層よりも高位に、恰も側壁に附着してゐるが如き狀態でこの部分の上向せる木

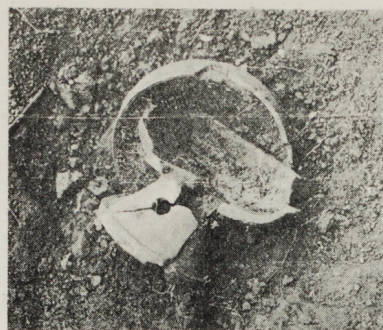
炭層中に留まつて位置してゐることが注意せられた。なほ、北壁には矢鏃に沿つて鏃を西に向け、太刀残缺一口を置き、南壁には矢鏃に沿つて鋒先を西に向けた鉄槍一口、やや離れた東端に近く鋒先を東に向けた鉄槍一口があつた。序に記するが、この南壁における二口の鉄槍は各々その方向を異にし、鋒先間の距離十一尺を示してゐた。處が西槍より土壙西端までの間隔二尺であるから、これによつて東槍より土壙東端までの距離を推論するならば、失はれた土壙の長さがして大ならぬものであつたらうことが察せられる次第である。

以上の如く土壙の周縁部に遺物の密集せるに對して、中央部においては、つひに木炭層中にても礫層上においても何等の遺品を検出することが出来なかつた。

さてかくの如き本内部主體の構造は、木炭層の斷面形がU字形を呈すること等から、一見所謂木炭^(註二)柳として粘土柳葬法と連關する一種の構造の如く考へられるのであるが、詳しくこれを見るに、本墳の木炭層は遺物安置のための底部構造として作られたものではなく、その層中に遺物を埋納してゐる點に粘土柳の場合と著しく異なるものがあることが注意せられた。従つて今は何等の痕跡をも留めてゐないが、遺骸もまた木炭層の上に置かれたのではなく、他の遺物とともに礫層の上に葬られたものであつたと推察される。既に觸れた礫層上面の丹彩はこれを暗示するものといふべきであらう。しからば木炭層はもと如何なる部分にあつたものであらうか。南壁において木炭層中に礫床面よりも高く矢鏃の包含せられてゐた事實は、この部分において木炭層が甚しい移動をしてゐないことを物語るものと解せられて、矢鏃及び木炭層をかかる状態に固着させる様

な何等かの施設があつたものと推論せられるのである。ここにおいて本土壙中央部の遺物の配置を見ない空間に木棺乃至遺骸をつつんだ構造部分の存在を考へ、是等と周壁との間に詰められた木炭層が、中に矢鏃を含んだまま固着したと見るのが一の解釋として考へられるのである。もししかりとすれば、土壙中央部の木炭層は主として遺骸を納めたものの周囲、或は上部に置かれたものが、その腐朽によつて上部の土壤と共に移動し堆積したものであるまいか。本土壙の特殊なる埋葬状態に對して、發掘者としての觀察に基づく一の解釋を附記する次第である。

さて次に注意すべきはこの土壙の外部に約四尺を隔てて、南側封土上に陶器^(註三)祝部土器を並列せる設備のあつたことである。これは土壙底より二尺餘の上方、即ち現在の封土表面より一尺餘の深さに、數個の土器を整然と配置せるものである。いまそれを土壙に近い方から列記すると、先づ第一列には有蓋壺二個と一個の碗が置かれ、第二列には蓋坏二個、第三列には二個の蓋坏と蓋破片



第十圖 大塚山古墳前方部有蓋土壙状態

一個どが置かれてゐた。なほ別に發掘の際に人夫が取除いてしまつた蓋坏二組があつて、このうち少くとも一組は第二列にあつたものと推されるのである。これらの蓋坏はいづれもその蓋を身の下に敷き重ねた形で發見せられ、壺のみは蓋を被せた状態で置かれてゐた。かくの如く古墳の墳丘上に土器類を配列した好例は他に乏しいが、それは一種の墓前における祭儀の制に聯關す

るものであらうか。

この他に委員調査中に検出せられたものに、前方部丘麓東端における一個の有蓋高坏がある。これは第四圖の如く蓋が轉落して上向きになり、その上に高坏が横倒して存したために、多少の原位置からの移動が考へられるが、前方部にもまた蓋を被せた高坏等を備へる風があつたものと察せられる。また上記の如く當初の採土中封土の隨所から發見されたと思はれる祝部土器類及び少量の土師器等があるが、是等は破砕したものが多く、如何なる状態で埋められてゐたかを詳にしないことを遺憾とする。

〔註二〕

武藏國橋樹郡日吉村南加瀬山古墳の後圓部から發見せられた三基の埋葬設備のうち、中央のものの如きは所謂木炭櫛の好例をなすものであらう。

〔註三〕

丹後國竹野郡竹野村神明山古墳の前方部には土師器の高坏などを封土上に備へてあつた。『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十八冊參照。

四

この土壙の中から調査の際に發見した遺物は、すべて鐵製の利器及び馬具類であつて、先に發見せられた木棺の副葬品との間にやや著しい差違が認められる。次に封土中發見の土器類とあはせて、その品目數量を表示し、各々について説明を加へやう。

一、利器類	直刀 一口 (殘缺)	刀子 三口 (殘缺)
槍身 二口	鐵鏃 百本以上	

鐵鋸 二個 (殘缺)	斧頭 一個
鐵鏃 一個	
鞍金具 一具分	鍔金具 一雙
轡 一具	杏葉 五個
雲珠 三個	飾金具 十六個
鉸具 二個	

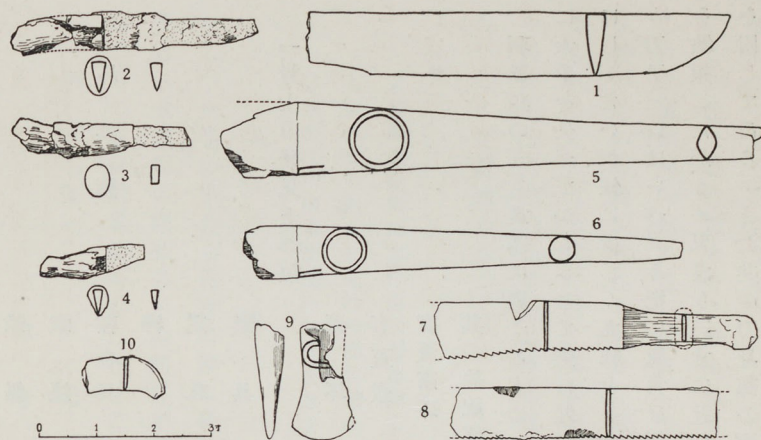
一、封土中發見土器類

蓋坏 七個	碗 一個
有蓋壺 二個 (以上後圓部發見)	
有蓋高坏 一個 (前方部發見)	

其の他祝部土器片、土師器片一括

利器類のうち、武器に屬するものに直刀、刀子、槍鏃がある。直刀一口は(圖1)土壙の崩壊のために大半を失つて、からうじて鏃に近い部分七寸餘を残すにすぎない。銹化が甚しく、細部を明らかにしたいが、鏃に少しく丸味をもたせた平造り直刀である様に考へられる。

刀子三口はいづれも把に鹿角を用ひたものである。比較的よく残つてゐる一例(圖2)は先端を缺損したが、もと刃渡り三寸に近いものと思はれる背の直な身に、楕圓形の斷面を有する鹿角把を附してゐる。また其の刀身部の兩面に皮革様のものが銹着してゐるのは、近江國水尾村鴨古墳

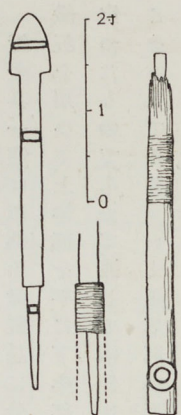


第十圖 田村大塚古墳土坑内出土鐵製實類圖

出土例^(註四)などの如く、鹿の毛皮をもつて鞘とした名残と見るべきであらう。把は半以上を缺損してゐるので全長を知りがたい。他の二個はいづれも更に小なる破片であつて、第十一圖3は莖の部分と、それに附着した楕圓形断面の鹿角把を残し、把の全長が三寸を越ゆるものであつたことを示してゐる。同4は刀身の一部と鹿角把とにわたる小片であるが、構造は前者と同様である。

鐵鏃はすべて第十二圖の如き形式のものに限られてゐる。これは全長四寸乃至四寸五分の尖根式鐵鏃であつて、長さ二寸三分、幅二分の扁平な、断面矩形の長頭の先端に長さ六、七分、幅四分の三角形の頭部を附し、基部に長さ一寸五分ほどの細い莖を造り出したものである。なほこの鐵鏃には矢柄の一部が鐵鏃のために腐蝕をまぬがれ附着残存するものがあつて、着裝の實際を察知せしめる。即ちその矢柄は徑三分ほどの篠竹を用ひて、一端に先の鏃の莖を挿入し、其の上をば長さ一寸六、七分の範圍にわたつて樺皮を以て巻きしめたものである。ただ

第十二圖 大塚山古墳土坑内出土鐵製實類圖



といふ推測を可能ならしむるものと考えへる。

槍身二口^(第十一圖)は共に断面圓形の袋部を有し、先端に向つて漸次細くなる簡單な式に屬し、共に先端を缺失してゐるが、土坑の西端にあつた一口^(圖五)は現在長八寸一分、袋端の徑一寸三分あり、其の鋒部断面は丸味を帯びた菱形に作られてゐる。東端にあつた他の一口^(圖六)はやや小さく、殘長六寸七分、袋端の徑九分、鋒部の断面は圓形である。

鐵鋸二個^(第十一圖)は共に斷片であるが、兩者は幅其の他の相違によつて、別の個體に屬するものと判定せられる。兩片共に幅八、九分厚さ一分以下の薄い鐵板の一侧に鋸齒を刻んだもので、先端に行くに従つて僅かに幅を増してゐる。一片には莖を存して、その現長二寸三分あり、これに木製の柄を附裝した跡が認められる。なほ鐵鋸の一部に絹と覺しき織物の銹着いてゐることが注意せられる。

斧頭一個^(第十一圖)は鐵板を折りまげて袋部を作り、又部のやや開いた普通の形であるが、小形で長さ二寸、又部の幅一寸一分に過ぎない。其の袋部の内部に木質物が銹着いてゐることから、木柄に

着装して副葬したことが知られる。

鐵鎌一個(圖第十)は内反りの通有形であるが、これもまた甚だ小形(註六)の
 缺失してゐる。現長一寸四分、幅五分五厘あり、おそらくもとの長さ二寸に満たぬものであつたと
 思はれる。

なほ他に圓環狀鐵製品など若干の鐵器片があるが、いまその性質を詳にしない(圖版第九ノ二)。

次に馬具類はいづれも鐵地金銅張の技工を加へたものである。先づ鞍金具としては其の木製
 の鞍の磯に打ちつけた金具四個が擧げられる(圖版第十)。いづれも軽く曲面を呈する鐵板上に、細い
 緣金具を鈎留にしてゐる處通有の式に屬するが、この緣金具に沿つて圖の如く左右に凹點を配し
 た波狀文を沈刻してゐる點に特色がある。この金具が二個宛一對として鞍の前後兩輪に取りつ
 けられるものであることいふまでもないが、いま共に左右の金具を連絡する中央の部分を缺失し
 て居る。其の後輪の金具と推定される一對には、心葉形の座金具を有する鐵鉸具形の鞍を附して
 ある。

鐵金具一雙は四個の鐵製品に分かれてゐる。いづれも圖版第十一の如く幅一寸二分ほどの薄
 鐵板を用ひて、上半部を平に、下半部を弧形に作り、頭部に矩形の孔を穿ち、弧形部先端を圭頭狀に形
 作つたものであつて、通じて兩側にまばらな鈎列を有して、木製の器體に打附けたものであつたこ
 とを示してゐる。いま弧形部の形狀を詳細に見ると、先端に行くに従つて漸次幅を減する様に作
 られてゐるが、その一側が比較的直であるために、他側がやや強く刳られてゐる。しかしして四個の

金具のうち、右側の直なものが二個、左側の直なものが二個あつて、自からこれらの一對をなすこと
 が知られるのである。試みに兩者を相對して圖示すると圖版第十一の圖の如く、これに木製部を
 附加して考ふる時、木心鐵板飾の鐙の存在が想定せられるのである。なほ別に發見せる鐵鉸具二

個はこの鐙に附屬するものであらう。

轡金具(圖第十)は銜引手及び鏡板を具へてゐるが、銜化が甚しく、また破損してゐる。形は

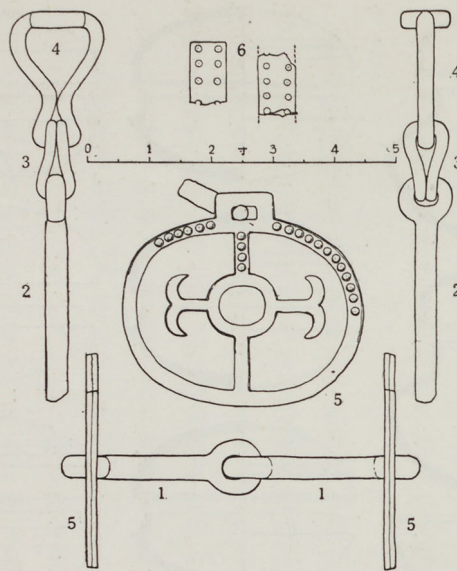
通有の式に屬するが、銜(同上)は長さ三寸餘の
 兩端に環を作つた鐵棒二個を組合はせたも

のであり、引手は銜に接續する長い棒狀體
 (同上)と、手綱に接續する鐵製壺金具(同上)の他

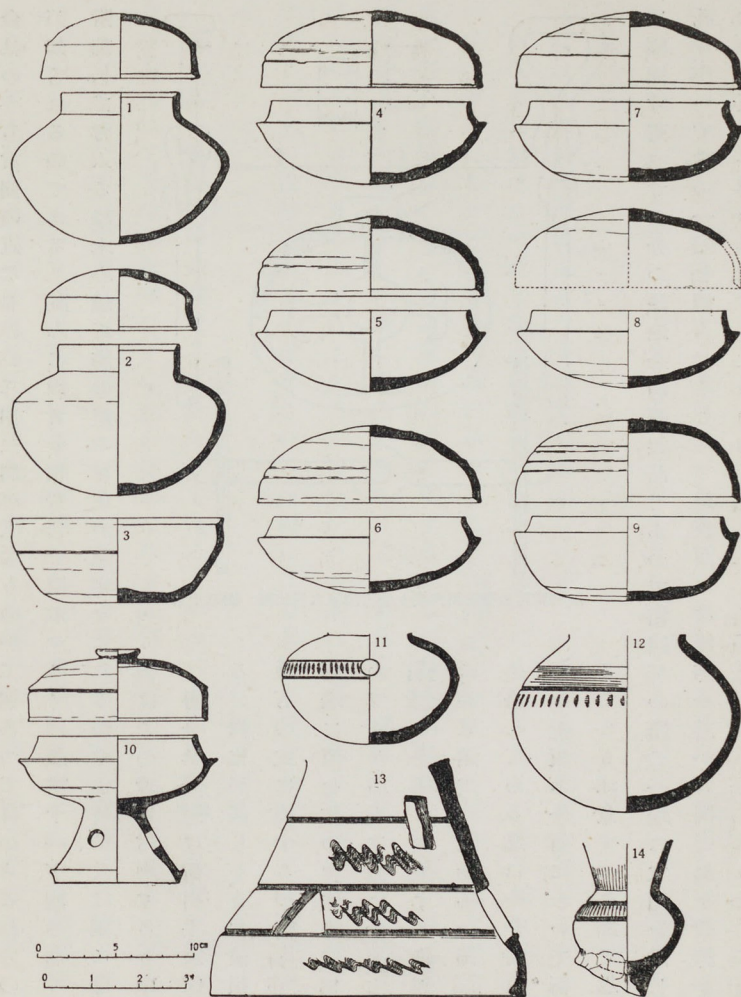
に、兵庫鎖式の鐵金具一個(同上)を以て兩者を
 連絡してゐる點にやや特色がある。また引

手を鏡板の外面上において銜に組合はせてゐる
 ことも、注意すべき點と思はれる。鏡板(同上)

は幅四寸、高三寸五分の鐵地金銅張製品であつて、楕圓形の體の一端に立聞を附し、中央に楕圓形の
 孔を作つて銜の一端を挿入せるもので、鏡板面には緣飾金具から圖の如き裝飾を作り出してゐる。
 なほ鏡板に手綱を連結するための鈎舌金具として(同上)の如き長方形の破片二個がある。



圖三十第 圖三十三 圖三十四 圖三十五 圖三十六 圖三十七 圖三十八 圖三十九 圖四十



圖四十第 圖測實器土部祝土出墳古山塚大村田岡

杏葉五
個(圖版第
十3)
はいづれ
も同形同
大で、幅三
寸六分高
さ三寸二
分あり、楕
圓形の體
の上部に
方形の立
間を作り
出した鐵
地金銅張
りの品で
あつて、こ
まかく鉾

留にせられた縁飾りの帯から、中央へ簡單な双頭渦狀の裝飾を出してゐる。杏葉を懸垂するため
の鉤舌は、破損して完形を知りがたいが、圖版第十の4の如き長方形小板の一端に鉤を附し、これを
革帶の端に取りつけたものであつたと認められる。
雲珠(圖版第十5・6・7)は二種あつて、大型六脚で座徑一寸八分のもの一個、小型四脚で座徑一寸三分のもの
二個を存する。共に鐵地金銅張りであつて、脚は簡單な矩形に作り、四鉾を以て革帶に留めたもの
である。

飾金具(圖版第十8・9)はやや甲盛りに作られた方形の小板を頭部にとりつけた、金銅張りの飾鉾の類で
ある。その形には大小二種あつて、邊長七分餘のもの四個と、六分餘のものが十個とあり、他に破片
二個分がある。鉾の裏面には皮革と思はれるものが鑄着してゐるが、木質物の痕跡はなく、その使
用場所を明になし得ない。なほ圖版第十10の如き小金具一個が別に存在する。

最後に封土中各所で發見せられた祝部土器のうち、後圓部丘頂から前述の如く並列して發掘せ
られた蓋坏七個(圖版第十四4・11・12)は、ほぼ同式同大のもので、蓋の口徑四寸七、八分、高さ一寸六、七分、身の口徑四
寸一、二分、高さ一寸七、八分あり、蓋は淺き碗形を呈し、身には口縁部に蓋受けの作りがある。すべて
底面は不安定な丸底で、轆轤上で粗大に削り取つて成形した粗製品である。これに伴つて發見せ
られた碗一個(同上3)は口徑四寸五分、高さ一寸八分あつて、坏の蓋とほぼ同様な作りであるが、やや底
部がひろく平底風に作られてゐる。

これらと同じ場所から發見せられた有蓋壺二個(同上1・2)もまたほぼ同形同大で、口徑二寸五、六分、腹

徑四寸五、六分、高さ三寸二、三分の腹部の張つた低い器體に、短い直口の口頸部を附したもので、下半部には轆轤削りの痕が著しい。また蓋は口徑三寸三、四分、高さ一寸三、四分、口縁部下方に僅の稜を設けた碗形の土器で、これにも轆轤削りの手法が見られる。

前方部封土の裾で發見せられた有蓋高坏一個^{(10)上}は、口徑三寸四分、高さ三寸一分あつて、口縁部に蓋受けを作つた坏の下部に、低い截頭圓錐形の臺脚を設けたものであり、其の脚には三個の圓孔を穿つてゐる。蓋は口徑三寸八分、高さ一寸五分、口縁部の稜が著しく、上部に浅い皿狀の徑一寸の摘みを附してゐる。

以上の他に當初の作業中工事關係者によつて封土中各所から採集せられた祝部土器片中、ほぼ形の見得るものには、方孔及び三角孔を上下交互に穿ち、櫛描波狀文で飾つた大型の臺脚^{(13)上}があり、或はもこの種の臺脚の上部器體に飾付けてあつたのではないかと思はれる子壺一個^{(14)上}もある。またいづれも口頸部を缺失してゐるが、腹部に櫛目文を押印した丸底壺^{(12)上}と、それに似てやや小型の應の器胴^{(11)上}が擧げられる。

此の外陶質の祝部土器の破片には、上部に蓋受けを作つた深い坏の一部、上記前方部出土と同式の高坏の脚部圓筒狀をした長い高坏の器脚肩部に押型繩目文を印した壺片壺の口縁部等があり、また土師器の破片は薄手作りの浅い大形の皿復原徑六寸三分漏斗狀をした高坏の脚部盤の破片等に互つてゐる。されば一見した處調査の際見出されたと同様他の部分にも相當量の土器の配置があつたと考へられるが、而も他方に於いて是等の土器中には例へば土師器の皿の如く時代の

下るものがあるのみならず、破片があまりに小さくて本來完形をなしてゐたものと確め難い類もある。實は上記の破片を以て悉く主體と連關して配置せられたものと解し難い。此の點は前方部の探土中に第十五圖に示した如き平安朝のものと思はれる軒平瓦片の檢出された事實に併せ見て、一層その然るを感ぜしめる。蓋し右の類のうちには單なる混入物があるであらう。但し如上の孰れがそれに當るかは不用意の採掘に依る際の出土である爲にいま確め難いのは是非ない次第である。

〔註四〕

濱田耕作梅原末治『近江國高島郡水尾村鴨の古墳』
『京都帝國大學文學部考古學研究報告』第八冊三六
頁參照。

〔註五〕

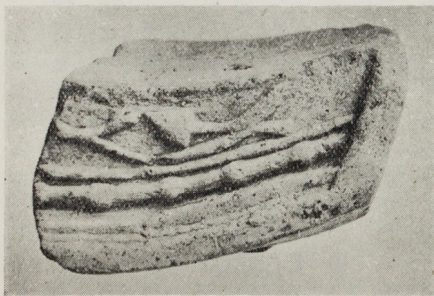
我が國上代の古墳墓副葬品として鐵鏃を出したる
例は極めて稀である。管見に存するものとしては
信濃國下高井郡日野村金鑑山古墳の石室中より發
見せられた一例がある。森本六爾『金鑑山古墳の
研究』二四頁參照。

〔註六〕

五

かくの如き小型

の鐵鏃は丹波國
南桑田郡保津村
保津山古墳の遺
物中にもあつた。
梅原末治時野谷
勝『保津村保津
山古墳』京都府
史蹟名勝天然紀
念物調査報告』
第十八冊參照。



瓦古見發上頂部方前墳古山塚大 圖五十第

以上項を分つて録した大塚山古墳の調査の結果は、もと不用意な採土に基く中心主體の破壊に端を發し、其の殘部の調査に於いて別個の構造主體の存在を確めた様な事情に依るが爲に、その通じての知見に於いて半ばは極めて不確實なものであり、延いて全般の性質を推すに遺憾の點あるを免れ得ない實狀にある。さう乍ら認め得た關係資料を總括すると、塚は平地に築かれた前方後圓墳として相當な規模を有し、形の上では前方丘の可なり發達したもので、繞らすに埴輪圓筒を以てして居り、また其の主體としては、當初發見した鏡と刀と玉類を副葬した木棺と想定せらるるものを當つ可く、この點からは我が古式古墳の系統を傳へたものと云ひ得るに近く、而して所在地の畿内の一部である所から、既往の古墳に關する知見よりして一應の營造の年代が推定せられる次第である。右に較べると委員達の調査した他の一個の構造部分は、その位置が單に後圓の中央から片寄つてゐるばかりでなく、墳形の築造後その一部をば掘り凹めて壙を作つたものである點から、後の陪葬と認む可きであること殆んど疑を容れるの餘地がなく、出土の副葬品の示す所乃至それに聯關した祝部土器の實際などもまたかく解するにふさはしいものがあり、ここに前方後圓墳に於ける陪葬の一つの明な例が示されたと云ひ得る。尤も此の場合陪葬が墳の營造後いか程の時を経過した時に行はれたかに就いては、今俄かに之を推定する資料をかくのではあるが、か様な確かな實例に接したことは學術上の見地から一般古墳の研究上重要視す可きであり、なほ同部の構造が從來類例の少ないものなるに於いて、遺跡としての本古墳の價值を高めるものとする。若しそれ本古墳の性質觀に至つては、右の陪葬構造がなほ他の所見の少ないものであり、且つ他の

古墳にあつては全封土を取り除くと云ふが如き場合が稀でもある爲に、ここに示された所のものをば既往の事實のみから妄りに推測を加へ一つの結論を導くことは危険を伴ふ。それで今は如上の事實の記載を以て古墳研究上の新事實としてそれ自體に價值あるものとなし、これが性質の闡明をば將來同様な例の發見に俟つことにする。〔梅原委員・小林行雄〕

〔後記〕 此の報告中(二)と(五)項とは梅原委員の執筆にかかり、爾餘の部分は小林の稿する所である。記して其の責任を明にして置く。

第四 川邊郡内發見の二個の銅鐸

〔圖版第一四〕

本縣所管に係る攝津國東北部の川邊郡に於ける銅鐸の發見は、明治四十四年一月川西村大字榮根字井坂の加茂臺地に近い所から出た大形袈裟襷文鐸現長三尺五寸を以て唯一の例とせられてゐたが、近年、前者からあまり隔らない神津村大字中村に於いて新たに一個の遺品が出土し、また別に古記録の調査よりして早く多田村大字満願寺に於いても一個の鐸の出土した事實を知り得て、其の分布に濃厚なるもののあることが分明了。就いては以下に此の新しい二例に關する概要を報告する。

さて第一の神津村大字中村の銅鐸は、前年同地に飛行場が設けられた際、其の敷地の地均し工事中に偶然見出されたものであると云ひ、昭和十三年の初夏の交、同村下川原の奥村庄次郎氏が鑑定を請ふ可くこれを京都帝國大學考古學教室に齎したことから委員の注意に上つたのであつた。

鐸は圖版第十四の一に掲げた寫真に見る如く、厚手作りの筒形に近いもので、身に反りなどなく、全面銹化して文様など殆んど見分け難い。これは鐸の通高の僅かに六寸八分である點と併せて、現在廣く行はれてゐる形式分類の第一類即ち最も古調を帯びた式にふさはしい外觀を呈する。尤も本遺品では身の下端に凹所こそは作られてないが、上邊の雙孔は兩面とも大きく開いて居り、

また鐸身の裝飾文も簡單な袈裟襷であることが、其の一面にかすかに印した格子目文帶に依つて知られるのである。文様のかくはつきりとせず、僅かに形迹を見るにとどまるのは、面の銹化の爲もあらうが、寧ろ本來の型流れに依るものと見る可きであり、實は通じて作りが拙であり、一面の下邊には鑄損じがあつて、これを補ふてあるのを見受ける。されば袈裟襷文鐸としても固より古拙なものと云ふ可きであらう。



圖六十第 神津に鐸銅と伴し傳へる土器

此の鐸は將來者の傳へる所では上記の工事中、臺地を地下げしてゐた際、鮮人士工の見出したもので、同時に出土した遺品として土師器系の古拙な壺をも示した。其の後委員の知り得た點からすると、出土地は大字中村に屬して、既に飛行場となつた部分の東北端に近く、もと附近一帯は標高二〇米突に近い臺地をなして、それが緩かに南西に傾斜してゐる。工事に關與した西宮市の山田博雄

氏の談に依ると、本臺地一帯からは作業中に石器土器の類が多數土中に包含された状態で見出されて、廣い住居址なることが想定せられ、而も遺品の出土具合に興味を惹くものがあつたと云ふ。氏の蒐集に係る遺物には、磨石鏃を混じた多數の打石鏃の外に磨製石斧があり、また土器は縄文土器の小片を除いて彌生式土器から其の系統を承けた土師器の一群と、後期古墳の副葬品に見受け

ると全然同一な陶質器即ち祝部土器類とが夥しい數量に上つてゐる。處が同氏竝に田岡旭香氏から聞くと、兩者はそれぞれ違つた部位から見だされて、祝部土器類は主として表面下深さ約一米内外に至る上層にあり、彌生式土器竝に土師器は一部分に石器を伴ふて其の下方の割合に深い土層中に遺存處に依つて其の層の厚さは二米にも上つたと云ふ。然らば此の地はその景勝からして史前以來引續いた永い間の住居地であつたと見る可きである。鐸の出土に就いては山田氏もその事實なるを裏書きしてゐるから、右の出土地の狀況が學的興味を唆る。ただ銅鐸が兩層の孰れに如何なる狀態で埋没してゐたかは掘出した鮮人土工の行方が不明で遂に知り得ないのを遺憾に思ふ。併し伴出したと云ふ壺は第十六圖に示すものであるので、上層よりも下層に埋まつてあつたと見得るに近い。然らば從來推測されて來た銅鐸と彌生式土器との密接な關係を徵する上にまた一つの實例を加へることになる。ここで上記榮根出土の銅鐸が加茂の彌生式遺跡に近接した地點から出土したことが又顧みられるのである。

此の銅鐸出土の際正規の届出を怠り、奥村氏の手に入つたが、其の後轉々して暫く行方を失ふてゐた。處が昨年末幸にも辰馬悅藏氏の所有に歸して同家に保存せられることになつたのはよろこぶ可きであり、本年四月九日附で文部大臣から考古學資料として重要美術品に認定せられた。

二

前者に對して第二の多田村滿願寺から銅鐸が出た事實は、初にも觸れた様に古記録上の所見に基くのであつて、その記録と云ふのは辰馬悅藏氏所藏の『銅鐸獲例考』なる冊子である。此の書は山

川源正宜の編述に係り、弘化三年(皇紀二五〇六年)丙午五月稿の奥書を存して、著作の年代の明なるもの、而して本銅鐸に就いては、同書の末尾に

余が所藏の鐸は文政の初、邑の西北多太莊滿願寺の山中より出しなり、形狀もとより流布の物と等しけれども、閑田耕筆などの圖を記憶せざらむ人の爲に縮寫して前條の補翼となすのみ。

と記して、圖版第十四の二に轉載した圖を掲げてゐる。これに依ると單に出土の事實のみならず、鐸の形式をも窺ひ得られるのである。著者山川正宜が攝津の池田に住したことは右の圖の註記にも見える。それで文中鐸の出土地として記する邑の西北多太莊滿願寺は、今の多田村大字滿願寺たることを疑を入れるの餘地がない。同地は池田市の西北約一里の山中にあつて、標高三〇〇米突内外ある石切山と愛宕山との中間に位して居り、記載と一致する。但し右の簡単な文からでは遺憾ながら出土地の局部は確められない。

銅鐸は圖の註記に總高二尺とあり、更に頂以下一尺五寸、弱口徑一尺と見えて、其の鐸身が一尺五寸許り、下邊の長徑が一尺あつたことを示す。但し描かれた圖なり、また他の例からすると下邊長徑の一尺と云ふのは稍々大に失する様で疑が残る。山川氏も言ふてゐる如く、尋常な袈裟襴文の遺品で著しい特色などはない。割合に上手に描かれてある圖からすると、それは第三類第一型の式であつたと解す可く、兩端に三個宛の耳を附する外、鈕にも三個の雙頭渦文耳があつて、高さは二尺と云ふが、川西村榮根出土の鐸に相似てゐる。圖の説明に依ると本銅鐸は山川氏から後に幕末の古物收藏家として關西で有名な住吉村吉田氏聆壽閣の所有に歸したとある。但し現在では同

家に傳はつてゐない様である。〔梅原委員〕

神 崎 郡

第五 八千種村の特殊古墓

〔圖版第一五第一六〕

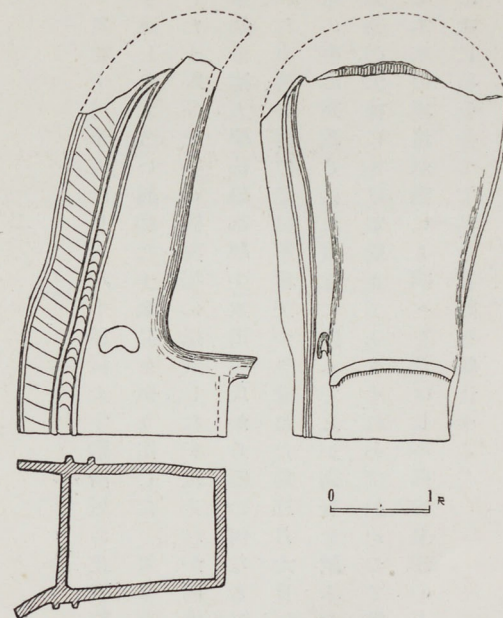
一

昭和十三年のはじめ八千種村大字鍛冶屋の丘陵腹に於いて偶然に土地の人々が其の内に白骨を藏した大きい異様な土製品を掘り出した。氣味悪く思ふた是等の人達は骨を再埋葬の上破損した土製品を其の儘現場に遺棄したが後それが同地白井正光氏の庭に移され翌年二月になつて京都帝國大學法學部學生水田豐氏から器の何なるかの鑑定をば本委員に求められた。併し示された寫眞等だけでは解釋がつき兼ねた爲三月六日に武藤囑託及び京都帝國大學文學部考古學教室の有志諸氏と共に實地に臨んで之が調査を試みたのであつた。其の結果右の土製品が實は建築物の大棟にあげる鴟尾でありそれをば故あつて棺に利用したと云ふ珍しい事實を確め、延いて本來の埋没狀態にも調べを及ぼし、本邦古墓制の上に一つの新事實を加へた次第である。されば次に項を分つて其の實際を報告する。

二

先づ鴟尾そのものから記載するに、これは第十七圖の實測圖で明な様に所謂杵形に近い單純な外形のもので、現高四尺を超へる大きさである。器體で目立つた部分とも云ふ可きは、その背部の

兩側に通じて突起した鰭を作つてゐるのと、之に添ふて二條の突帯を附し、兩者にそれぞれ斜行と鱗状との刻線を加へた點である。右は改めて言ふまでもなく、鵞尾本來の面影を傳へたもので、中



第七十圖 鵞尾形狀圖

空な器體と共に重要な部分に當る。次に本例では器體の兩側の下邊と背面のほぼ同じ部位に各一個宛の三日月形に近い透孔の穿たれてある事が挙げられる。このうち兩側の透孔は、下邊前面の稍突起した形態と相應じて眼を表はしてゐる趣があつて、それが自ら器形に一つのしめくりを與へ、兼てまた本鵞尾の形を特色づけてゐる。

尤も此の鵞尾では上記の鰭の一方が可なり歪んで波狀になつて外に開いてゐるのに對し、もと直に背後に出てあつたと思はれる他の方は早く缺けて、出土の當初既になかつたらしく、また尾端の部分の彎曲が少く、それが立ち過ぎて寧ろ横にひろがつて居り、之に加へるに上邊を缺きなどして、爲に形の整美さを缺く點が少くない。併しこの事こそ、本遺品がもとの用途から離れて、別な用に供せられ延いて今

日に珍らしい全形を傳へるに至つた理由をなしたものと思はれる。それに就いては後に説くであらう。

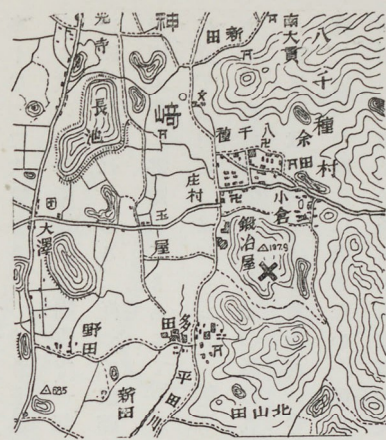
さて此の大きな鵞尾は既に埋没時に於いて破碎して居り、採掘に依つてそれを大にしたことは圖版第十五の上に載せた寫真に見るが如く、更に其の後原地に遺棄せられてゐる間に破損の度が多くなつた次第である。而も上述鰭の一方と尾端の部分とを除くと、外に著しく缺損した部分もなく、其の上器の燒きが陶質で、一部に所謂吹出し釉灰釉を見受ける程度の硬さでもあり、また割合に厚く作られてゐる。従つて破碎の儘に放置するのを遺憾に思ひ、保存の爲に土地の人から京都帝國大學に寄贈してもらふて、それを修理の上、本來の鵞尾の形に復して同大學文學部陳列館の庭に立てられることになつた。圖版第十五の下圖と第十六に示すのが右の復原形の表裏の寫真である。それに依つて上記の器の實際が明確にせられると信ずる。

鵞尾は我が國では各地の古い寺址なり、時には宮殿關係の遺跡などからも出土するが、孰れも破碎し去つた斷片に過ぎない。從來所見のほぼ形を徴し得る古いものとしては法隆寺の玉蟲厨子所用の金銅品、伯耆西伯郡幡鄉村大寺出土の石鵞尾などの特殊例を除くと、瓦製品では僅かに大和法輪寺の遺品、同唐招提寺金堂所用のもの、竝に河内高井田の廢鳥坂寺から出た復原鵞尾などがある位である。されば本遺品は近く復原せられた近江南滋賀廢寺趾から出た例と相並んで、それ等の上に新例を加へるわけであり、而も唐招提寺金堂所用例を除いてよく原形をとどめた點で珍らしいものと云ひ得る。上に擧げた此の鵞尾の形は法輪寺や玉蟲厨子所用のものに較べると形の

上に稍々著しい違ひがあつて、その點では大寺の石鵝尾や、唐招提寺金堂大棟所用品に近く、更に南滋賀廢寺の出土品に似てゐることが相互の比較から容易に認められる。而して示す所破片から推される平安宮阡や、その所用の瓦窯から出土した鵝尾類よりも古調を帯びた點の多いことは、よしやそこに地方的な差異其の他の考慮を要するものがあるとしても、少くも製作の時代を奈良朝とするの誤らざることを教ふるものと思ふ。

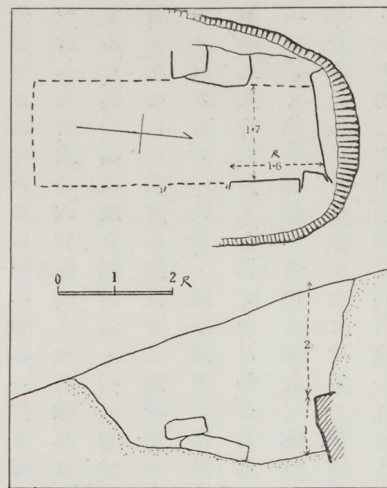
三

か様によく原形を保ち、且つ奈良朝と認む可き鵝尾の發見阡は初にも一言した様に廢寺ではなく、人家から離れた山の中腹であることが、また著しい特異な點とせなければならぬ。其の地點は八千種村大字鍛冶屋の小字姥ヶ懐であつて、市川の流域の東界を限つた山丘のうち、鐵道播但線の溝口驛から加西郡の北條町に通ずる往還の南に聳えた標高二〇〇米突に近い秀麗な飯盛山(一)に春日山とも云ふの南側東寄りの尾の中腹に當つて居り、山麓の西にある部落からは、西南側の尾を越へると數町の所である(第十八圖の地形圖參照)。附近一帶は現在倭小な松山で、北方の飯盛山頂から延びたそのなだらかな傾斜面の前には、これをさへぎるものなく、日あたりのよい一勝區をなしてゐる。同地は鍛冶屋區白井萬次氏の所有に係るが、去る十三年の舊正月二日に山の



(一の分萬五) 圖略の近附地見發 圖八十第

境界調べに出掛けた白井常策氏外二三の人達が、此の處でふと一部に割石の間に瓦様の焼物の一部露出してゐるのを認め、不審なままに試みに石を除いた所、瓦様の焼物は異様な大形品であることが分り、かくて掘り上げたのが、鵝尾そのものであつたのである。



圖狀現の跡遺土出 圖九十第

發掘參加者の言を綜合すると、最初表面に出てゐたのは現に缺損してゐる尾の端の部分であつて、器體は背面を下にほぼ水平を保ち、南北に近い方向に主軸を置いて埋められ、周圍に割石が詰められてあつた。鵝尾の下面は北に向ふてゐて、此の部は表土から一尺五、六寸下にあり、その開いた面には恰も蓋の如き位置に扁平な大きい石材の添へられてゐたことが注意せられた。器を掘り上げて見ると、この部分のうちに頭蓋骨があり、更に器體の奥に四肢骨がほぼ原形をとどめてゐた。人々は一旦掘り起しては見たが、内部の人骨の無氣味さに、器を傍に遺棄し、骨をばもとあつた場所に埋めて引き上げた云ふのである。

實地に就いて見るに、此の出土の局部地はいまも稍々凹んでゐて、うちに割石の散在するものがあり、而もその部分で尾の流れの斜面が幾分か隆起した様になつてある。試みに割石若干を除くと、埋められた人骨片が現はれ、更に掘ると奥の方で傾斜した表面から約二尺の下位に右の發掘者

の云ふ鴟尾の下底面を被ふた如き位置にあつた石材と覺しい扁平なそれが原形を保つて遺存なほ其の石から南方の兩側に約一尺七寸の間隔を置いて内面を揃へた石積みの一部なども出て來て遺蹟の構造を推す上の究竟な徵證を得たのは幸であつた。第十九圖は此の殘存部の實際を測定したものである。尤も如上の石積みは發見當初不用意に取除かれた名残で、ただ僅に奥の一部分をどめてゐるに過ぎず、延いて本來の全形を知り難い。併し上に舉げた發掘者の言などを併せ考へると、右の内側を揃へた石積みは、丘の流れに沿ふた線上に主軸を置いた長方形の箱形をしてゐて、其の幅は殘存部の示す一尺七寸、長さは五尺内外であつたと思はれる。而して右の中に下面を北にした鴟尾が藏置せられ、鴟尾のうちに窮屈ながら北を枕に南面した遺骸が入れられてゐたと見る可きである。處が以上の構造主體は、もと山の斜面を利用して、一部分それを穿つて營み、被ふに充分な封土を以てせなかつた爲でもあらうか、年月を経るままに上部の土砂が流れて、低い方にある構造部分が自然に地表に露はれることになり、かくて這般の發見以前に既に鴟尾の端の部分破損するに至つたとするのが實狀に即した解釋と考へる。

以上記した出土狀況其の他からする遺蹟の構造にして誤りがないとすれば、それは陶棺藏置の古墳に往々見る所と一致することが注意せられる。例を擧げるならば早く和田千吉氏の報告した美作國英田郡檜原村大字平福發見の陶棺の埋葬狀態や、故三宅米吉博士調査の備前國邑久郡美和村東須惠字本坊山の場合の如きがそれである。而も前者の陶棺は側面に人馬及び蓮華の蕾の如き浮彫が加へられて居り、後者また白鳳期の圓瓦當に於けると相似た蓮華文の飾を附した點で、

時代の上から本鴟尾に相近いことが想定せらるゝのは、地域のかげ離れてゐない事實と共に、自らそこに墓制上の通性の問題をも考へしめるものとして興味を唆るのである。

發見者の言ふ所では鴟尾の内部には人骨の外何等の遺物もなく、外部にも伴出物は見當らなかつたと云ふ。鴟尾の示す時代からすればこれは事實であつたとしてよからう。

四

内部に人骨が遺存し、その埋沒狀態が右の様であつたとすると、此の鴟尾は現實には棺として使用せられたとするに疑を挿むの餘地がない。我が上代に於いて遺骸を納める容器即ち棺に、特に他物を應用した例は固より絶無ではない。彼の因幡・播磨・河内・讃岐等の各地で發見せられてゐる埴輪圓筒を利用した所謂甕棺系の葬例の如きは其の著しいものとする。されば本鴟尾の棺また同じ類をなすわけであるが、而もこれは佛教渡來以後の佛寺建築などに關係した鴟尾である點は、前者とは全く別な例をなすものと云ふ可きである。

然らば如何にして鴟尾が棺に使用せられたのであらうか。これは其の性質上固より適確に解き得可きものではない。併し既に指摘した鴟尾自體が可なり歪み、また鱗の一部が缺け等してゐる事實は、右の解釋の上に重要な手懸りを與へると思ふ。即ちそれ等から考へられるのは、もともと堂宇の大棟を飾る可く作られた鴟尾ではあつたが、窯の中で焼き歪みや破損が出來た爲に實際に使用出來なくなつた。此の云はば破棄品を、たまたま關係者等の間にでも生じた不幸に當つて、棺に利用せられたとする見方である。恰も出土地の附近は、西方一里餘の溝口驛の近くに早くか

知られた大きな寺趾の存するをはじめ、鍛冶屋の南西約二十町の山田村新田にも奈良朝に遡る寺趾の塔礎が残存して、かかる事情の起るにふさはしい環境にあり、更に武藤囑託に従へば村の東方加西郡富田村には古い窯址も遺存すると云ふ。然らば右の解釋はあらゆる點から實らしく思はれる。將來附近の地域調査が進んで如上の推測を一層明確ならしめる資料の發見を冀望すると共に、それに依つて大體奈良朝と見た珍しい鴟尾の實年代が、かかる相關關係の上から確められることを期待する次第である。報告を終るに當つて實地調査の際便宜を與へられた出土地の白井正光・同常策・城谷熊男・永谷正臣・同豊の諸氏に謝意を表する。〔梅原委員〕

三 原 郡

第六 日光寺の銅鐸

〔圖版第一七〕

銅鐸は我が上代に於ける文物中分布の地域が限られてゐるのみならず、遺品自體に特殊な色彩の強い點で早くから世の注意を惹いたものである。ただし其の性質觀に至つては本邦の四隣に類品を見ないことや、單獨に出土すること等から、學術の進歩の目覺しい今日に於いてもなほ多くの疑問を遺して、依然我が考古學上のスフィンクスたるの觀を呈してゐる。本縣は此の種遺物の分布區域に屬するのみならず、從來知られた出土例は十指を超へて、其の分布の濃厚なるを示して居り、最近更に川邊郡に於いて二新例を加へたこと別項所記の如くである。而して是等の遺品は銅鐸の諸形式に互つて居り、うちにまた武庫郡住吉村出土例の様に、鐸身の上邊に舌を垂下する環をつくりつけた遺品等を含んで研究の上に重要な示唆を與へるものがある。

ここに報告しやうとする三原郡松帆村大字筒飯野にある日光寺に所藏する一個の銅鐸は、其の出土の年次が古く、また早く大正七年の一月に委員辰馬悦藏氏が田澤金吾氏と共に調査して、『歴史地理』第三二卷第二號の『銅鐸號』に報告せられた所の學界既知のものであるが、昨年それに附随した一つの珍らしい事實が注意せられるに至つて、新に遺品の學術的價值を高めることになつた。

依つて以下に改めて其の實際を録し、右の新事實を報告することにする。

二

日光寺に藏する銅鐸と其の出土地に關する所傳に就いては、上引辰馬委員の文に詳しく記されてゐるから、先づ右に基き其の要點を説明する。

鐸は圖版第十七に載せた寫眞の示す如く、袈裟襷の式に屬するものであるが、通高僅かに七寸六分、内鈕高一寸六分といふ小形で作りまた厚く、其の點で銅鐸形式分類上第一類に近い趣を呈し、全面また滑澤が多く、青味を帯びてゐる。現在鈕と鰭とに缺損した部分を見受けるが、ともに全形を損する程のものでない。其の鐸の左右にある鰭は幅が狭くて飾り耳などなく、兜形鈕の中の孔は大きい。身は扁平形、下面の長徑四寸一分、短徑二寸八分餘で、殆んど反りを見受けず、高きは鈕の三倍を超へて割合に長太い觀がある。鐸身に就いてはなほ上面の舞や側面に開いた諸孔と、下底の僅かな凹入の外に、其の一面の下方中央部に鑄造後穿つたと認む可き小孔一個の存することを擧ぐ可きである。文様は簡單なもので、身は堅横各三條の格子目文から成る袈裟襷から成つて、その下は條線のみで鋸齒文帶はない。而して鰭と鈕の外邊には鋸齒様文を布置するが、鈕の隆起部には別に格子目文帶を見受ける。

此の銅鐸の出土に就いては次の「寶鐸御屈寫」なる一札があつて、幸に様子が分明する。

慶野村古來ヨリ申傳候岡ノ御堂中ノ御堂北ノ御堂ト申御堂屋敷御座候然ル處當五月廿日大水
中ノ御堂屋敷ヨリ拾四五間程下ノ谷水ニテ掘ラレタリシトヤラ唐金ノ鑄物數八ツ出テ申候、右

三ヶ處御堂年久敷以前退轉仕候哉只今爲存者無御座候、右ノ通被仰上可被下候 以上

貞享三年七月十八日

慶野村庄屋 伊 兵 衛
五人組 小 右 衛 門
吉 右 衛 門

梶田 夫 右 衛 門 殿

角田 新 右 衛 門 殿

高木 亟 右 衛 門 殿

(據辰馬悅藏氏)

現存の此の屈書の寫しなるものは更に後の複寫ではあるが、記する所如何にも當時の屈書の體を具へて居り、右に依つて鐸の發見が貞享三年(皇紀二三四六年)五月の事で、大水の爲に見出されるに至つたものと解せられる。而して同時に八個出た事を記してゐるのは珍らしい。同じ中の御堂の地からは今から百二十年程前にも一個の銅鐸が出土して現に慶野組に保存せられてゐる處からすると、此のことは一層興味を加へるのである。

處が右の記録とは別に山口之謙の「淡路舊跡考」卷三「日光寺舊跡考」には

一慶野村舊跡の事は、村の次郎ヶ谷といふあたりに岡の堂中の堂などの地名残りて、元文年中に此谷より寶鐸三ツを掘出したは、是いにしへの寺境古跡なる事疑ひなし、此寶鐸三つの内壹は寛政年中に徳島御本城へ奉仕獻上残りは日光寺に壹又末寺成福寺に壹ありて什寶とす。

なる別個な所傳を載せて、鐸の發見を元文年間(皇紀二三九六年—二四〇〇年)の事となし、數も三個となつてゐて、そこに疑問が生ずる。併し早く辰馬委員が其の報告に述べてゐる様に、假令複寫とは云へ比較的記事の細緻な書式の正しい當時の届書の寫であるより見て、前者に従ふ可きが此の場合穩當であらう。後者の記述は或は眞享發見の後數十年を経て八個中の三個のみが注意せられた際の傳へを録したものであらうか。届書に八個とある數字に傳寫の誤りが無いとする。と内五個は早く散佚したのであつて、之謙の書に見ゆる三個の中でも本日光寺所藏品を除いた他は今日行方を確め得ないのである。

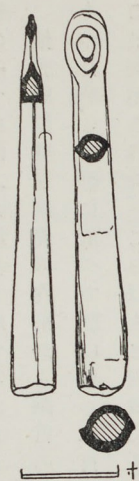
鐸の出土が既に二百五十餘年も以前に遡るので、それ等が如何なる状態に地中に埋没してゐたかは固よりのこと、出土地の局部の如きも今では明になし難い。但し中ノ御堂と云ふのは淡路の西南海岸の湊村から東北十數町の地で、地勢段階狀をなし今は田と松林とが交錯してゐる。そこは今ももと日光寺があつた所と傳へて、その範圍は辰馬委員等調査の際甕と藏骨土器とを發掘した場所や、又村人が折々石鏃を拾ふと云ふ地點をも含んだ割合に廣い地域である。この石鏃が散布してゐると云ふ事は鐸の出土と結びつけて考へ得る興味ある點であらう。

三

以上は日光寺所藏の銅鐸と其の出土の所傳に就いての概要であるが、右の鐸に聯關して新たに注意に上つた事實と云ふのは、鐸と共に日光寺に銅製の舌の保存せられてゐることである。此の銅舌は古くから鐸と共に日光寺に所藏せられてゐて、大正七年辰馬田澤兩氏調査の際田澤氏が其

の圖を描いたのであるが、當時はかかるものの銅鐸との伴出が豫想せられなかつた爲に看過されて辰馬氏の報告に漏れた。處が其後昭和七年に伯耆國泊に於いて同種の銅舌の銅鐸と伴出した事實が確められるあり、一昨年田澤氏が當初の圖寫に思ひを及ぼすこととなつて新たな注意を喚起するに至つた。

さて此の舌は上端に垂下の際に役立たしめる圓孔を作つた細長い棒狀の鑄銅品であつて、長さ
は三寸九分ある。其の頭孔の部分は扁平に作られてゐるが、體は下方に向つて徐々に太さと丸味
とを加へて、端では略圓形に近くなつて居り(長徑五分二厘、短徑四分六厘、
十圖)



兩側には鑄造の際に於ける銕範の合せ目の名残を
とどめ、それが下半では兩面の範が若干喰ひ違ふた爲に、
體の切斷面は歪んで正しい形をしてゐないのである

(第二圖) 器は通體手なれて黒ずんだ外觀を呈し、引いて鮮
かな土中古色に缺けてゐるが、よく見るとその表面の色澤の下にもその銹色をとどめた所があつて、現在の外見が出土後傳世した爲であることが知られる。以上器の示す處、細部に於いて若干の違ひはあるが、通じては上引の伯耆泊で銅鐸の内部から見出された銅舌の一つと同様であり、従つて同じ性質のものとして誤りはないであらう。なほそれは出土後傳世の間に加へられた部分もあらうが、ここで通體の磨澤が目立つて居り、特に下半に於いて著しいもののある事實が、環孔の兩側の磨減した點と併せて舌自體が實際に垂下使用せられたことを物語るものとして注記せらる

第二十圖 日光寺銅舌實測圖

可きである。

本銅舌は古くから日光寺に上記の銅鐸と共に保存せられてゐるが、それ自體の由來に就いては詳でない云ふ。併し前者の附屬品の形で保存せられて來た點からすると、兩者の密接な關係は自ら肯定せられるのであり、そこから右の鐸に附隨して發見せられたことを想定せしめる。尤も日光寺の現存の鐸は貞享三年に八個出た遺品の一つと見られる點で、兩者が同時に出土したとしても、本來この鐸の舌であつたかどうかには疑問が残るわけである。されば今の場合貞享發見の鐸の一つに伴ふた銅舌と解するにとどむべきであるかも知らぬ。

伯耆國泊發見銅鐸の内部から銅舌の伴出したことは學界の新事實として注意をあつめたのであつたが、この例に依つて既に早く二百五十年も前に同じ事實があつて、必ずしもその稀有でないことが示された。これはもと阿波にあつた一個の鐸身内部の上邊に環の作られてゐる實例が、其の後本縣住吉村發見の鐸にも存したこと(本報告書第十輯參照)と竝んで、銅鐸の或者に支那に於ける鐸に見受けると同じ設備があつたことを物語るものであり、まさに注目す可き事實とする。この事は後者即ち有環銅鐸出現の際一部人士の説いた我が銅鐸を以て樂器とする所論に更に究竟な資料を提供するものであり、なほ本例の如く、舌そのものに使用の痕迹をとどめるに於いて、少くもその附隨した鐸が樂器であつたことは動かないであらう。嚮に住吉村から有環の銅鐸が出土して右の見解を強めたに引續き更に同じ側の本遺品を見出すことは、縣下に於ける銅鐸分布の濃密な點と併せて注意せらる可きである。併し從來出土の多數遺品の實際からでは、右の事實を

以てしたばかりで、我が銅鐸のすべてが樂器であり、引いて用途の問題が解決したとするになほ多くの疑問を藏することを否み難い。銅鐸の祖型として支那古代の編鐘乃至鐸を想定した本委員の立場からすると、その或者に彼に見ると同様な作りのあることは當然である。而して如上の諸例が形式上後出のものでない點に右の前提の誤つてゐないことの裏書きせられるのに興味を覺ゆるのであり、また右の事實から故高橋博士の説かれた銅鐸の祖型を以て一種の革張りの器とする解釋の寧ろ實らしからぬを暗示する點に注意すべきものがあるのを考へる次第である。結末に當つて此の調査の上に便宜を與へられた日光寺住職松林隆俊氏の厚意を感謝する。

〔梅原委員〕

第七 諭鶴羽神社境内板碑の調査

〔圖版第一八—第二二〕

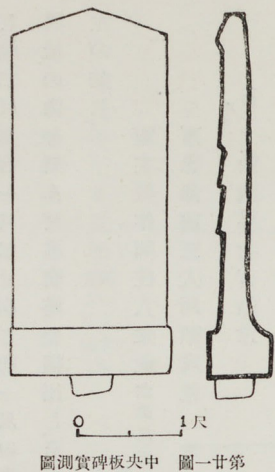
諭鶴羽神社は三原郡灘村吉野小字黒岩字篠山、即ち淡路の靈山の一である。諭鶴羽山の山頂に近き幽邃の地に鎮座する郷社である。史的興味に富むその由緒等に關してはさきに委員吉井良尚氏によつて詳細な論考がなされ本報告書第十三輯に發表せられて居る。その報文の中(八四頁)に本殿の西、社務所の南西に職員の宿坊あり、其の西裏の叢林中に隆然たる小丘があり、恰も一見古墳と考へらるる形態である。傳説を參酌するに恐らく經塚であらう。吉野金峯山から發見された國寶寛弘四年道長奉納經筒を出した經塚、大正年間發掘された熊野那智神社の經塚更に羽前羽黒山の系統の經塚、豊前各地より出る彦山系統の經塚に思ひを走せる時、何人も同系のそれに非ずやと察せらるるのである。いつか時機を得てこれを闡明するの好機あらんことを望まざるを得ない。

とあつて境内一隅の小丘に對する關心を示して居らるるが、昭和十一年秋神社當局に於て境内地整地の必要からその場所にも手を加へることとなつたので、その機會に遺蹟の性質を調査することになり本員は吉井委員と共に現場に臨み左に録する如き調査結果を獲た。

塚は略正方形をなし一邊の長さ約十五尺を測り中央にて約二尺の隆起をなして居る。周縁に

は割石を並べ表面には礫石を敷いてあつた様子であるが既に半ば失はれ、南側と東側とに於て比較的よく遺存するを見る。塚の上には椿やべんどの木等が生長し大きな根を張つて居る(圖版第十)。

樹間に多く天文二十一年の年紀を有する板碑が多數雜然と立ててあつて、一見それらは境内の隨所から發見されたものを一所に集めたものの如く想像される。ところから(前記吉井委員報告八十四頁)一應之等を除き塚自體を調査したところ、中央に存した最も大きい碑の臺石の直下に豎に埋められた碑石が



あらはれ(圖版第十)その銘文に年紀を缺くが内容より推して他の板碑と一群をなすもので、同じ時に埋められたものであることが明かにされた結果、從來塚と板碑群とを別個のものとして考へたことの誤である事、而して塚は天文二十一年に一群の板碑を建立する時に築成せられたものである事が明かにせられた。尤も板碑銘文を調査するとそれらが單に年代を同じくするのみでなく、一定の

配置を以て並べ立てられたものなることは豫想せられて居たところであつたが、それがこの塚の中央に埋められた一石碑とその上に立てられた一板碑を中心として塚の四邊に建立されたと見得ることになつたのである。但し銘文の文辭の意味は極めて難解で一般の板碑の記銘と趣を異にして居り、これら一群の板碑の配置を思想的に解明することは私の良く爲し能はざるところであるが、特異なる遺蹟の存在を報告して大方の教示を仰ぐこととし度い。

此の調査の際に埋没碑石の前方より獨鈷杵三鈷杵銅鉦宋錢及寛永通寶若干が出土した。之等は泉貨の年代よりして二次的な埋めものと考へられたが、遺蹟の性質の複雑なるを思はしめられた。以下に遺品の各個について記述をする。

二

中央板碑は高さ三尺五寸幅一尺五寸厚さ二寸乃至三寸で下部に方四寸、高さ二寸五分の柄を有し、幅二尺奥行一尺二寸、高さ約一尺の臺石に乗り中央に柄孔を有して居る。碑面に浮彫で軸部に異様の像を刻んだ多寶塔を描出し、その周囲や軸部に一面に銘文を刻して居る（圖版第十九の二及第廿一圖）。その文左の如し。

修心頁

一万三百万遍心眼聖

願主美作國住人乘藏念佛三百万遍

一万三百万遍心眼聖

万念佛兩三人所願成就

(種^ア子) 胎藏界七百餘尊(種^バ子) 金剛界五百餘尊(種^マ子) 文珠師利菩薩(種^ア子)(種^カ子)(種^マ子)

不動明王

信兩石金
州人大迦
也工羅番筆者
所願成就人

念佛十万遍心賢爲妙法

惣旦那念佛万遍天文廿一年五月廿八日 四十九万遍

此の調査によつてはじめて發見された土中の碑は右記板碑の臺石直下に之と接して垂直に立

てて埋められてあつたもので、支へとして一個の割石が下方に埋められてあつた。高さ二尺六寸、幅八寸、厚さ約三寸、形不整表面も粗で最初から埋土することを考へて石材をそのまま用ひたものの如く思へる。上方に異様な圖様を描き銘文を表面全體に無秩序に刻んで居る（圖版第二の十の二）。銘文は左の如し。

□□□□ 餓心補補陀落世界風口念佛飯

同惣念佛

米渡申

万遍唱奉

四惡十惡有氣

十二後生

右筆者宥慶寶□

無氣四十二

念佛三百

二ツ子カラ百八歳

万遍爲六親

酉年午年辰年兩三人念佛万遍唱奉

三千氏子除可

次に小板碑は十五基を數へる。大きさ區々なるも大略高さ二尺内外、幅一尺内外で臺石を有せず、それぞれ根部を有し内八基は頂上の三角形、頸部及び切込みに代へた三本の線條彫込みを有して居て簡單化した形ながら板碑としての形態を備へて居る（圖版第二十のイ、ハ、ト）。餘の七基の内四基は長方形（圖版第二十のロ、ニ、ホ）、三基は頂部三角なるも條線がない（圖版第二十のヌ、カ）。猶境内東方に此所より移し建てたと見られる碑石一基（圖版第十九の二）あり、又神社記録中に以上の他二基の碑銘寫がある。以上の大部分は一群をなし、且その内に於て更に一定の組合せを有すると考へられる。試みにその組合せを想定してその順次に銘文を録すると左の如くである。

(一) 六十六社神佛末繁昌
辰巳 宇伽神守護
天文廿一年_{壬子}五月廿八日

(圖版第二〇のイ)

(二) 六十六社神佛願主美作住人
未申 万天神勸請
天文廿一年五月廿八日

(圖版第二〇のハ)

(三) 六十六社神佛□不知
戌亥 藏神勸請
天文廿一年五月廿八日

(圖版第二〇のチ)

右三基は方位に配置したものと察せられ形態も同形である。丑寅の一基を缺くのは或は失はれたのであらうか。

(四) 六十六社神佛所願成就
(種子) 釋迦毘沙門
天文廿一年五月廿八日

(圖版第二〇のリ)

(五) 六十六社神佛所願成就
(種子) 藥師如來
太郎王子天文廿一年五月_{廿八日}

(圖版第二〇のト)

(六) 六十六社神佛所願成就
(種子) 觀音二郎王子_子
天文廿一年五月廿八日

(圖版第二〇のワ)

(七) 三郎王子所願成就
(種子) 阿彌陀如來_來
六十六社神佛天文廿一年五月_{廿八日}

(圖版第二〇のヲ)

以上四基は形態等しく銘文も大體共通し當然一組をなすと察せられる。塔四方佛の方位より推して(四)が南(五)が東(六)が北(七)が西に配置され先きの一組と合せて八基が塚の周縁を圍繞するのではなからうか。(五)に太郎王子(六)に二郎王子(七)に三郎王子とあるのは注意を惹く。組合せを考へ得ぬものとして左の三基がある。

(八) 大峯八大金剛童子 午才_才
(種子) 天六地神人大日國
同縁行者 天文廿一年五月廿八日

(圖版第二〇のル)

□ 大王辰年御守所
(種子) 爲千人帝守護

(圖版第二〇のヌ)

天文廿一年壬子五月廿八日

爲六親石太工

(種子) 石神勸請

(圖版第二〇のカ)

天文廿一年壬子五月廿八日

右三基の内(八)は(一)―(七)と同型(九)(一〇)は同型である。以上はすべて天文二十一年五月二十八日の年紀を有するが、殘餘の五基には年紀なく且願主と解せらるる人名が多く記されやや趣を異にする。但し銘記の書風や形態より推して同類に屬するとして誤ないであらう。内四基は明かに一組をなし東西南北に置かれたと見ゆるものである。

木生氏子大旦那小旦那

宮地 太郎太夫

(二) 東門 諸行無常

宮地 惣中

(圖版第二〇のホ)

現世安穩後生善處

由良六郎左衛門

(三) 火生氏子大旦那小旦那
南門 是生滅法

西川四郎
大夫二人
右大夫

(圖版第二〇のハ)

爲現世安穩後生善處

(三) 金生氏子大旦那小旦那
西門 生滅滅已

福良二人
阿州住人

(圖版第二〇のニ)

爲現世安穩後生善處

(四) 水生氏子大旦那小旦那
北門 寂滅爲樂

筒井庄
道椿二人
神代庄土大夫

(圖版第二〇のロ)

爲現世安穩後世善處

由良・福良・神代等淡路の地名が見え、願主が淡路島乃至は阿波住の人であること注意を惹く。
自餘の一基は左の如し。

(五) (種子) 觀音菩薩勸請
(種子) 熱田善光如來御供兩三人奉脩
(種子) 善光寺如來守
榎並權助宮主湊千代女

(圖版第一九の三)

(種子) 勢至菩薩勸請
カリヤ惣中旦那爲也

これに於ても榎並湊・カリヤ等の淡路の地名が注意される。
境内東方一角に存するのは左の如きものである。

(六) 願主 美作住人兩三人爲六親
熱田 大明神御船也

(圖版第一九の二)

天文廿一年壬子五月廿八日

記録中に見ゆるものは左の如し。

願主 酉年、午年、辰年兩三人

(七) (種子) 熱田 大明神勸請

(種子) 立田 大明神勸請

「願主酉年、午年、辰年兩三人」とあるのは土中の碑石の銘記中に同じく「酉年、午年、辰年兩三人」とあるのと同じである。

以上合計十九基の銘記を通じて察し得ることは美作國住の三名が願主となり、その所願成就の爲に天文二十一年五月二十八日に發願建立せられたものであること、その時諭鶴羽神社崇敬の氏子中より現世安穩後世善處の爲に合力したと思はれること等である。酉年、午年、辰年兩三人とあり、又太郎王子、二郎王子、三郎王子とあるのは願主三者を意味するものではなからうか。

記録中に左の銘記が見えるが、之は年紀も異り別個のものたること明瞭である。参考として左

に録する。

天文廿年九月二十日

(種子) 二王 堂 建立 願主□□

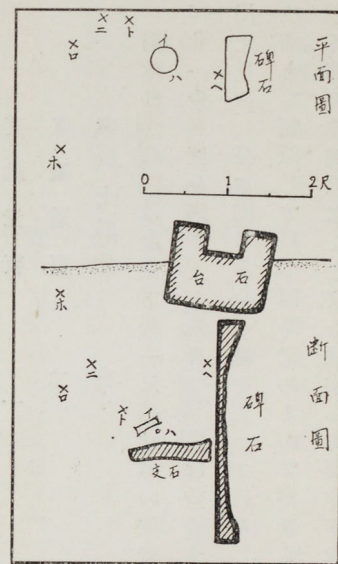
食堂七間 四面可有

三

遺物は地表下一尺四寸迄の土中に主として出土、碑石の前面(南方)一尺乃至二尺離れた位置から發見せられた。主なる遺物の出土位置は第廿二圖に示した如くである。品種及個數左の如し。

獨 鈇	一	三 鈇 杵	一
銅 鉦	一	元 豐 通 寶	一
嘉 祐 元 寶	一	大 觀 通 寶	一
寬 永 通 寶	二〇	金 屬 器 片	若干
素 燒 土 器 片	若干		

獨鈇杵(圖版第三十一の上)は地表下約一尺三寸、碑の前方五寸許のところ、銅鉦の下方より發見された。長さ四寸一分五厘を測る。三鈇杵(圖版第三十一の上)は前者より上層地表に近き碑の前方二尺許前方の地點より出土した。長さ四寸八分、一鋒を失つて居る。此の二品は形態と云ひ把の八葉蓮華裝飾紋様と云ひ極めて類似して居て同時代のものと察せられる。一見古色があるが把と鋒の比例小なることや各部の趣鈍重なことより推察して製作年代は鎌倉時代まで遡るものでないと思はれる。

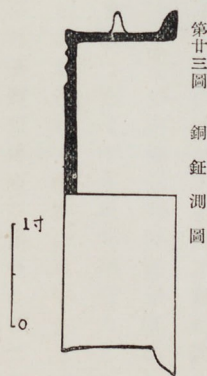


第廿二圖 遺物出土状況
 ①銅鉦 ②鉛杵 ③鉛杵 ④銅鉦
 ⑤大觀通寶 ⑥嘉祐通寶 ⑦寬永通寶

銅鉦(圖版第二十一圖の(下右及第廿三圖))は地表下一尺三寸許り、碑の前方約六寸の位置から発見せられた。徑三寸五厘、厚さ一寸一分、周縁高さ二分五厘を測る。金剛杵と同時代のものと思はれる。金屬器片は碑の北側から発見せられた。青銅及鐵の屑金の如くなつた斷片で原形全く推測に難い。土器破片も碑の背面より見出されたが、すべて小斷片で原

形を失つて居る。

之等遺物の遺存状態は極めて亂雑であつて、同時代のものである二口の金剛杵が層位的にも平面的にも離れて存し、且三鉛杵の缺損の痕が古くて折損した鋒が見出し得ないこと、中世の通貨たる宋錢と寛永通寶とが層位的に上下して居ること等を見るとそれが嘗て攪亂に遇つたことを推察するに難くない。佛教法具、宋錢は天文二十一年板碑建立の時のものとする事が出来るから或は之等は最初此の塚の營まれた時に埋められたものとするを得よう。寛永通寶は賽錢と考へられぬでもなく、その混入は塚が寛永以後發掘の厄に會つたことの證とすることも出来る。或は法具、



第廿三圖 銅鉦測圖

泉貨共に寛永以後に埋められた本遺蹟の第二次的遺物であつて、それが後世發掘攪亂せられたとすることも得よう。しかし此の種行事が中世的性質を有することより考へて前者の推察をより

妥當となし度い。

四

以上述べし如く本遺蹟遺物は極めて異色を有し、信仰上特色ある諭鶴羽神社境内の遺蹟たるに相應しい感があり、兩者の關係については更に深く考ふべきものがある。又板塔婆碑としても珍奇の例に屬し、種々なる意味に於て研究の價值多きものたるを信



第廿四圖 諭鶴羽神社境内石碑

じる。之此の調査記録を草した所以に他ならぬ。

猶吉井委員報告中に實測圖を以て示した諭鶴羽神社境内に在る建武元年の銘のある町石寫眞を此の稿を機に掲出することとした(第廿四圖)。

〔武藤囑託〕

第八 新指定の國寶彫刻

昭和十五年十月十四日附を以て縣下寺院所有の左の物件が國寶に指定せられた。

藥仙寺 神戸市兵庫區南逆瀬川町

一、木造藥師如來坐像 一 軀

妙法寺 神戸市須磨區妙法寺

一、木造毘沙門天立像(本堂安置) 一 軀

淨土寺 加東郡小野町

一、鉦鼓 一 口

東大寺末寺播磨淨土堂建久五年十月十二日ノ銘アリ

一 乗寺 加西郡下里村

一、木造法道仙人立像(開山堂安置) 一 軀

一、木造僧形坐像 一 軀

像内ニ建久三季三月日自高野新別所奉迎之同四年五月日加綵色ノ銘アリ

普門寺 赤穂郡赤穂町

一、木造千手觀音坐像(本堂安置) 一 軀

東山寺 津名郡生穂町

一、木造十二神將立像 十二 軀

一、木造藥師如來立像 一 軀

之等は美術的價値のみならず地方文化を物語る有力な資料であるから、何れも必ずしも新發見にかかるものではないが國寶指定を機會にその一部の調査記録を左に報告することとした。

藥仙寺 木造藥師如來坐像

[圖版第二二]

藥仙寺は醫王山と號し時宗に屬する。所在地は神戸市兵庫區南逆瀬川町二丁目五十一番地で市電清盛塚停留所の南方約二丁に當る。寺傳由緒に依ると天平十八年二月行基菩薩が諸國廻國の砌當地に於て藥師像の示現に遇ひ、これを安置して本尊とし一寺を興したのが當寺の起原である云ふ。延文元年直阿上人のとき天台宗を轉じて時宗に歸した。之より先元弘三年後醍醐天皇隱岐より御還幸の御途次兵庫福嚴寺に御駐泊の砌、御不豫に涉らせらるるや直阿上人は本寺觀音堂前の藥水の井の靈泉を汲みて參らせ、之によつて玉體恙なく御快癒遊ばされたので天皇より「藥仙寺」の號を賜うたとの傳は寺藏縁起繪卷に記さるるところである。

今回國寶に加へられた木造藥師如來坐像は本堂内に厨子に納めて安置せられてある。法量計數左の如し。

像	高	二尺九寸二分
自頂上至顎高		九寸六分五厘
自髮際至顎		五寸五分
面	幅	五寸三分
面	奥行	七寸五分
膝	張	二尺四寸一分
同	高	五寸二分
臂	張	一尺八寸五分

姿態頗る量感に富み各部の比例良く彫法重厚且雄勁にして製作年代を推定するに奈良時代に遡るものとなすを得よう。此の種の作例の代表的なものを求むるならば京都高山寺の薬師如来坐像や法隆寺傳法堂の阿彌陀如来坐像等を擧げることが出来る。

膝裏に左の墨書銘がある。

(「は銘文の一行を示す」)

奉造立 阿彌陀 如來 像

ツボサカノカツ 御作也

建久六年 乙未 五月一日

御之 卯

□□□□

慶長四年 己亥 文月十三日

南都城戸佛師 □□也

墨色褪せ判讀困難なる箇所多く且文意不明の點がある。書體は全文同一で慶長四年の筆と認めて差支へないであらう。前段の冒頭が奉造立阿彌陀如来像と判讀せられるのは本像の製作年代が奈良時代と推考せられることと年代に於て矛盾し且本像が薬師像であることも一致しないから意味不可解と云はねばならぬ。後段は修理銘と察せられるから或は慶長修理の際に建久六年の施入銘或は修理銘がいつこかに記されてあり、それが不鮮明となつて居たのを不用意に寫したのではなからうか。

保存状況を見るに左手臂より先全部及右手第四指竝に薬壺が後補であること、下腹部より膝にかけての部分に損傷の多いことが著しい。

本像は寺傳に云ふ當寺開創の際の本尊なりしや否や明かでないが年代に於ては草創時代の遺品に當り縣下に遺存する佛像中加古郡鶴林寺、加西郡一乗寺の聖觀音像神戸市大龍寺の菩薩立像に次ぐものであり製作又凡でない故に極めて價值高き遺品とすべきであらう。

尙本寺には明治三十四年八月國寶に認定された絹本着色施餓鬼圖一幅を藏する。

妙法寺 木造毘沙門天立像

〔圖版第二二〕

妙法寺は眞言宗高野派に屬し所在地は神戸市須磨區妙法寺字毘沙門千二百八十六番地にして山陽電車板宿停留所の北二軒市バス妙法寺停留所西一丁に位置する。寺傳によれば天平十年行基の創建と云ひ降つて貞觀十六年定範によつて中興されたといふ。

今回國寶に列せられた木造毘沙門天立像は開基行基菩薩一刀三禮の製作と傳へる當寺の本尊で厨子中に安置せられてある。法量左の如し。

像	高	五尺九寸五分
自頂上至顎高		一尺四寸一分
自髮際至顎		六寸
面	幅	六寸
面	奥	八寸六分五厘
裾	幅	一尺九寸五分
臂	張	二尺六寸八分
臺座	高	五寸

一木造の巨像で左手首左腕臂に修補の迹が認めらるる他著しい損傷はない。姿態活動感に乏しく、又面の取扱ひがやや平板的であるが、各部の比例が良き調和を有し彫法簡勁、天部像として佳

作に屬する。製作年代は平安時代初期と推定され縣下に於ては藤原時代の優秀な作である姫路市隨願寺の木造毘沙門天像と併稱すべき作と云へる。

一乗寺 木造法道仙人立像及木造僧形坐像

〔圖版第二三・第二四〕

一乗寺は加西郡下里村の法華山上幽邃の淨域に在る天台宗の名刹である。孝徳天皇の御代白雉二年、法道仙人の開基と傳へる。境内廣大にして三重塔婆をはじめ數棟の國寶建造物及び優秀なる繪畫彫刻を藏し往時の盛大を偲ぶことが出来る。寺寶中左記二軀の彫刻が今回新に國寶に加へられた。一は木造法道仙人立像で當山の奥の院たる開山堂に安置せられてある。法道仙人は天竺の人で、毘首羯摩が天竺靈鷲山に於て作つた金銅の靈像を携へて來朝し、此の地に安置して當山を創立したと傳へられる名僧で、又飛鉢の靈驗を行ふ等神通力を有したと云はれ播州の古刹の多くは上人の開創にかかるこの傳承を有する。即ち、吉野金峯山寺開創の役行者と同じく神仙思想の性質を帯びた信仰によつて尊信せらるる聖者である。従つてその像も役行者の作例に相似た姿を示して居る。

像の法量は左の如し。

總	高	四尺九寸
自頂上至顎高		九寸六分五厘

自髮際至顎 六寸六分

面 幅 四寸八分五厘

面 奥 七寸五厘

裾 張 一尺四寸七分

彫法頗る寫實的にして頭巾を戴き袍を著け高足駄を履き杖を手にした姿態は枯淡の趣を良く表現して居る。

保存狀況比較的良く袍の文様彩色も纔かに存して居る。顎の鬚眉毛袍の下端等に後補の部分が認められる。

臺座幅一尺二寸七分、奥行一尺二寸五分、高さ三寸四分、裏に左の如き墨書銘がある。

播州法花山一乗寺開山法道仙人御影

當山始ヨリ以來相當九百六十八年丁巳本堂炎燒

雖然此御影不動院盛圓奉出之時悉不具也

十二年後寛永五年辰戌本堂建立委縁起在之

寛永六年己巳鐘堂建立具別記在之

同八年辛未仙人御影再造々眞言院盛員

寺中繁昌伽藍安穩衆僧福祐修學増進

千歳萬歳萬々歳如意満足除災興樂所也

元和三年本堂に火災がありしこと、その時本像は搬出せられたが破損を蒙り、その後本堂その他堂宇再建と竝んで修理の工が行はれた由來を記して居り、本像の經歷のみならず當山の歴史を知る上に珍重すべき記銘と云はねばならぬ。

製作年代を推考するに鎌倉時代の製作にかかる京都市三十三間堂二十八部衆の一である婆藪仙像に相似るものあり、それよりやや彫技に於て劣り年代に於ても降るものありと見られるから室町時代初期乃至中期のものとすることを得よう。

他の一は木造僧形坐像で本堂内に藏置されて居たもの。破損甚しく寄木の各部が久しく分離して居た爲に容易に結合し難い程である。且膝の部分は水に洗はれた如き表面の磨滅があつて胴部と損耗の度を異にして居ることが注意される。法量左の如し。

像 高 三尺二寸六分

頭 高 一尺五分五厘

面 幅 六寸四分五厘

面 奥 八寸九分

膝 高 五寸七分

膝 張 二尺五寸五分

胎内に左の墨書銘がある。

建久三季壬子三月 日行事□□眞□

自高野新別所奉迎之

爲大衆沙汰

一和一永社行事聖海

同四年^丑癸五月 日加綵色

勸進入西永禪

定仁

之によつて本像が高野新別所より建久三年に移され翌年彩色を加へられたものであることが明かにせられ、且本像製作年代が建久より遡ることが知られる。造像銘とは異なるも價值ある銘記と云ふべきである。

本像は上述の如く損傷甚しいが彫法凡ならず寫實的手法に秀れ溫雅のうちに健勁な作風を示して居る。一見鎌倉彫刻と見られるが建久の銘記によつて遡つて平安末期の製作たることが知られる。〔武藤囑託〕

指定史蹟名勝天然紀念物一覽

史蹟

和田岬砲臺	一
播磨國分寺趾	一
五色塚(千壺)古墳	二
壇場山古墳	二
同第一、第二、第三古墳	三
處女塚古墳	四
西宮砲臺	四
大石良雄宅趾	五
姫路城	一〇
明治天皇姫路行在所	二
明治天皇明石行在所	三
圓教寺境内	四
明治天皇行幸所舊岩倉邸建物	五
明治天皇舞子大本營	五
明治天皇正條行在所	六
明治天皇御着御小休所	六
明治天皇阿彌陀御小休所	七
明治天皇須磨御小休所	七
明治天皇山田御小休所	八
明治天皇土山御小休所	八
明治天皇大久保御小休所趾及建物	九
明治天皇御小休所舊神戸税關監視部趾及建物	二

名勝

慶野松原	一〇
香住海岸	二〇
天然紀念物	
鶴山鶴蕃殖地	三
尾上ノ松	五
曾根ノ松	六
妙見ノ大杉	六
生島樹林	七
日置村裸樫	七
淡路國道松並木	八
千手ノ松	八
高羽ノ樟	九
八代ノ大樟	九
玄武洞	一
鷺崎ノ屏風岩	一
六甲くらがねもち	一
蘆屋ノ松	一四
神戸丸山街上斷層	一九
鏡ノ袖	二〇
名勝天然紀念物	
但馬御火浦	二五

史蹟 和田岬砲臺

所在地	神戸市兵庫區和田崎町	指定ノ事由	史蹟第四
指定年月日	大正十年三月三日	管理者	三菱重工業株式會社
所有者	民有		
説明	文久三年着工、元治元年八月竣工セルモノナリ。築造ハ勝安房守ノ建築ニカカルモノニシテ、安房自ラ此ノ工事ヲ指揮監督セリ。當時神戸川崎、西宮、今津ノ各處ニ之ト同形ノ工ヲ起ス。灘ノ嘉納治郎作請負ヲ爲シ一箇所約貳萬五千兩ヲ費セリトイフ。		
保存施設	標識(木造) 注意札(木造駒形)		

史蹟 播磨國分寺趾

所在地	飾磨郡御國野村大字國分寺字谷	指定ノ事由	史蹟第二
指定年月日	大正十年三月三日	管理者	御國野村
所有者	國有、民有		
説明	聖武天皇ノ御代各國毎ニ建立セラレタル國分寺ノ一タル播磨國分寺ノ趾ナリ。東塔趾ニハ心礎竝ニ礎石ヲ存シ往時ノ規模ヲ察セシム。		
保存施設	標識(石造) 注意札(木造駒形)		

史

五色塚(千壺)古墳
小壺古墳

所在地 明石郡垂水町西垂水
指定年月日 大正十年三月三日
所有者 國有、民有
指定ノ事由 史蹟第三
管理者 垂水町

前方後圓型ノ大古墳ナリ。淡路五色濱ニアル五色ノ礫石ヲ運ビ葺石トシ繞ラスニ埴輪圓筒ヲ以テス、五色塚又千壺ノ名ノ起ル所以ナリ。傳ヘ云フ、鰐坂忍熊二王ガ仲哀天皇ノタメニ興シ給ヘル陵墓ナリト。小壺古墳ハ之ニ接シテ東ニアリ、圓墳ナリ。

保存施設 標識(木造) 注意札(木造駒形)二 境界標(石造)二九

史

壇場山古墳

所在地 飾磨郡御國野村字國分寺林堂
指定年月日 大正十年三月三日
所有者 國有、民有
指定ノ事由 史蹟第三
管理者 御國野村

前方後圓型ノ大古墳ナリ。後圓部頂上ニ埋藏セラレアル長持型石棺ハ封土ノ流失ノタメニ今其ノ蓋石ヲ露出スルニ至レリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造駒形)

史

壇場山古墳
第一古墳
第二古墳
第三古墳

所在地 飾磨郡御國野村字國分寺林堂
指定年月日 大正十年三月三日
所有者 國有、民有
指定ノ事由 史蹟第三
管理者 御國野村

三古墳共壇場山古墳ノ陪塚ナルベシ。第一・第二兩古墳ハ圓墳第三古墳ハ整形ナル方墳ナリ。

保存施設 標識(石造)三 注意札(木造駒形)三

天然紀念物 鶴山鶴蕃殖地

所在地 出石郡室埴村大字弘原字櫻尾
指定年月日 大正十年三月三日
所有者 國有
指定ノ事由 動物第五
管理者 室埴村

鶴山ト稱シ出石町ヨリ西方約十二三町ヲ距ツル高サ二百尺内外ノ一小丘ニシテ松・杉・檜等茂リ全山國有林ニ屬ス。鶴ハ右鶴山ノ松樹頂上ニ營巢ヲ爲ス。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造)三 境界標(木造)一〇

史蹟 處女塚古墳

所在地 武庫郡御影町大字東明字四番
指定年月日 大正十一年三月八日
所有者 國有
指定ノ事由 史蹟第三
管理者 御影町

前方後圓型ニシテ南面ス。前後ノ直徑約三十三間、後圓ノ背部ニ於テハ中段以下ヲ削平シテ路面ニ供シ、前方ノ右角ニ於テハ中段以下ヲ夷ケテ祠堂ヲ建ツ。後圓部ノ頂ニハ近世碑ヲ建テタルモノ二基アリ。

保存施設 標識(石造) 境界標石柱角形一五

史蹟 西宮砲臺

所在地 西宮市
指定年月日 大正十一年三月八日
所有者 民有
指定ノ事由 史蹟第四
管理者 西宮市

慶應元年畿内防備ノ爲攝津ノ海濱ニ築造セシ砲臺ノ一ニシテ三層ノ石造圓堡ナリ。同時ニ築造セラレシ隣村ノ今津砲臺ハ全ク撤却セラレシモ、此ノ砲臺ハ先年火災ノタメ内
部木造ノ部分ヲ損傷セシ外ヨク舊態ヲ保テリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造屋形) 境界標(石造)一一

史蹟 大石良雄宅趾

所在地 赤穂郡赤穂町字東組
指定年月日 大正十二年三月七日
所有者 國有、民有
指定ノ事由 史蹟第八
管理者 赤穂町

舊赤穂城内ニアリ、大石神社創建ノ後其ノ神苑ノ一部ト成レリ。指定區域ハ神社參道以南ノ尙舊規ノ觀ルベキモノアル部分ニシテ築地庭園ノ一部及安政三年ニ改造ヲ加ヘラレタル長屋門殘存セリ。又園内ニ良雄遺愛ノ櫻樹及其ノ由ヲ記シタル碑石アリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造駒形)二 境界標(石造)四

天然紀念物 尾上ノ松

所在地 加古郡尾上村長田字尾上林(尾上神社境内)
指定年月日 大正十三年十二月九日
所有者 國有
指定ノ事由 植物第一
管理者 尾上神社

黒松ト赤松トノ自然ニ接合シテ一株ト成レルモノニシテ松樹ノ代表の名木ナリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木札駒形) 周柵玉垣(石造)

天然紀念物 曾根ノ松

所在地	印南郡曾根町字御茶屋（天満神社境内）	指定ノ事由	植物第一
指定年月日	大正十三年十二月九日	管理者	天満神社
所有者	國有		
説明	黒松ノ巨樹ニシテ代表の名木ナリ。		
保存施設	標識(石造) 注意札(木造屋形) 周柵(玉垣(石造))		

天然紀念物 妙見ノ大杉

所在地	養父郡八鹿町石原字妙見（名草神社境内）	指定ノ事由	植物第一
指定年月日	大正十三年十二月九日	管理者	名草神社
所有者	國有		
説明	杉ノ代表の巨樹ナリ。		
保存施設	標識(木造) 周柵(木造)		

天然紀念物 生島樹林

所在地	赤穂郡坂越村坂越	指定ノ事由	植物第十六
指定年月日	大正十三年十二月九日	管理者	大避神社
所有者	民有		
説明	陸地ニ接近セル一小島ニシテ暖地性常緑闊葉樹林ヲ以テ被ハレ對岸ノ陸地ト其ノ植物區系ヲ異ニスルニ由リテ著シ。		
保存施設	標識(石造) 注意札(木造屋形)		

天然紀念物 日置村裸榎

所在地	多紀郡日置村大字八上新字宮裏（八幡神社境内）	指定ノ事由	植物第一
指定年月日	大正十四年十月八日	管理者	八幡神社
所有者	國有		
説明	果實ニ石核狀ノ堅キ内種皮ヲ缺クヲ以テ裸榎ト稱セラレ類稀ナル珍種ナリ。		
保存施設	標識(石造) 周柵(玉垣(石造))		

指定史蹟名勝天然紀念物一覽

天然紀念物 淡路國道松並木

所在地	三原郡國道第二十一號路線敷中三原郡八木村養宜上組ヨリ同郡神代村神稻地頭方組ニ至ル間	指定ノ事由	植物第一
指定年月日	大正十五年二月二十四日	管理者	内務省
所有者	國有		
説明	兵庫縣三原郡八木村ヨリ神代村ニ至ル國道ノ黒松並木ニシテ延長一里ニ達シ其ノ樹幹ノ長大ナルコト松並木トシテ全國ニ比類ノ稀ナルモノナリ。		
保存施設	注意札木造四 境界標(石造)六〇		

天然紀念物 千手ノ松

所在地	三原郡賀集村福井野田組字原淵	指定ノ事由	植物第一
指定年月日	大正十五年二月二十四日	管理者	觀音堂
所有者	國有		
説明	樹勢壯大黒松ノ巨樹トシテ代表的ナリ。		
保存施設	標識(石造)一		

天然紀念物 高羽ノ樟

所在地	神戸市灘區高羽	指定ノ事由	植物第一
指定年月日	昭和三年一月十八日	管理者	神戸市
所有者	民有		
説明	樟ノ代表的巨樹ナリ。		
保存施設	標識(石造) 注意札木造屋形 周柵玉垣(石造)		

天然紀念物 八代ノ大櫟

所在地	朝來郡山口村大字宮山(足鹿神社境内)	指定ノ事由	植物第一
指定年月日	昭和三年三月二十四日	管理者	足鹿神社
所有者	國有		
説明	樹勢壯大ノ巨樹トシテ有數ノモノナリ。		
保存施設	標識(石造) 注意札木造駒形 周柵(木造)		

史蹟 姫路城

所在地 姫路市本町
指定年月日 昭和三年九月二十日
所有者 國有
指定ノ事由 史蹟第四
管理者 姫路市

説明 始メ羽柴秀吉此ノ城郭ヲ修メシガ慶長五年池田輝政封セラレテ本城ニ入り同十五年五重ノ天守ヲ起シ三重ノ濠ヲ圍シ又内外ヲ修理シテ姫路城ノ規模此ノ際ニ成レリ。ソノ後松平、榊原、本多、酒井ノ諸氏更替シテ明治ニ至ル。天守閣ハ櫓門・濠壘及土塀等現存シヨク舊態ヲ保テリ。ソノ重ナル部分ハ現今姫山公園トナレリ。

保存施設 標識(石造)七 注意札(木造屋形駒形)四六 境界標(石造)六〇

名勝 慶野松原

所在地 三原郡松帆村筥飯野組字松帆
指定年月日 昭和三年十月十三日
所有者 國有
指定ノ事由 名勝第九
管理者 松帆村

説明 淡路ノ西部松帆浦ニアリ、瀬戸内海ニ臨メル一帯ノ松原ニシテ老松枝ヲ交ヘ其ノ景觀虹ノ松原ニ彷彿タリ。北方五色濱ニ接シ南方雁來崎ヲ望ミ風光明媚近畿地方ニ於ケル松原トシテ優秀ナルモノナリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造屋形)

天然紀念物 玄武洞

所在地 城崎郡田鶴野村赤石
指定年月日 昭和六年二月二十日
所有者 民有
指定ノ事由 地質第八
管理者 田鶴野村

説明 橄欖玄武岩ノ柱狀節理ニヨリテ生ゼル四角乃至八角ノ石柱ヲ以テ成ル大洞窟ニシテ天井ハ蜂窩狀又ハ龜甲紋ヲナス。古クヨリ奇勝トシテ著聞セリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造駒形)

天然紀念物 嵯崎ノ屏風岩

所在地 揖保郡越部村大字嵯崎字鶴崎山
指定年月日 昭和六年十月二十一日
所有者 國有、民有
指定ノ事由 地質第一及第八
管理者 神岡村

説明 龍野町ノ北方約三軒ナル揖保川ニ臨メル鶴崎山ノ西側山腹ニアリ。石英安山岩ノ一大岩脈ニシテ長サ約一五〇米、幅ハ三米ヨリ七米餘ニ至リ鶴崎山ノ山腹斜面ニ略直角ヲナシテ突出シ高サ五乃至一二米ノ障壁ヲナシテ揖保川ノ水際ヨリ蜿蜒トシテ山頂ニ至リ頗ル壯觀ヲ呈ス。又コノ大岩脈ノ南ニ當リ約二〇米ヲ隔テコレヨリ分岐セル一小岩脈アリ、横ニ柱狀節理發達セリ。

保存施設 標識(石造一、木造一) 注意札(木造駒形)二 境界標(石造)三

史

蹟

明治天皇姫路行在所

所在地

姫路市地内町一番地

指定年月日

昭和八年十一月二日

所有者

國有、民有

指定ノ事由

史蹟第一

管理者

本徳寺

説明

明治十八年八月山陽道御巡幸ノ際同月八日行在所トナリタル處ニシテ、ソノ建物ハ昭和七年十一月二日火災ニ罹リ一部破損セルモ幸ヒ主要部分ハ舊態ヲ存セリ。

保存施設

標識(石造)二 注意札(木造屋形)

史

蹟

明治天皇明石行在所

所在地

明石市鍛冶屋町五十六番地

指定年月日

昭和八年十一月二日

所有者

民有

指定ノ事由

史蹟第一

管理者

光明寺

説明

明治十八年八月山陽道御巡幸ノ際同月九日行在所トナリタル處ニシテ主要部分ハ極メテヨク舊規ヲ存セリ。

保存施設

標識(石造)二 注意札(木造屋形)一

名勝天然紀念物

但馬御火浦

所在地

美方郡濱坂町城崎郡餘部村

指定年月日

昭和九年一月二十二日

所有者

國有、民有

指定ノ事由

名勝第四及第十、地質第七及第十一

管理者

濱坂町餘部村

説明

日本海ノ波濤ニ侵蝕セラレタル集塊岩ハ凝灰岩・花崗岩其他諸種ノ火成岩ヨリ成リ景勝ノ變化ニ富メル海岸ナリ。色彩ノ異リタル斷崖高ク連リテ其最モ雄大ナルモノヲ屏風岩トナス、數多ノ岩脈ハ帶ノ如クニ崖ヲ貫キテ隨處ニ露ハル、洞門・洞窟ハ此等ノ岩脈若クハ斷層ニ沿フテ生シ舟ヲ容ルルモノ少カラズ、釣鐘洞門・十字洞門ハ其ノ主要ナルモノトス。岩礁・島礁ハ點々トシテ波間ニ相應シトラキ安山岩ノ柱狀節理ヲ成セル大島ト朝陽夕暉ヲ腹背ニ迎ヘテ景致ヲ添フル北走巖岬ノ朝日洞門トハ奇勝中ノ尤ナルモノニ屬ス。

保存施設

標識(石造)四 注意札(木造屋形)二

天然紀念物

六甲くろがねもち

所在地

蘆屋市蘆屋字西ノ坊

指定年月日

昭和九年一月二十二日

所有者

民有

指定ノ事由

植物第一

管理者

蘆屋市

説明

目通幹圍約三五米、直幹屹立高サ二〇米ニ達ス。くろがねもちノ巨樹トシテ有數ノモノナリ。

保存施設

標識(石造) 注意札(木造駒形)

天然紀念物
(第二類)
蘆屋ノ松

所在地	蘆屋市蘆屋字西ノ坊	指定ノ事由	植物第一
指定年月日	昭和九年一月二十二日	管理者	蘆屋市
所有者	民有		
説明	目通幹圍約四米、樹高約三〇米。地方的巨樹なり。		
保存施設	標識(石造) 注意札(木造駒形)		

史蹟
書寫山圓教寺

所在地	飾磨郡曾左村書寫字書寫山	指定ノ事由	史蹟第一及第二
指定年月日	昭和九年三月十三日	管理者	圓教寺
所有者	國有		
説明	元弘三年五月 後醍醐天皇隱岐ヨリ還幸ノ御途次二十七日行在所トナリタル處ナリ。		
保存施設	標識(石造) 注意札(木造屋形及駒形)六		

史蹟
明治天皇行幸所舊岩倉邸建物

所在地	神戸市葺合區葺合字布引山一番ノ一〇	指定ノ事由	史蹟第一及第二
指定年月日	昭和九年十一月一日	管理者	川崎武之助
所有者	民有		
説明	元東京馬場先門内岩倉邸内ニアリ、明治十六年七月五日及十九日右大臣岩倉具視ノ病氣御慰問ノ爲行幸アラセラレタル建物ニシテ主要部分ハ今ノ地ニ移サレ舊規ヲ存セリ。		
保存施設	標識(石造) 注意札(木造屋形)		

史蹟
明治天皇舞子大本營

所在地	明石郡垂水町山田字柏山二〇一三番ノ一一	指定ノ事由	史蹟第一
指定年月日	昭和九年十一月一日	管理者	住友合資會社
所有者	民有		
説明	元有栖川宮家御別邸ニシテ明治三十三年兵庫縣下行幸ノ際四月二十七日及二十九日ヨリ五月一日迄御駐泊同三十五年陸軍特別大演習御統裁ノ爲熊本縣下行幸ノ際十一月八日及同十七日御駐泊同三十六年觀艦式御舉行並ニ第五回勸業博覽會開會式臨御ノ爲京都大阪兩府下行幸ノ際四月八日ヨリ十二日迄御駐泊同年十一月特別大演習御統裁ノ爲兵庫縣下へ行幸ノ際同月十二日ヨリ十七日迄大本營同四十二年十一月陸軍特別大演習御統裁並ニ觀艦式御舉行ノ爲奈良兵庫兩縣下行幸ノ際同月十五日ヨリ十八日迄御駐泊アラセラレタル處ニシテ主要部分ハヨク舊規ヲ存セリ。		
保存施設	標識(石造) 注意札(木造屋形)		

史

蹟 明治天皇正條行在所

所在地 揖保郡神部村正條二三七番地

指定年月日 昭和九年十一月一日

所有者 民 有

指定ノ事由 史蹟第一

管理者 神部村

說明

明治十八年山陽道御巡幸ノ際八月八日御晝餐ヲ召サレタル處ニシテ主要部分ハヨク舊規ヲ存セリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造屋形)

史

蹟 明治天皇御着御小休所

所在地 飾磨郡御國野村御着九五四番ノ二

指定年月日 昭和九年十一月一日

所有者 民 有

指定ノ事由 史蹟第一

管理者 延命寺

說明

明治十八年山陽道御巡幸ノ際八月九日御小休所トナリタル處ニシテ主要部分ハヨク舊規ヲ存セリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造屋形)

史

蹟 明治天皇阿彌陀御小休所

所在地 印南郡阿彌陀村阿彌陀

指定年月日 昭和九年十一月一日

所有者 民 有

指定ノ事由 史蹟第一

管理者 地藏院

說明

明治十八年山陽道御巡幸ノ際八月九日御小休所トナリタル處ニシテ主要部分ハヨク舊規ヲ存セリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造屋形)

史

蹟 明治天皇須磨御小休所

所在地 神戸市須磨區須磨浦通四丁目

指定年月日 昭和十年三月二十六日

所有者 民 有

指定ノ事由 史蹟第一

管理者 直井藤左衛門

說明

明治十八年山陽道御巡幸ノ際八月十日御小休所トナリタル處ニシテヨク舊規ヲ保存セリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造屋形)

史

蹟

明治天皇山田御小休所

所在地	揖保郡太田村山田	指定ノ事由	史蹟第一
指定年月日	昭和十一年七月二日	管理者	太田村
所有者	民有		

明治十八年山陽道御巡幸ノ際八月八日御小休所トナリタル處ニシテヨク舊規模ヲ存セリ。

保存施設 標識(石造) 意札(木造屋形)

史

蹟

明治天皇土山御小休所

所在地	加古郡平岡村土山	指定ノ事由	史蹟第一
指定年月日	昭和十一年七月二日	管理者	平岡村
所有者	民有		

明治十八年山陽道御巡幸ノ際八月九日御小休所トナリタル所ニシテヨク舊規模ヲ存セリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造屋形)

史

蹟

明治天皇大久保御小休所趾及建物

所在地	趾地 明石郡大久保町往還七〇三 建物 同 大久保町字坂額三四四	指定ノ事由	史蹟第一
指定年月日	昭和十一年七月二日	管理者	大久保村
所有者	民有		

明治十八年山陽道御巡幸ノ際八月九日御小休所トナリタル所ニシテ趾地ハ空地ノ儘保存セラレ、建物中主要部分ハ大正九年二月現在ノ地ニ移サレタルモヨク舊規模ヲ存セリ。

保存施設 標識(石造) 二 注意札(木造屋形及駒形) 二

天然紀念物

神戸丸山衝上斷層

所在地	神戸市林田區長田村字門ノ脇、口一里山及鳴手	指定ノ事由	地質第一、第五及第十三
指定年月日	昭和十二年十二月二十一日	管理者	
所有者	民有		

花崗岩ガ一大逆斷層ニヨリテ第三紀層ノ上ニ衝キ上ゲ居ルモノナリ。六甲山塊ノ構造ヲ示スト同時ニ大阪灣ノ陥没ガ六甲山塊ノ隆起ト相關聯セルコトヲ示セルモノトシテ學術上重要ナリ。

保存施設 標識(木造)

名勝海岸

所在地 城崎郡香住町
指定年月日 昭和十三年五月三十日
所有者 國有、民有

指定ノ事由 名勝第四及第十
管理者 香住町

種々ノ火山岩ト火山源ノ水成岩ニ富メル第三紀層トヨリ成レル日本海式ノ海岸風景ノ地ナリ、中央ニ香住灣アリテ東區ト西區トニ分タル。東區ニハ黒島白島等ノ島嶼アリテ城山半島ヨリノ眺望絶佳ナリ、西區ハ鎧ノ袖大絶壁及其ノ前面ニ横ハル蜂ノ巢島鷹ノ巢島等ヲ中心トシ稍東ニ離レテ但馬松島ノ一島嶼群アリ、西ニハ數多ノ洞窟ヲ有スル松ヶ崎・サグリ鼻間ノ絶壁海岸アリ。

保存施設 標識(木造)

天然紀念物 鎧ノ袖

所在地 城崎郡香住町大字下濱字フナ谷
指定年月日 昭和十三年五月三十日
所有者 民有

指定ノ事由 地質第一第二及第八
管理者 香住町

環日本海アルカリ岩石區ニ特有ナルアルカリ粗面岩ガ堅ニ走レル柱狀節理ヲ呈シ是ヲ横ギリテ生ジタル幾多ノ平行裂罅ヲ充シテ母岩ト同質ノ岩漿ノ小岩脈ヲナセルモノナリ、外見鎧ノ緘ニ類シ火成岩ノ構造トシテ稀有ノモノナリ。

保存施設 標識(木造)

史蹟 明治天皇御小休所舊神戸税關監視部趾及建物

所在地 趾地 神戸市神戶區海岸通
建物 同 神戶區山本通
指定年月日 昭和十三年六月二十日
所有者 國有、民有

指定ノ事由 史蹟第一
管理者 大藏省神戸市

明治三十六年四月十日及明治四十一年十一月十八日ノ兩度御小休所トナリタル處ニシテ建物ハ昭和九年十一月永遠保存ノ目的ヲ以テ諏訪山遊園地ニ移サレ趾地ハ空地トナリテ其ノ一部ヲ存セリ。

保存施設 標識(石造) 注意札(木造屋形)

註一 第二類トアルハ地方的ノモノトシテ指定セラレタルモノナリ。
註二 指定ノ事由欄ハ保存要目ノ何ニ依ルカヲ示ス、保存要目中關係項目左ノ如シ。

史蹟

- 第一 都城趾、宮趾、行宮趾、其ノ他皇室ニ關係深キ史蹟
- 第二 社寺ノ趾跡及祭祀信仰ニ關スル史蹟ニシテ重要ナルモノ
- 第三 古蹟及著名ナル人物ノ墓並ニ碑
- 第四 古城趾城砦、防壘、古戰場、國郡廳趾其ノ他軍事ニ關係深キ史蹟
- 第八 由緒アル舊宅、苑池、井泉、樹石ノ類
- 名勝
- 第四 著名ナル奇岩(村木岩、依石、天然橋石柱等)
- 第九 松林アル砂丘、砂嘴ニシテ著名ナルモノ

指定史蹟名勝天然紀念物一覽

第十 著名ナル海岸、島嶼其ノ他景勝地

天然紀念物

- 動物ノ部 第一 著名ナル動物ノ蕃殖地又ハ渡來地
- 植物ノ部 第一 社叢、著シキ並木、名木巨樹、老樹
- 第十六 陸地ニ遠カラザル島嶼ニシテ植物區系ノ特異ナルモノ
- 地質礦物ノ部 第一 岩石及礦物ノ露出
- 第二 礦物賦存ノ狀態
- 第五 斷層、裂罅、陷落
- 第七 洞穴
- 第八 火山岩ノ種々ノ構造
- 第十一 風化及侵蝕ニ關スル現象
- 第十三 隆起海岸

圖

版

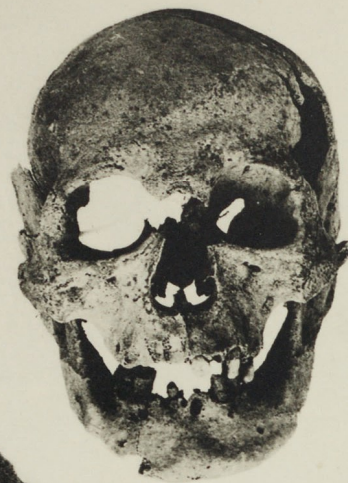
一

此圖係根據本館所藏之古本繪出，其內容與前圖無異，惟其筆墨較為清晰，且其版式亦較前圖為整齊。此圖之繪製，係由本館之技師所完成，其繪製之時間，係在光緒二十一年（即西曆一千八百九十五年）之夏季。此圖之繪製，係由本館之技師所完成，其繪製之時間，係在光緒二十一年（即西曆一千八百九十五年）之夏季。此圖之繪製，係由本館之技師所完成，其繪製之時間，係在光緒二十一年（即西曆一千八百九十五年）之夏季。

蛤山古墳人骨頭蓋骨寫真



觀面側



觀面顔



觀面後



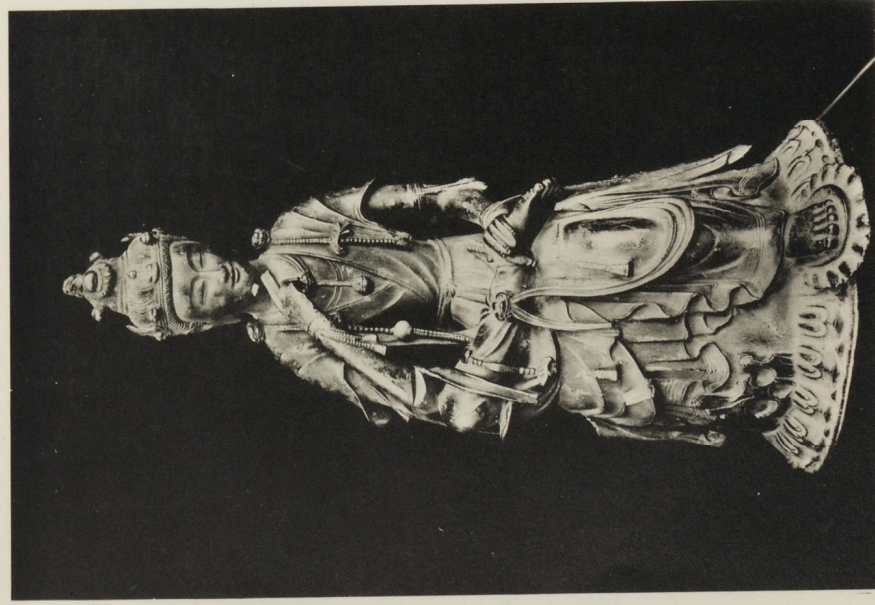
觀面底



觀面上

(一) 銅造如意輪觀音半跏像

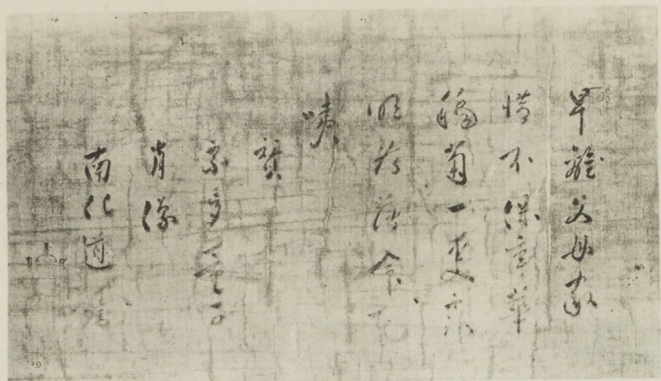
(慶雲寺觀音堂安置)



(二) 同 右 頭 部



宗夢童子畫像及贊



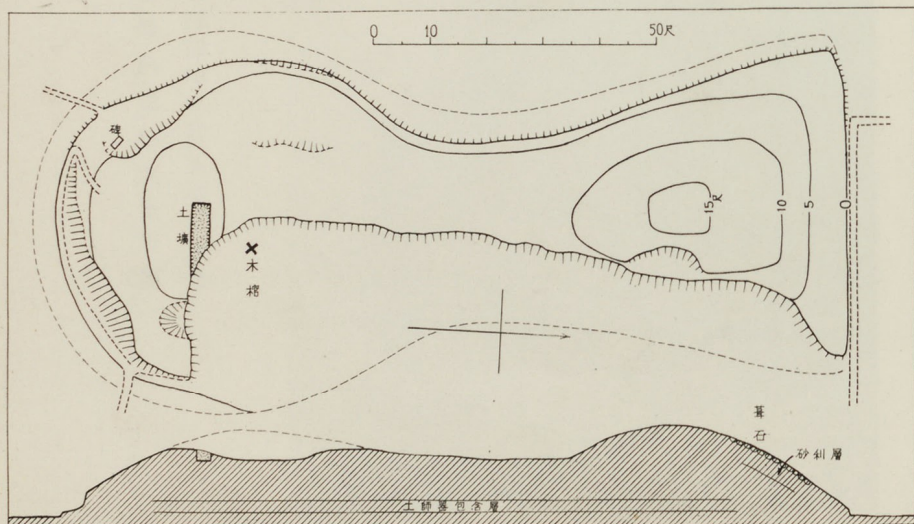
(慶雲寺藏)



(一) 墳丘西面觀



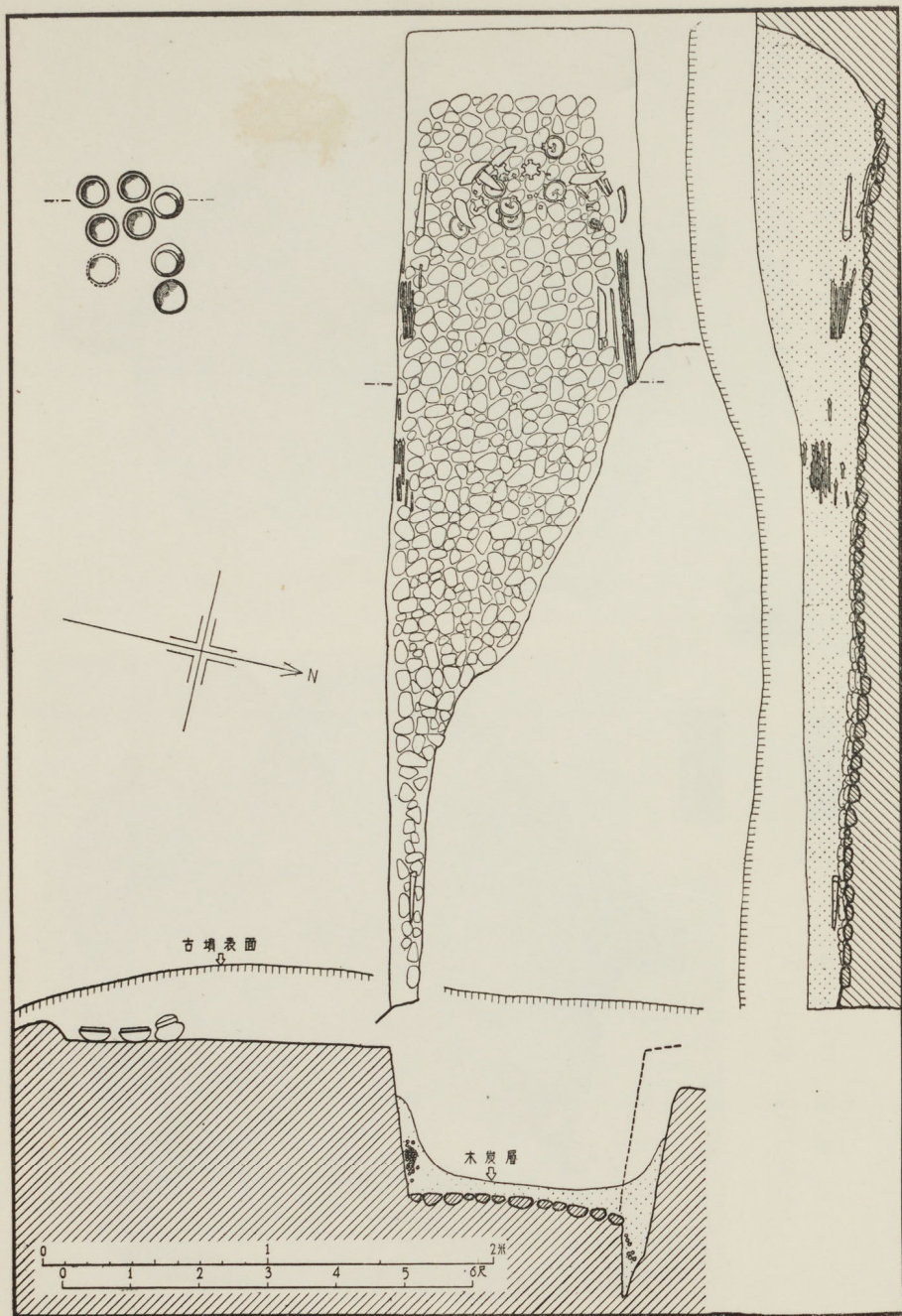
(二) 墳丘東面觀



(三) 大塚山古墳外形實測圖



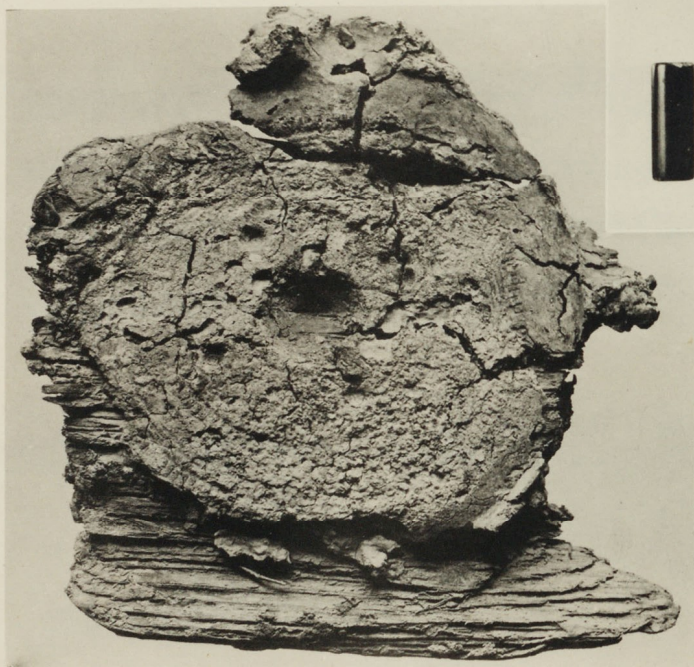
(上) 後圓部殘存狀態及び土壙
(下) 土壙内遺物出土狀態



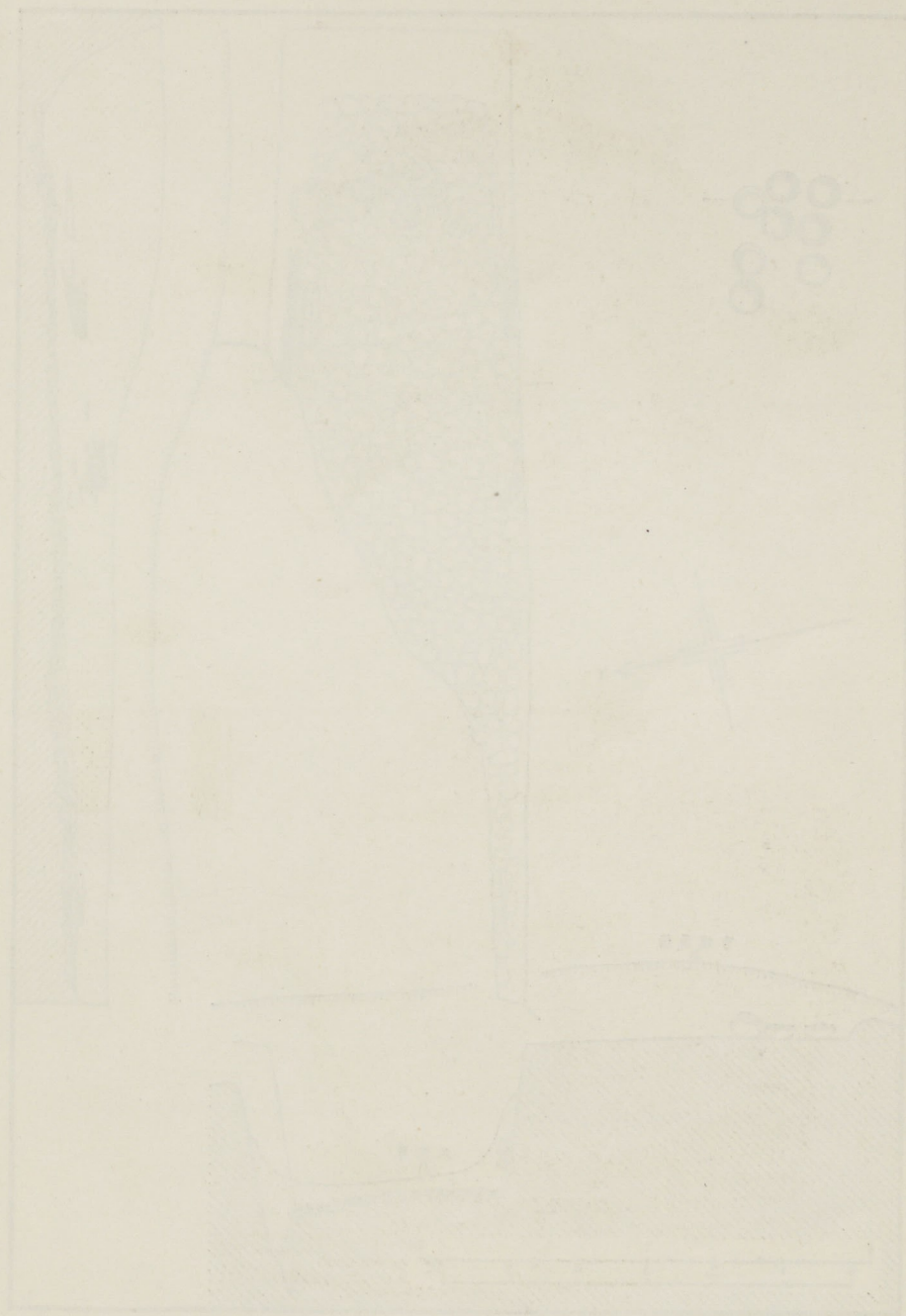
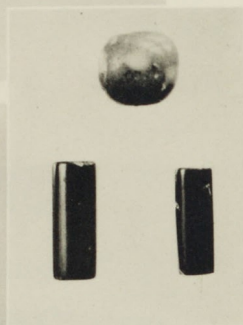
後圓部土壇及び遺物出土狀態實測圖



(上) 四乳變形神獸文五鈴鏡

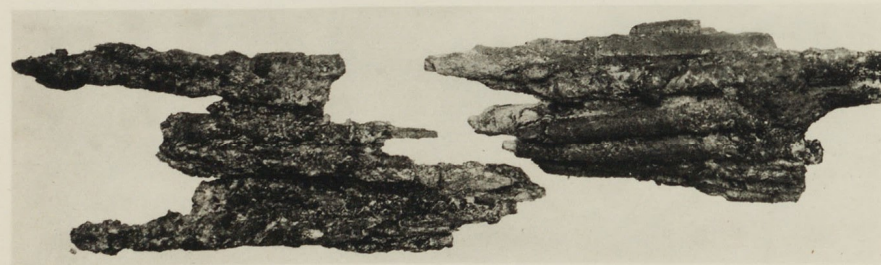
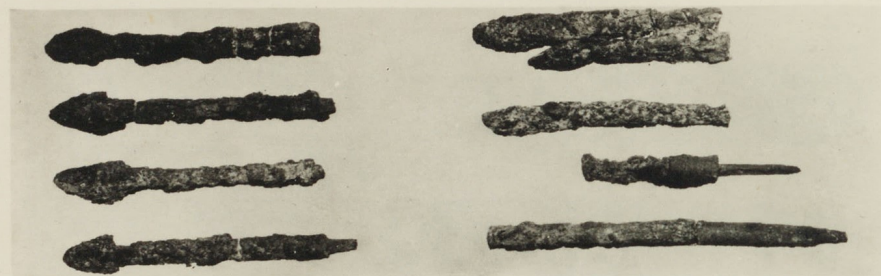


(中) 管玉 蜻蛉玉
(下) 五鈴鏡と同出の木片

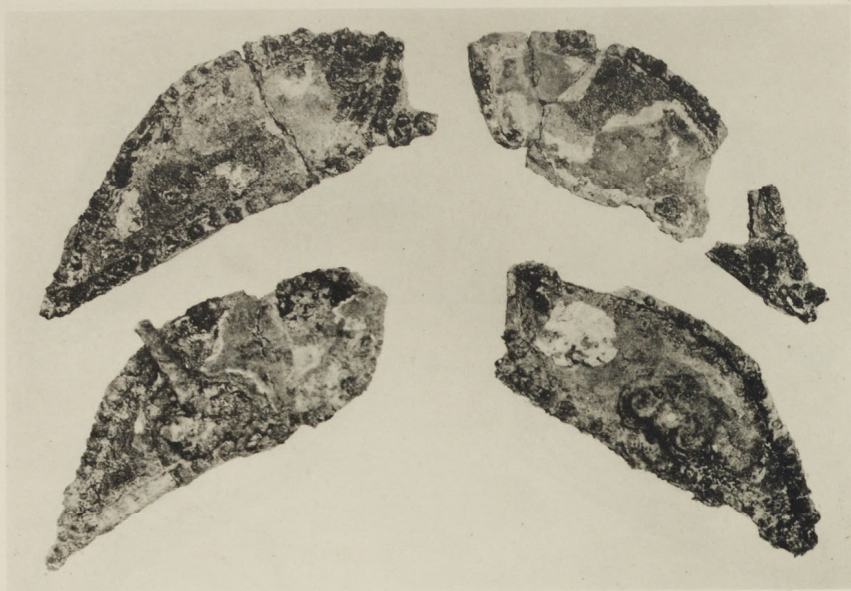




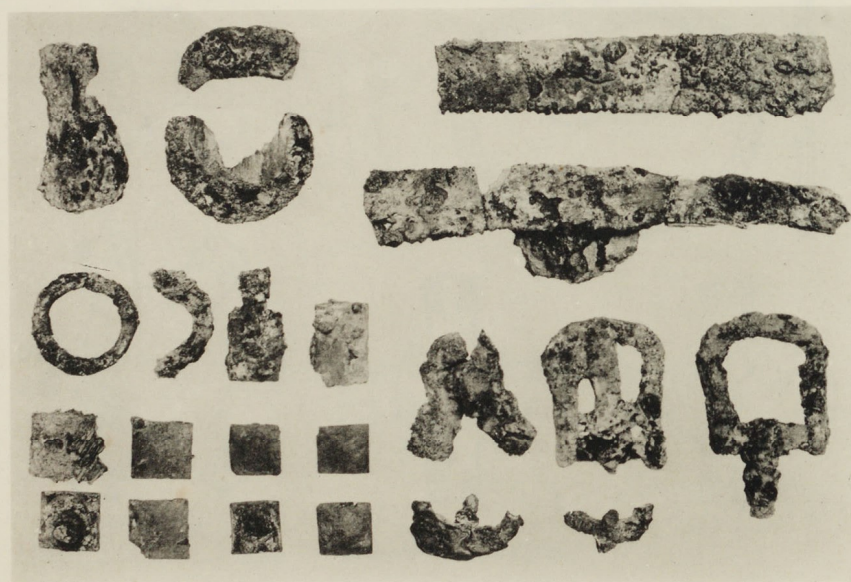
子刀身刀身鎗土出内壙土(一)



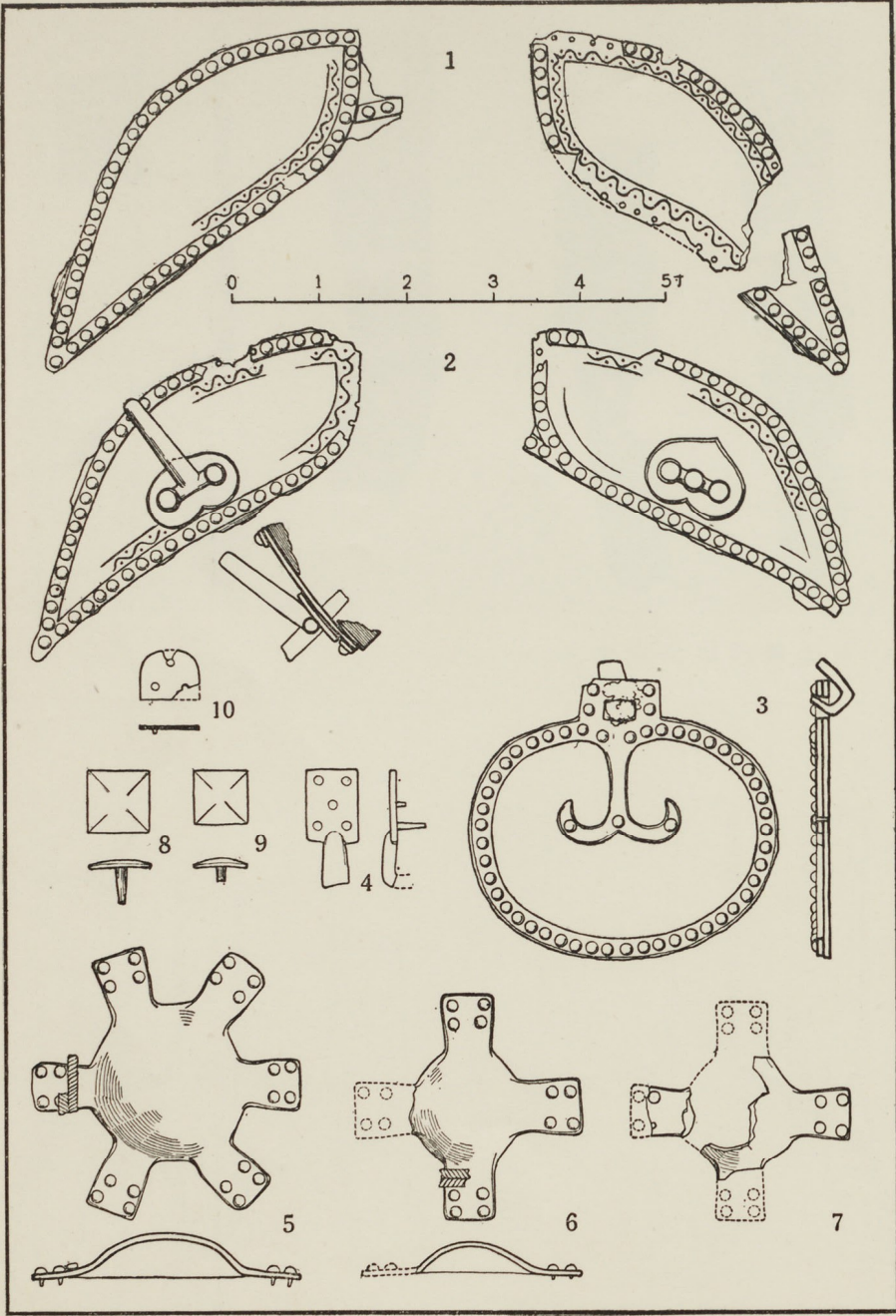
柄矢び及鏃鐵土出内壙土(二)

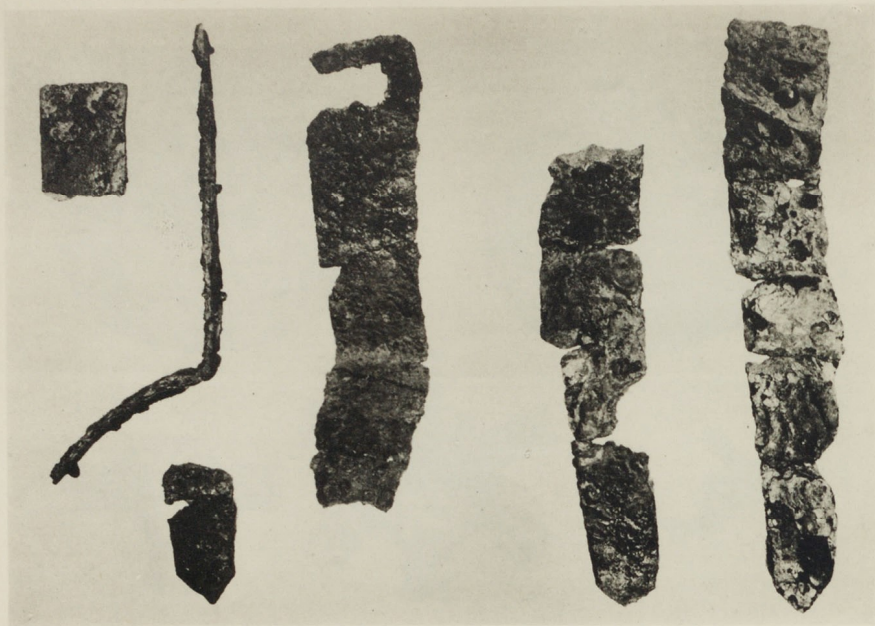


具金鞍土出内墳土(一)

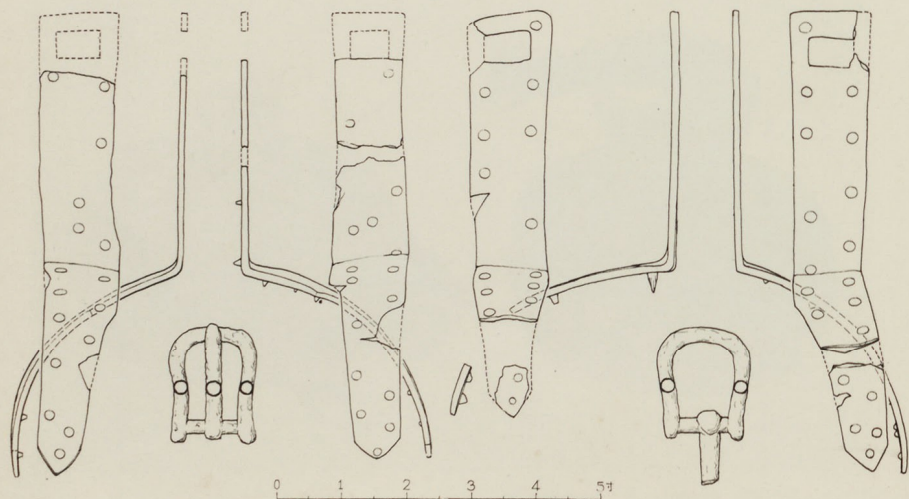


他の其鉾飾・頭斧・鋸鐵土出内墳土(二)

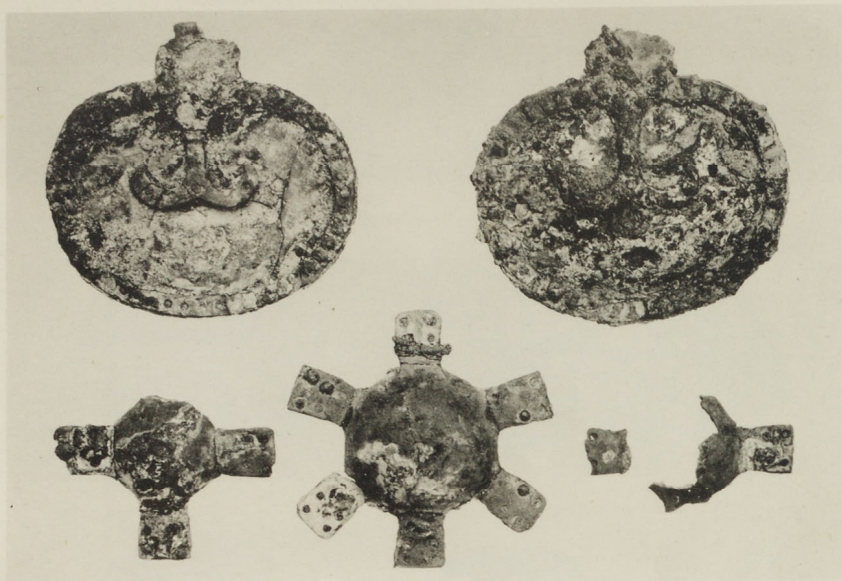




具金鍍土出内壙土(一)



圖測實上同(二)



珠雲び及葉杏土出内壙土(一)



板鏡轡土出内壙土(二)



種各器土部祝(一)



態狀列配器土部祝上丘墳部圓後(二)

(一) 神津村中村出土銅鐸

(辰馬悅藏氏藏)



(二) 多田村滿願寺出土銅鐸圖

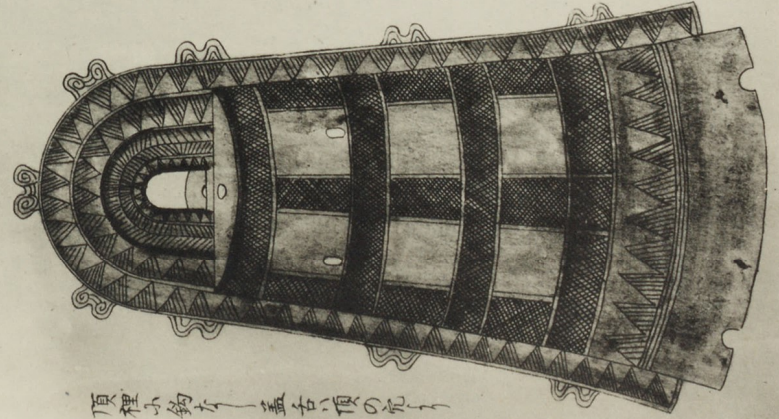
銅鐸

舊津池田山川氏藏 今轉為吉田氏聆清閣之藏

總高二尺

頂以下一尺五寸弱

口徑一尺



頂徑小鉤ち—蓋古頂の穴—
繫き下へおれき



(上) 掘出された現場に遺棄せられた鴟尾
(下) 京都帝國大學陳列館に復原された鴟尾の背面景

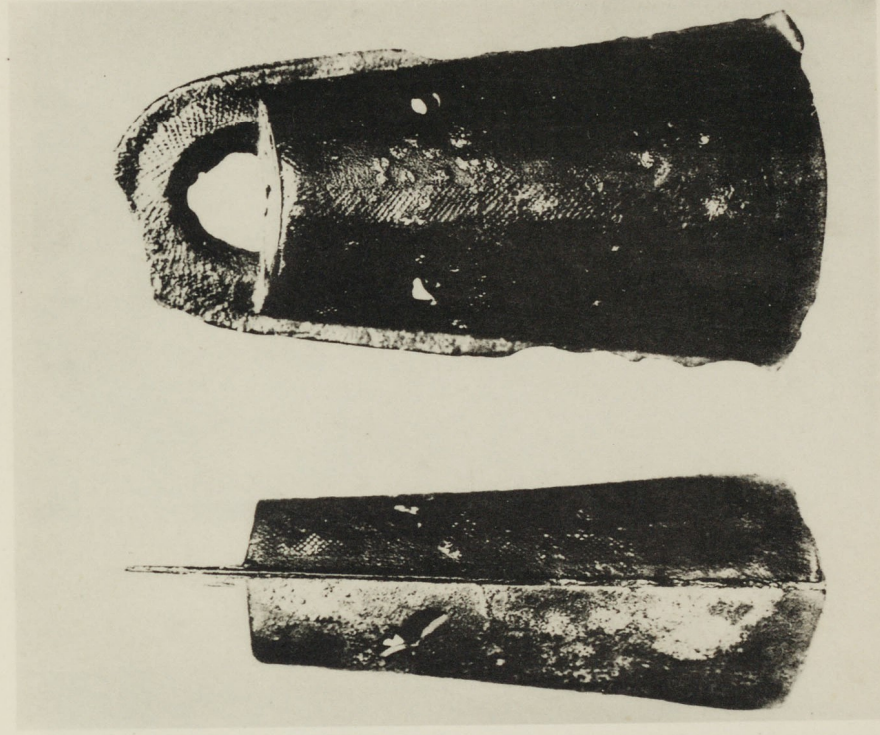


京都帝國大學陳列館に復原された鴟尾の正面觀

(1) 銅

鐙

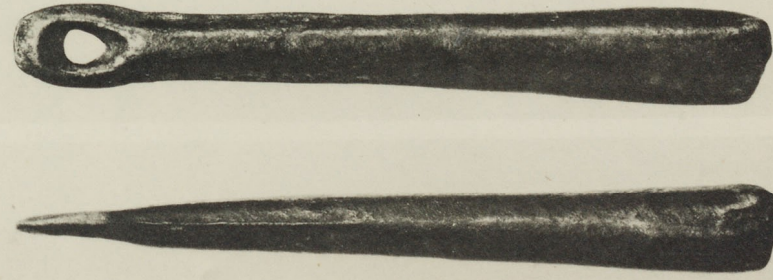
(日光寺所藏)



(11) 銅

舌

(大實)





(る見りよ側南)

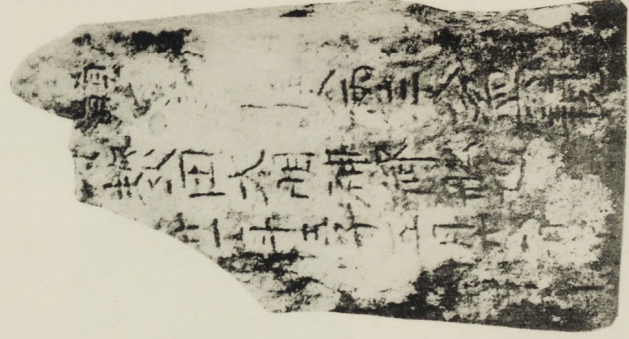
景全蹟遺(一)



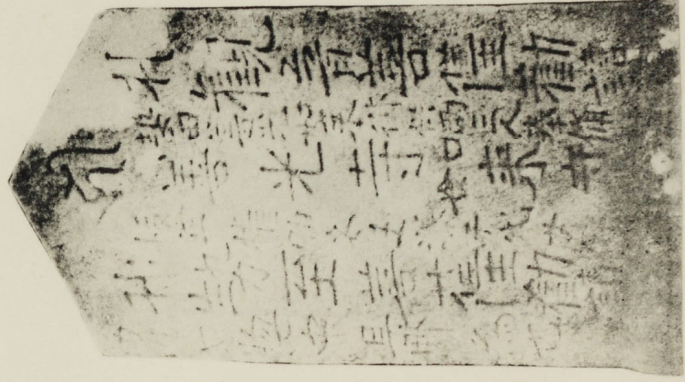
石碑たれ現に下直碑板央中(二)



(一) 中央板碑

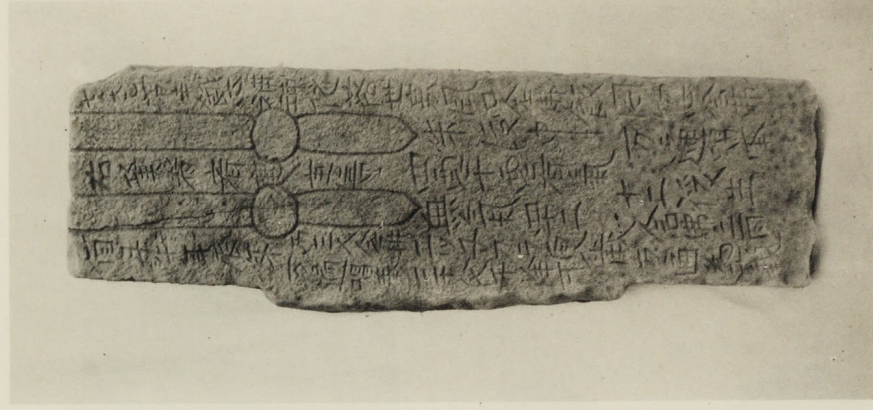


(二) 境内遺存の板碑

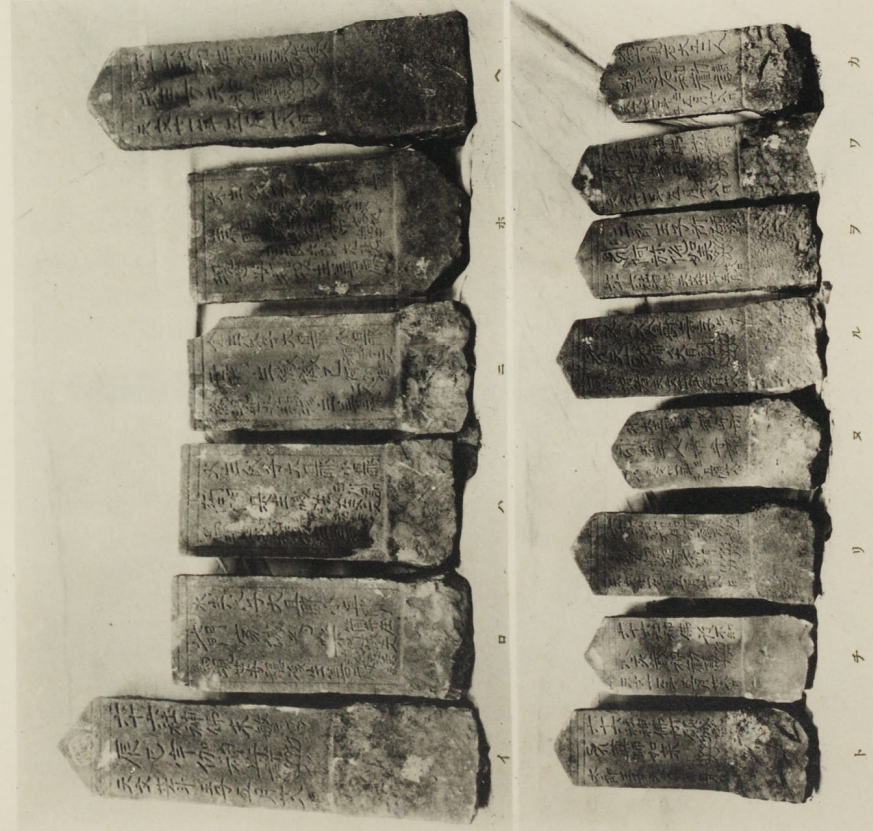


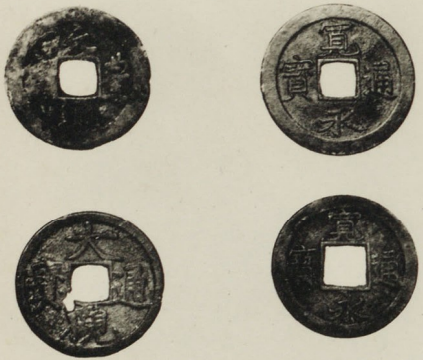
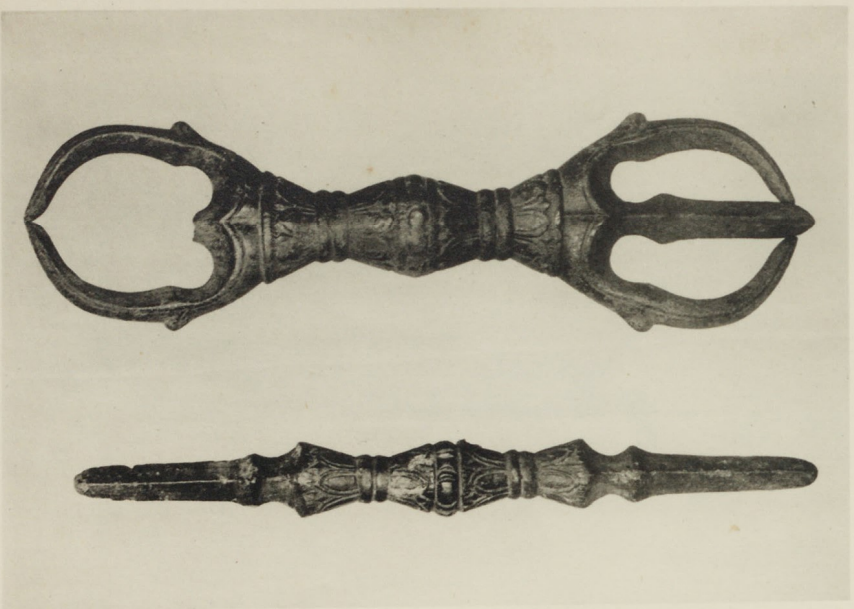
(三) 塚上遺存の板碑

(一) 出土せる碑石



(二) 塚上遺存の板碑





(上) 出土せる三鉦杵及
び獨鉦杵 (原寸)
(下右) 同 銅 鉦 (原寸)
(下左) 同 泉 貨 (原寸)

(藥仙寺本堂安置)



(一) 木造藥師如來坐像

(妙法寺本堂安置)



(二) 木造毘沙門天立像



木造法道仙人立像

(正面及び側面)

(一乗寺開山堂安置)

(一) 木造僧形坐像胎内墨書銘



(二) 木造僧形坐像



(一乘寺本堂安置)

昭和十六年三月二十五日印刷

昭和十六年三月三十日發行

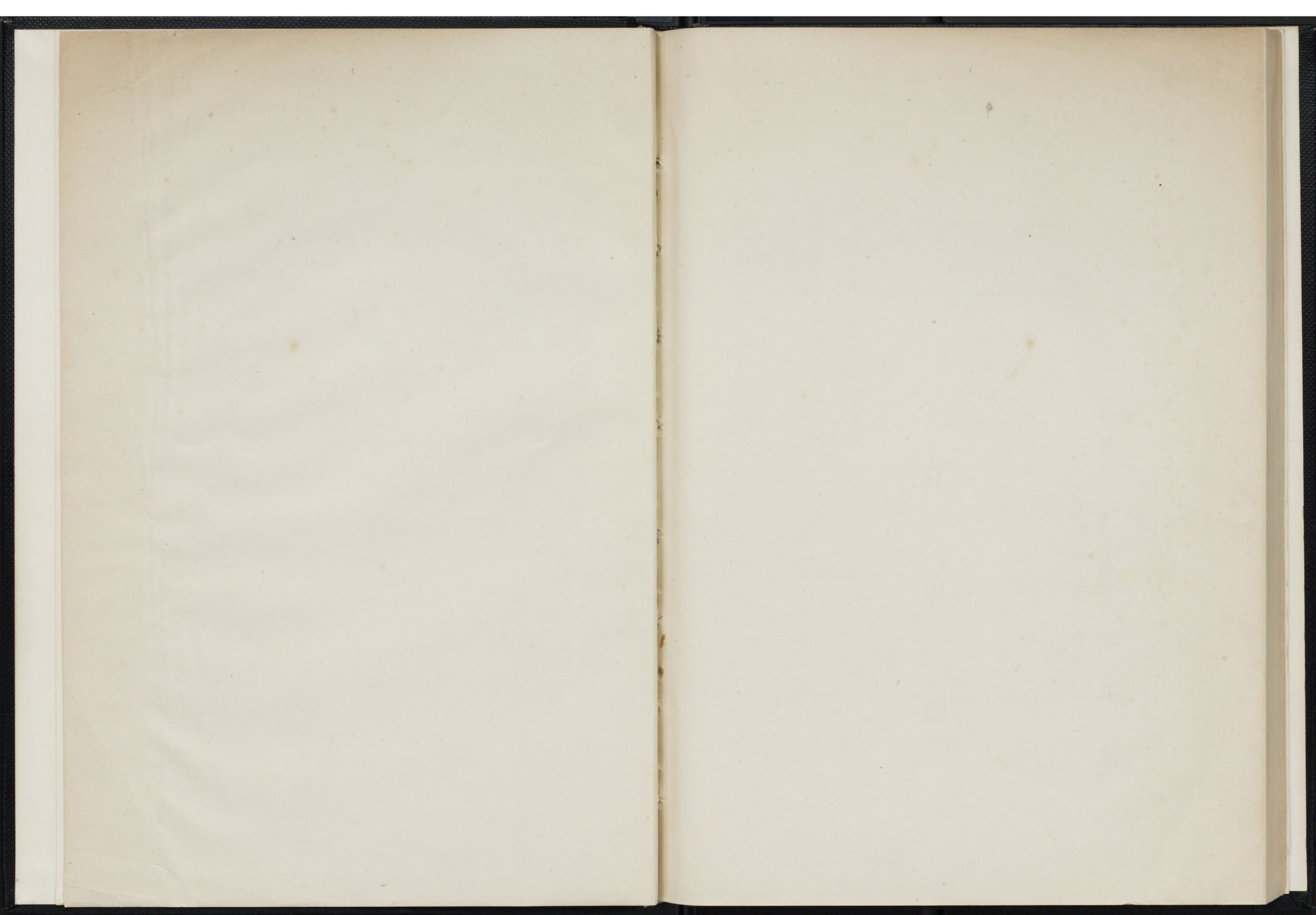
兵庫縣

神戸市神戸區三宮町一丁目三二〇

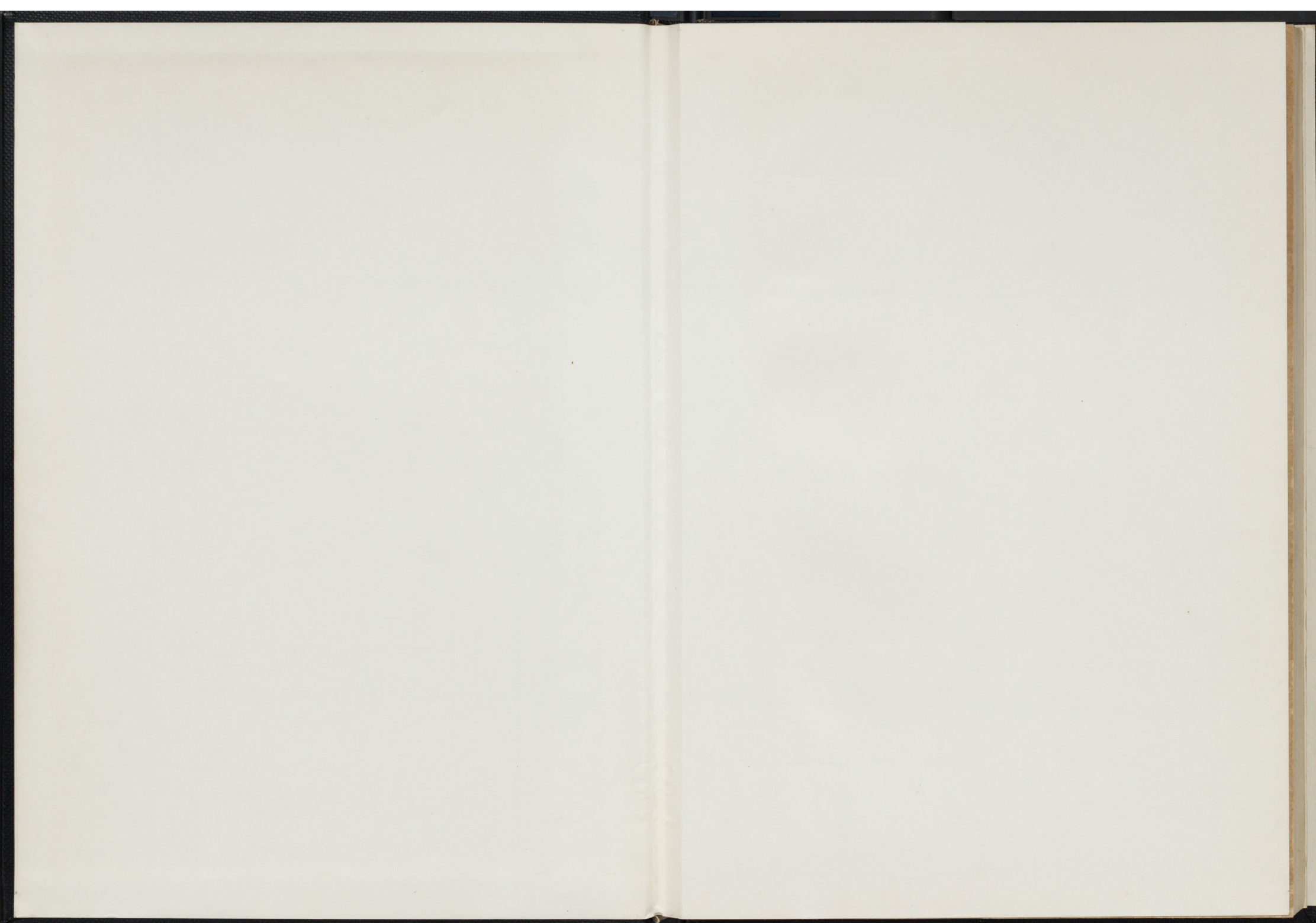
印刷者 辻 左 武 郎

神戸市神戸區三宮町一丁目三二〇

印刷所 合資會社 明 輝 社







兵庫県立図書館
☎ 078-918-3366



100126770